

平成30年第6回定例会

孺恋村議会会議録

平成30年9月4日 開会

平成30年9月14日 閉会

孺恋村議会

平成30年第6回嬭恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月4日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○報告第5号の上程、説明、質疑	11
○同意第3号の上程、説明、質疑、採決	12
○同意第4号の上程、説明、質疑、採決	13
○同意第5号の上程、説明、質疑、採決	14
○日程の変更について	15
○認定第1号～認定第8号の一括上程、説明、総括質疑	15
○議案第39号の上程、説明	45
○日程の変更について	46
○議案第40号～議案第44号の一括上程、説明	47
○請願書・陳情書等の委員会付託について	53
○議員派遣の件について	53
○休会について	54
○散会の宣告	54

第 2 号 (9月10日)

○議事日程	5 5
○本日の会議に付した事件	5 5
○出席議員	5 6
○欠席議員	5 6
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 6
○事務局職員出席者	5 6
○開議の宣告	5 7
○議事日程の報告	5 7
○認定第 1 号～認定第 8 号の質疑、討論、採決	5 7
○議案第 3 9 号の質疑、討論、採決	6 3
○議案第 4 0 号の質疑、討論、採決	6 3
○議案第 4 1 号の質疑、討論、採決	6 4
○議案第 4 2 号の質疑、討論、採決	6 5
○議案第 4 3 号の質疑、討論、採決	6 5
○議案第 4 4 号の質疑、討論、採決	6 6
○休会について	6 7
○散会の宣告	6 7

第 3 号 (9月14日)

○議事日程	6 9
○本日の会議に付した事件	6 9
○出席議員	6 9
○欠席議員	6 9
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 9
○事務局職員出席者	7 0
○開議の宣告	7 1
○議事日程の報告	7 1
○議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
○請願書・陳情書等の審査報告について	7 4

○日程の追加について	7 6
○発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
○一般質問	7 7
佐藤 鈴江 君	7 7
土屋 幸雄 君	9 0
伊藤 洋子 君	1 0 0
大野 克美 君	1 1 5
○閉会中の継続審査申出について	1 2 5
○閉議及び閉会の宣告	1 2 5
○署名議員	1 2 7

平成30年第6回定例村議会

(第1号)

平成30年第6回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成30年9月4日(火)午前10時05分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 5号 平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 6 同意第 3号 嬭恋村教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 7 同意第 4号 嬭恋村等公平委員会委員の選任同意について
- 日程第 8 同意第 5号 嬭恋村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第 9 認定第 1号 平成29年度嬭恋村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 2号 平成29年度嬭恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 3号 平成29年度嬭恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 4号 平成29年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 5号 平成29年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 6号 平成29年度嬭恋村上水道事業会計決算認定について
- 日程第15 認定第 7号 平成29年度嬭恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 8号 平成29年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第39号 嬭恋村辺地総合整備計画の策定について
- 日程第18 議案第40号 平成30年度嬭恋村一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第19 議案第41号 平成30年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第20 議案第42号 平成30年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第21 議案第43号 平成30年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第22 議案第44号 平成30年度嬭恋村上水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第23 請願書・陳情書等の委員会付託について

日程第24 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	佐藤 鈴江 君	2番	土屋 幸雄 君
3番	唐澤 弘 君	4番	松本 幸 君
5番	滝沢 俣明 君	6番	黒岩 忠雄 君
7番	熊川 一 君	8番	伊藤 洋子 君
9番	大久保 守 君	10番	羽生田 宗俊 君
11番	黒岩 鹿二郎 君	12番	大野 克美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	教 育 長	地 田 功 一 君
総務課長	松本 源 君	総合政策課長	加藤 康治 君
税務課長	宮崎 貴 君	住民福祉課長	土屋 和久 君
建設課長	宮崎 芳弥 君	農林振興課長	横沢 貴博 君
観光商工課長	佐藤 幸光 君	上下水道課長	熊川 武彦 君
教育委員会 事務局長	宮崎 孝 君	会計管理者	熊川 さち子 君
監査委員	宮崎 判次 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 黒 岩 崇 明 書 記 宮 崎 剛

開会 午前10時05分

◎開会及び開議の宣告

○議長（滝沢倅明君） おはようございます。

第6回婦恋村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、平成30年第6回婦恋村議会定例会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（滝沢倅明君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（滝沢倅明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、大野克美君、唐澤弘君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（滝沢倅明君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は11日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（滝沢倅明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、8月28日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 黒岩忠雄君登壇〕

○議会運営委員長（黒岩忠雄君） それでは、議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、8月28日に委員会を開催し、第6回議会定例会の運営について協議をいたしました。

第6回議会定例会の会期は9月4日から14日までの11日間とし、一般質問の通告期限は9月10日正午までと決定いたしました。

提出予定議案は、各会計の決算認定8件、議案としましては、一般会計と特別会計の補正予算関係で5件、辺地総合計画の策定、工事請負契約の締結及び物品購入についての議案であります。そのほか報告1件、同意3件が予定をされております。

9月議会は決算認定が主な内容となりますが、全員協議会での審査は9月5日、6日の2日間を予定しております。

今回、請願、陳情等については、陳情書1件、要望書1件ですが、要望書1件を総務文教常任委員会に付託し、陳情1件については議員配付とさせていただきます。

次に、当局から全員協議会で提出議案や懸案事項などについての説明・報告を行いたいとの申し入れがあり、初日議会終了後に行うことに決まりました。

また、各常任委員会及び村創生対策特別委員会の開催については、9月10日本会議終了後に行うことと決定をしました。

そのほか、一般質問等の議会改革について、全員協議会終了後、議員懇談会で協議することといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（滝沢倅明君） 次に、監査委員から例月出納検査報告書6月から8月分を受理したので、配付のとおり報告します。

また、本職において決定した議員派遣並びに6月定例会以降の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

◎行政報告

○議長（滝沢倅明君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告を行うため発言が求められておりますので、これを許可します。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議長の許可を得ましたので、9月定例会議会に当たりまして行政報告をさせていただきますと思います。

まず冒頭に、8月10日、群馬県防災ヘリ墜落という事故が発生いたしました。尊い命が9名お亡くなりになったということでございます。心からお悔やみを申し上げたい。御霊の安らかならんことをお祈り申し上げるところでございます。

特に、嬭恋村出身の方もおったわけございまして、本当に断腸の思いでございました。喪主さんのお父様のお言葉で、二度とこのような事故の起きないようにというお言葉をいただきました。隣に知事さんもお座りでしたが、涙をこらえ切れずに断腸の思いであったというふうに伺いました。

続きまして、最近の気象状況等につきまして若干触れさせていただきたいと思っております。

現在、白根山の噴火警戒レベルが2。この白根山とは、湯釜のほうの白根山のことでございます。これも噴火警戒レベルが2に上がったということで、今、殺生河原から万座の丁字路までの間、通行止めという状況になっておるところであります。本白根山の噴火警戒レベルも現在2ということでございます。逆に、浅間山噴火警戒レベルにつきましては、8月30日、噴火警戒レベルが1に下がったということでございます。非常にありがたいことだと考えておるところであります。

また、火山のほかに、最近、大雨が非常に多い状況が続いておるわけでございますが、7月2日に嬭恋村に初めて記録的短時間大雨情報が発令されました。今までなかった短い時間に集中的に物すごい雨が降りますよ、今まで経験則のないような雨ですよ、十分注意しなさい

いよという警報、情報でございました。

そのほか、警戒本部の立ち上げ回数が、現在まで9回、今年になってからでございます。特に集中的なゲリラ豪雨につきましては、議会のほうのご承認もいただきました災害対応で、既に工事発注も9,040万円ほどの補正をお願いして、現在、作業に取りかかっております。待ったなしの災害でございますので、今後も我々も十二分に注意をしていく必要があると考えております。

なお、現在大雨注意報が発令されておりますので、これが大雨警報に変われば、警戒本部を自動的に即立ち上げる態勢を、今朝、課長を集めて会議したところでございます。

また、気象台が、1977年、41年前に田代に温度計を設置したわけでございますが、今まで、今年に入りまして30度以上に上がったことがございませでした。7月3日に30度を超えました。8月1日にも30度を超えました。田代で30度を超えたということはなかったわけでございますが、今年2回、30度を超えたという状況がございます。逆に、8月18日でございますけれども、1977年、温度計を設置以来、4.7度ということで、今までの最低気温を記録したということでございます。

本当に非常に暑かったり、あるいは逆に非常に寒かったりというような気象情報があるということでございます。危機感を持ってしっかり対応してまいりたいと思っておりますが、村民の皆様方にもこのような状況をしっかり告知をし、対応をとってまいりたい、こう思っております。

村の経済状況、第1次産業についてでございますが、9月3日現在でございますけれども、農協さんベースで854万ケース、対前年ですとマイナス26万ケースということのようでございます。全くざっくりの概算数字でございますが、現在90億円と。前年が68億円だったということでございますので、金額ベースでいいますと二十数億円プラスになっておるといような状況でございます。ここに来まして数量もたくさん出てきて、20万ケースを超えてきておるといことが続いておりまして、価格のほうも若干下がってきて700円前後で推移しておると伺っております。何とかまたいい形で、半分ほぼ終わったという状況でございますので、後半戦も何とかいい形で価格も推移していってもらえればと考えておるところであります。

第2次産業でございますが、今までに現在9回の入札を実施させていただきました。42件で、金額につきましては10億6,000万円ほどでございます。そのうち、防災無線につきましては6億円強ということで大きな比重を占めておりますけれども、債務負担行為、2年にわた

っての事業でございますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。

県の事業でございますけれども、中之条土木あるいは環境森林事務所関係で17億円ぐらいの事業を村内でしていただいております。また、災害等につきましては、県単独の事業の小規模土地改良事業で幅広くフォローしていただいております。そのほかに、直接支払制度、あるいは治山事業等で、鎌原の上り口のところでございますが、4億5,000万円ほどで治山事業も取り組んでいただいております。

国の直轄事業の分でございますが、本年度につきましては、利根川水系砂防工事事務所中心に約15億円弱の事業を、発注を今していただいておりますというふうに向っております。しっかりと産業振興を図ってまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

第3次産業の関係ですが、数字的なデータが、4、5、6、第1四半期につきましては数字が出ておりますが、4月が105.6、5月が92.4、6月が97.6という数字が出ております。その後、夏休み状況、6、7、8、第2四半期に入っておりますわけですが、夏休みもあるわけでございます、対前年で、全体的には若干プラスですけれども、万座温泉の宿泊施設、これにつきましては、まだ、対前年で依然として苦戦が続いておりますという状況かと思ひます。草津温泉と万座温泉ということで、県のほうも補正予算も組んでいただいておりますので、引き続き、県のほうともタイアップしながら、対応については継続的に考えてまいりたい、こう思っておりますのでございます。

また、8月30日に、浅間山につきましてはレベルが下がったということもございまして、今後、より一層安心・安全な村であるということにPRに努めてまいりたい、こう思っております。

政策課題の最重要課題でありました財政再建についてですが、実質公債費比率8.2%、基金総額約30億円、財政調整基金約10億円という状況になっております。普通の健康体に戻ったと確信しておりますのでございます。

学校再編でございますが、現在やっております事業費は、総額約10億円と強の予算で執行しております。現在、西部小学校の体育館、プール、これが完了しますと、残った工事は取り壊し工事ということになります。また、田代、干俣の校舎の解体工事並びに、その公園事業化、地元の要望も聞いて予算化しておりますので、鋭意その事業も進めておりますのでございます。

なお、残った事業といたしましては、次年度、校庭の整備、体育館を壊した後の段差のあ

るところをフラットにするという作業、あるいは外構工事が若干残りますけれども、基本的には、学校再編のハード面の事業は全て方向が定まって、ほぼ完了するというところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

引き続き、最重要課題であります上信自動車道の件でございますが、7月13日に自民党本部の1階におきまして、上信自動車道整備促進期成同盟会総会ということで総会が開催されました。そこで、一応4点についてちょっとご報告をさせていただきます。

終点、起点の話でございますけれども、終点、起点の文言を、群馬県関越自動車道渋川伊香保インターチェンジ付近から、吾妻地域を東西に貫き、長野県側の上信越自動車道へ至る延長約80キロという文言に、終点、起点については一応定めてあるということでございます。

2点目で、吾妻地域全体における均衡ある発展に向け、八ッ場バイパス区間から嬭恋村鎌原までの間の整備区間の指定を急ぐということでございます。

第3点目でございますが、この区間について平成31年度、来年度でございますが、新規事業化を採択することという文言を陳情の中に入れていただき、採択をしたということでございます。

4点目でございますが、これにつきましては、長野県の土木部長さん長谷川様と、群馬県の中島県土整備部長さんにもお話をさせてもらってきた経緯がありますが、県境については、鳥居峠付近をとする文言にするということで、今、関係の皆様方の同意を得ておるという作業が進められております。

長野県、群馬県に対する要望書、これから出すわけでございますが、そういう方向で現在動いておるということでご理解をいただきたいと思っております。

また、超重要課題といえますか、懸案であります鎌原観音堂再編計画につきましては、村創生の特別委員会のほうで十分に審議させていただきたいと考えておりますので、よろしくご指導お願いしたいと思います。

6月以降の主な行事について、若干触れさせていただきたいと思っております。

7月1日マラソン大会ということでございました。村民の皆さん、多くの皆さんのボランティア活動並びに議員の皆様方のご理解、ご協力に厚く御礼を申し上げます。

7月28日つまごい祭りでございますが、台風のために残念ながら中止ということでございました。この件につきましては、9月22日につまごい祭り花火大会ということで、花火大会だけ開催する予定で現在進めておるところでございます。寄附を多数の方からいただいております。

りますので、それを執行させていただくということで日程的にももう少し早くできるかと思っただけですが、なかなか都合が、花火屋さんの都合等もあつたりで、9月22日に開催する運びになりましたので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思っています。

8月15日成人式、成人年齢が18歳に法律が改正、本年度6月に参議院のほうで通って成立いたしました。その関係もありますので、これからいろいろ細かい問題があるかと思えますけれども、成人式につきましては、いずれ各町村等も、その時期になればそれなりの式典を開催する予定になるかというふうになるかと思いますが、よろしくをお願いしたいと思えます。

8月27と29でございますが、平成天皇最後の行幸啓ということで、鎌原資料館のほうへ行啓していただきました。皇太子及び皇太子妃殿下様が、現在の平成では最後ということでございました。多くの皆様方にお出迎えをいただき、感謝申し上げたいと思っております。

9月2日ヒルクライム、つい先週の日曜日でございますが、1,000名強の方々に参加していただいたということであります。また、地元の旅館関係もほぼ満杯になったと伺っておるところでございます。一人でも多くの方がお泊りいただくイベントということで定着していければいいなと思っております。

なお、このイベントにつきましては、サンケイスポーツさん、株式会社プリンスホテルさんの多大なご理解とご協力を得ており、また、孺恋村内のもろもろの多くの方々のボランティア活動にも厚く御礼申し上げたいと思っております。

9月8日でございますが、大笹床固群起工式ということで、国土交通省の発注する事業について起工式を開催するというご案内をいただいております。総事業費が45億円強、平成30年度から平成48年度まで18年間にわたっての工事というふうに伺っております。また、一つでも安心・安全のために、一步一步着実に工事をしていただきたいと考えております。

9月9日キャベチュー、9月22日つまごい祭り花火大会、9月23日吾妻郡民祭ということでございます。また、12月までの間で、10月19日でございますが、千代田区との、昭和63年に提携いたしました友好協定も30周年を迎えるということでございます。今回は孺恋村のほうで開催するという予定でございますので、今、鋭意詰めておりますので、またご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

今議会、決算議会ということでございます。憲法93条「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」とございます。やっぱり二元代表制の

原則ということだと私もいつも思っております。元気の出る村づくりのために、最大多数の最大幸福を目指して、村民の村民による村民のための政治をしっかりと執行してまいりたい、こう思いますので、よろしく願いいたします。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（滝沢俣明君） 以上で行政報告は終わりました。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（滝沢俣明君） 日程第5、報告第5号 平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第5号の提案理由の説明をさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。よろしくご審議をいただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

すみません、説明させていただきます。

まず、各比率の算定結果でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、普通会計、特別会計及び公営企業会計、全てにおいて収支が黒字であったため、数値は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率、これは、普通会計が負担する実質的な債務の返済額が標準規模に占める割合でございますが、3カ年の平均値でございます。8.2%ということで前年から0.3%の増となりました。

続いて、将来負担比率、これは、普通会計が将来において負担すべき実質的な債務の返済額から充当可能基金等の残額を引いた額に対する標準財政規模の占める割合でございます。平成28年度に引き続きまして将来負担は黒字となったため、算定されませんでした。

最後に、資金不足比率でございますが、これは公営企業会計における資金不足額が料金収入などの事業規模に占める割合でございますが、いずれの会計も資金不足はなく、算定され

ませんでした。

実質公債費比率が増加した要因といたしましては、西吾妻福祉病院の地方債に充てたと認められる負担金の増額及び普通交付税の減額が要因でございます。

今後も健全な財政運営の維持に努めていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第5号 平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第6、同意第3号 嬭恋村教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 同意第3号の提案理由を申し上げます。

美才治大輔委員が任期満了を迎えることに伴い、後任に宮崎翔太氏を選任することにつきまして議会の同意を得たいので、本案を提出するものでございます。

本案で提出させていただきます宮崎翔太様は、陸上競技等を通じてスポーツ活動全般に精通し、子供たちの健康増進等を通して教育行政への貢献が期待されます。また、教育委員には、未成年者の保護者を1人以上配置するという規定があり、宮崎翔太様は小学生の保護者でもあり、子育て世代を代表した意見等もいただけるものと確信しております。このことから本委員に適正な方と考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。よろしくご審議の上、ご同意のほどよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、同意第3号 婦恋村教育委員会委員の任命同意については、同意することに決定しました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第7、同意第4号 婦恋村等公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第4号の提案理由を申し上げます。

本間圭吉委員が任期満了を迎えることに伴い、後任に土屋邦亮氏を選任することにつきまして議会の同意を得たいので、本案を提出するものでございます。

本案で提案させていただきます土屋邦亮様は、平成28年度大笹区長として活躍なされました。温厚で誠実な人柄から、地域の方からも絶大なる信頼を寄せられております。また、地方自治行政に精通していることから、本委員に適切な方と考えられますので、婦恋村等公平委員会共同設置規約第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（滝沢俣明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、同意第4号 婦恋村等公平委員会委員の選任同意については、同意することに決定しました。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第8、同意第5号 婦恋村固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第5号につきまして、提案理由を申し上げます。

本案で提案させていただきます横沢正二様は、固定資産評価審査委員として、平成23年9月12日より、前任者の在任期間と、平成24年10月1日から平成30年9月30日までの6年間お願いし、委員として本村における固定資産における事務にご尽力を賜りました。今後においても、元役場職員としての固定資産事務についても精通しておることから、本委員に適切な方と考えられますので、横沢正二様に引き続きお願いし、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（滝沢俣明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 人事についてというよりも、この固定資産評価委員の内容についてなんですけれども、研修とか、例えば土地評価が変わったとかというときに、何か会議のようなものとか定期的に開くようになっているんでしょうか。その1点だけお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） ただいまの伊藤議員のご質問についてでございますが、定期的の研修等については行っておりません。特に何か生じたときに集まっていたらご意見を伺うということになっております。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、同意第5号 孺恋村固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、同意することに決定しました。

◎日程の変更について

○議長（滝沢俣明君） お諮りいたします。日程第9から日程第16までは、いずれも平成29年度決算の関連議案であります。

よって、この際、日程を変更し、日程第9から日程第16までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎認定第1号～認定第8号の一括上程、説明、総括質疑

○議長（滝沢俣明君） 日程第9から日程第16までを一括議題とします。

本案について当局の説明を求めます。

初めに、概要についての説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 認定第1号 平成29年度決算認定提案理由を説明させていただきたい
と思います。

本決算につきましては、さる8月6日、7日、8日の計3日間、一般会計を初め、各会計とも、決算書認定資料及び諸帳簿等を監査委員に提出し、詳細に審査を受けております。その審査の結果、配付させていただいておりますとおり、監査委員から決算審査意見書が提出されておりますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。

私からは一般会計の概略を申し上げ、詳細につきましては、一般会計は会計管理者、その他特別会計については担当課長より説明をさせていただきます。

まず、一般会計でございますが、歳入総額は84億474万2,573円、歳出総額は78億8,953万3,054円、収支残高5億1,520万9,519円、ここから繰越明許費にかかわる一般財源2億2,024万2,713円を差し引いた実質収支額は2億9,496万6,806円という決算になりました。

続いて、一般会計の歳出歳入の主なものを申し上げます。

まず、決算額につきましては1万円未満を切り捨てとし、省略をさせていただきますので、ご了承願います。

まず、歳入では、村全体では18億7,820万円で、前年比マイナス1.7%の減、内訳では、村民税で3,455万円の減額、対前年5.5%の減となりました。固定資産税では519万円増、対前年0.5%増となりました。村民税につきましては、農業所得が前年度と比較すると減収となったことによるものでございます。固定資産税につきましては、太陽光発電の設置等による償却資産税の増加等による増加となります。

愛する婦恋基金につきましては1億3,973万円となり、前年比で3,403万円の増となりました。

地方交付税は、決算額22億3,296万円で、前年比3.7%の減、金額で8,515万円の減額となりました。国庫支出金は4億8,828万円で、39%の増、金額で1億3,700万円の増額となりました。

村債は4億1,998万円で70%増となっております。村債の主な内容としましては、臨時財政対策債が2億1,268万円で50.6%、西部小学校体育館、プール建設等に対する過疎債1億

8,200万円と43.3%となります。

次に、歳出でございますが、総務費では、浅間寮運営事業で4,752万円となりました。

民生費では、介護施設等整備補助金として7,517万円となりました。

農林水産費では、5月31日にありましたひょう害に対し、農業災害対策事業補助金として1,922万円となりました。農林水産業施設工事費として合計で4億2,552万円、創作実習館改修工事で3,390万円となりました。

商工費では、嬭恋スキー場運営業務委託料として4,860万円となりました。

土木費では、除雪機械購入費で2,728万円、村道工事費で合計2億4,104万円、橋梁整備事業で2億2,492万円となりました。

教育費では、スクールバス運営事業として1億3,269万円、小学校統合事業について教育環境の整備を進めるため、西部小学校の屋内運動場及び屋根つきプールの建築等にかかわる経費として4億577万円となりました。

災害復旧費では、7月、8月の集中豪雨等により災害に対応するため、6,050万円となりました。

公債費では、嬭恋中学校体育館、運動公園建設等に伴う起債の償還が終了したことにより、前年よりも1,741万円減少となりました。また、鎌原観音堂周辺整備といたしまして、公有財産の購入費として、全体で1億2,089万円となりました。

以上が歳入歳出決算の主なものとなります。

また、決算を別の角度から見ますと、財源については、村税や使用料、手数料、分担金、財産収入などの自主財源が全体の49.3%、交付税や補助金、村債などの依存財源が50.7%という結果となりました。前年度と比較すると、自主財源では0.5%改善いたしました。

今後も、自主財源の安定的な確保と、その財源を、嬭恋村が抱える諸課題の解決に向け、積極的な配分に努めていきたいと考えます。平成28年度決算にかかわる監査委員の審査意見書にもありますご指摘も真摯に受けとめ、嬭恋村の発展、村民の幸福のため、あらゆる政策施策を着実に推進していきたいと考えております。

以上、大変雑駁ではありますが、慎重なるご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます、平成29年度決算についての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢俣明君） それでは、一般会計より、順次詳細な説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 熊川さち子君登壇〕

○会計管理者（熊川さち子君） それでは、認定第1号 平成29年度孺恋村一般会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

できるだけ簡潔に説明したいと思いますが、しばらくの間、よろしくお願ひいたします。

配付してあります平成29年度一般会計歳入歳出決算書を中心に説明をいたします。

決算書の表紙を1枚めくってください。

平成29年度各会計決算収入支出一覧表で、一般会計と8つの特別会計の収入支出の状況が一括して見られるようになっております。

まず、表の一番上にある一般会計の行をごらんください。

当初の予算が70億6,800万円で、補正と28年度からの繰越明許費を加えまして、最終予算額が予算現額（A）の欄で87億2,660万1,000円となりました。この予算に対して収入済額は84億474万2,573円、その右の（B）支出済額が78億8,953万3,054円でした。差引残額が（C）の欄で5億1,520万9,519円です。29年度繰越明許額が（D）の欄5億7,057万6,580円であり、そのうちの一般財源分が（E）の2億2,024万2,713円ですので、収支残額（C）から繰り越しの一般財源分（E）を引きまして、実質収支額は（F）の欄2億9,496万6,806円となりました。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計から農業集落排水事業特別会計までの8つの会計がございます。この後に各担当課長から説明をいたしますが、全体の部分について少し触れておきます。

表の下から2行目、特別会計合計の欄をごらんください。

当初予算は36億6,273万円で、補正と28年度からの繰越明許費を加算し、最終予算額が予算現額（A）の38億1,143万2,000円となりました。この予算に対しまして収入済額は38億4,377万4,595円、その右の（B）支出済額は35億5,031万5,658円でしたので、差引残額が（C）2億9,345万8,937円です。29年度の繰越明許額が（D）1,127万円で、全て一般財源分です。収支残額（C）から繰越明許費一般財源分（E）を引きますと、実質収支額は2億8,218万8,937円となります。

表の一番下の行になりますが、一般会計並びに特別会計の合計を合わせますと、実質収支額は5億7,715万5,743円となり、この数字が全体での収支決算額となります。全体の実質執行率は95.68%でした。

それでは、一般会計について説明をしていきますが、私からは次の1ページから10ページまで、それから、後半にある実質収支に関する調書と財源調書について説明いたします。

決算認定参考資料総務課編の3-11ページ、平成27年から29年までの3年間の年度別決算の比較をしてある一覧表と、別紙で配付しております29年度一般会計の主な増減内容一覧表をあわせてごらんいただければ、わかりやすいかと思えます。

最初に歳入です。

決算書1ページ、2ページをごらんください。

歳入の第1款村税です。収入済額は2ページ、左から2列目になりますが、18億7,820万2,073円でした。前年対比で1.7%、3,209万3,841円の減となりました。村民税は、個人住民税が3,455万569円、法人住民税が614万15円減り、村民税全体の収入額が、率にして5.5%、4,069万584円の減額となりました。

固定資産税の収納額につきましては603万4,470円、率にして0.6%増額となりました。償却資産の増額が主なものとなります。

その他の税の収入につきましては、軽自動車税は前年度より4.8%、189万1,135円の増、たばこ税が377万8,462円減、入湯税は444万9,600円の増となりました。詳しい内容は、決算認定参考資料の税務課編5-8ページに村税収納状況の比較の表がありますので、後でご確認ください。

次に、第2款地方譲与税です。収入済額が1億2,402万9,000円、率で0.6%、76万9,000円の増額となりました。内訳は、地方揮発油譲与税が6万4,000円の減、自動車重量譲与税が83万3,000円の増額となっております。

次に、第3款から第8款の交付金は、昨年と比べますと、第3款利子割交付金120万8,000円、第4款配当割交付金290万4,000円、第5款株式等譲渡所得割交付金492万1,000円、第6款地方消費税交付金768万3,000円、第7款ゴルフ場利用税交付金157万7,100円、第8款自動車取得税交付金1,042万7,000円、それぞれ増額となっております。

次に、第9款地方特例交付金、収入済額が233万2,000円、前年より6万6,000円増額になりました。

第10款地方交付税、収入済額は22億3,296万6,000円でした。前年より3.7%、8,515万9,000円の減額となりました。

第11款交通安全対策特別交付金、収入済額は305万1,000円、前年より15万2,000円減っております。

次の3ページ、4ページに移ります。

第12款分担金及び負担金です。収入済額が2,084万7,074円で、前年より金額では2億

4,635万1,529円、率で92.2%の減です。この主な要因は、昨年度あった孀恋自然休養村の負担金分が減ったことによるものです。

第13款使用料及び手数料、収入済額は7,763万8,039円で、前年より339万4,090円、4.6%増えております。

次に、第14款国庫支出金です。収入済額が4億8,828万6,607円で、1億3,700万5,142円、率で39%の増です。教育費負担金、土木費補助金等がふえたことにより増額となっております。

第15款県支出金の収入済額は7億4,638万3,445円で、前年より2億1,825万9,336円、率で41.3%の増です。委託金は減りましたが、民生費補助金、農林水産業費補助金等が増額となりました。

続いて、第16款財産収入です。収入額が9,159万8,537円、2,436万9,950円、率で21%の減でした。昨年度あった孀恋サービス公社解散に伴う残余財産の受け入れ収入分が減ったことが主な要因です。

17款の寄附金です。一般寄附分が1,938万8,515円の減、愛する孀恋基金寄附金は3,403万6,229円の増額となりました。

第18款繰入金、収入済額は11億6,937万8,000円で、前年より10億8,128万4,388円の増です。財政調整基金から10億8,427万円を繰り入れました。

第19款繰越金、こちらは前年度からの繰越金で収入済額が6億8,251万1,399円です。金額では2億3,733万672円、率で25.8%の減となっております。

次に、第20款諸収入です。収入済額が8,287万1,020円で、前年より24%、金額で2,617万6,958円の減額でした。理由としましては、次のページ、第5項の雑入にあります前年度の収入である後期高齢者広域連合人件費負担金、後期高齢者医療市町村負担金精算金がなかったこと、また、急速充電器に関する支援金、地域活動支援センター負担金等が減ったためです。

歳入の最後、第21款村債です。こちらは起債による収入が4億1,998万3,000円で、前年より70.8%、金額で1億7,409万5,000円の増でした。

詳細につきまして、決算認定参考資料で説明させていただきます。

総務課編の3-14ページをごらんください。

一般会計は、決算年度借入額が4億1,998万3,000円、償還額が5億3,358万536円、29年度末残高は54億5,578万4,371円となり、昨年度末より1億1,359万7,536円減っております。

また、特別会計は3-17ページになります。決算年度借入額が2,890万円、償還額は3億4,614万3,972円で、29年度末での残高は35億2,862万2,385円、前年度末より3億1,724万3,972円の減となりました。

3-14ページに戻っていただきまして、1行目右端のとおり、一般会計、特別会計等全体では89億8,440万6,756円の残高となっております。

以上、12の款の合計歳出済額は、決算書6ページの歳入合計額の欄にあるとおり84億474万2,573円でした。前年対比で13.6%、10億359万1,270円の増額となりました。収入財源のうち、収入の全体に対する村税の占める割合は25.6%、交付税が30.5%、国庫、県支出金が16.9%で、この3つで財源の73%となります。

なお、監査意見書の11ページにも載っていますように、歳入における自主財源比率は49.31%で、前年対比では0.47%の増加となりました。

次に、歳出に移ります。

決算書7ページ、8ページをごらんください。

議会費から予備費まで14にわたる款が載せてありますが、各款の支出済額を中心に説明をいたします。

まず、第1款議会費です。支出済額は7,928万2,945円、前年比では2.7%、222万6,757円の減です。

第2款総務費、支出済額が16億8,976万7,973円で、前年より金額で5,338万9,667円、率では3.3%の増です。徴税費、戸籍住民登録費、統計調査費は減額となりました。また、一般管理費、財産管理費は減額となりましたが、企画費、基金の積み立て等により総務管理費が6,112万2,809円増額となっております。

次に、第3款民生費、支出済額が11億5,422万5,937円です。前年より3.4%、3,805万8,084円の増です。社会福祉費は4,766万9,232円ふえています。ふえた主なものは、臨時福祉給付金事業、後期高齢者医療事業、高齢者介護施設整備費等補助金です。児童福祉費については、昨年度支出のあった児童手当国庫負担金償還金が減ったことなどにより、969万6,148円減額となりました。

第4款衛生費、支出済額が4億8,808万3,395円です。前年より金額で2,099万5,861円、4.5%の増になりました。簡易水道事業特別会計への繰出金の増が主な要因です。

第5款労働費については、支出済額が155万9,900円で、前年とほぼ同じです。

第6款農林水産業費の支出済額は9億5,299万8,484円で、前年より36.2%、2億5,337万

4,964円の増です。内容としますと、農山漁村地域整備交付金事業、農業基盤整備促進事業、小規模農村整備事業等が減額となり、農地耕作条件改善事業、中山間地域所得向上支援事業、創作実習館運営費等が増額になり、農業費の合計は2億5,066万1,213円の増となりました。林業費は、林道維持管理事業が増額になったことにより、266万6,400円の増、水産業費は4万7,351円の増でした。

第7款商工費の支出済額は2億2,450万7,043円で、前年より54.3%、7,904万5,264円の増となりました。主なものは、婦恋スキー場管理事業費です。

次の第8款土木費、支出済額は10億5,310万6,063円、前年比で27%、2億2,401万4,089円の増でした。各項ともふえています。特に、橋梁整備事業、道路改築事業等の増により、道路橋梁費が2億1,642万5,650円増額となっております。

次の9ページ、10ページに移ります。

第9款消防費、支出済額が2億4,546万4,309円、これは前年より5.7%、1,323万8,613円の増です。吾妻広域消防費負担金や消防施設整備事業の増額が主なものです。

第10款の教育費、支出済額が13億6,570万3,920円で、前年度より52.7%、4億7,106万3,481円の増となりました。教育総務費、保健体育費は減額となりましたが、小学校の統合費の増で小学校費が3億278万932円、また、文化会館建設基金の増と、資料館の土地を購入したことなどにより、社会教育費が1億8,769万5,789円、それぞれ増額となっております。

次の第11款災害復旧費の支出済額は6,050万5,600円でした。農地災害復旧事業が1,967万6,400円、村道災害復旧事業が4,082万9,200円です。

第12款公債費、支出済額が5億7,432万7,485円、前年比2.9%、1,741万716円の減です。内訳は、元金分が871万3,045円、利息分が869万7,675円、それぞれ減となっております。

第14款の予備費の支出はございません。

以上、14の款にわたる歳出額の合計が、前年より17.4%、11億7,089万3,150円ふえまして、78億8,953万3,054円でした。

次の11ページから176ページまでが各事項別の明細になっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、177ページをごらんください。

実質収支額に関する調書でございます。

内容的には繰り返しになりますが、歳入総額が84億474万573円、歳出総額が78億8,953万

3,054円、これを差し引いた額が5億1,520万9,519円です。繰越明許費繰越額を差し引いた額が5の実質収支となり、その額が2億9,496万6,806円、これが30年度に繰り越す額ということになります。

次に、178ページですが、ここからは財産に関する調書です。

最初に、このページは土地及び建物の表となっております。村が29年度末で保有している土地の面積は、前年度より1万3,728.92平米ふえ、合計で1,829万7,139.61平米です。建物関係では、前年度末延べ面積は4,492.99平米減って、5万5,461.1平米となっております。減った原因は小学校の取り壊しによるものです。

次に、179ページ、(2)山林は、所有が344平米ふえ、分収と合わせて面積の合計は503万7,444平米です。

(5)出資による権利につきましては、前年度末残高は1億5,739万円で、前年度末と変わりありません。

次に、180ページの2、物品です。村が保有している車両の状況が記載されています。庁用車1台、除雪車1台がふえ、合計91台を保有しております。

次に、(3)債権ですが、奨学資金貸付金、医療従事者資格取得奨学資金貸与金と生活救護資金貸付金、3つ合計で年度末残高は、昨年より18万円ふえ1,253万円です。該当者は、奨学資金が13人、医療従事者資格取得奨学資金が3人、生活救護資金が2件です。

最後に、4の基金です。一般会計で10、特別会計で3つの基金がありますが、ここには一般会計分が記載してあります。前年度末より1億1,217万5,000円減り、29年度末現在高は39億2,061万8,000円となっております。

なお、基金の詳細につきましては、決算認定参考資料の総務課編3-13ページに一覧の調書がございますので、後ほどご確認をいただければと思います。

以上を申し上げまして、平成29年度一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。ご確認の上、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 続いて、認定第2号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算について。住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） それでは、国民健康保険特別会計決算についての説明をさせていただきます。

決算書の9ページ、10ページをごらんください。

事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、主な歳入でございますが、第1款の国民健康税でございますが、総額で収入済額が5億5,276万7,439円、前年度比で2,352万8,774円の減でございます。収納率につきましては92.24%でございました。現年度分のみとなりますと97.18%となっております。

続きまして、11ページ、12ページをごらんください。

ページの中段でございます第3款国庫支出金でございます。収入済額が3億2,870万500円、前年度比で1,547万5,078円の減でございます。

続きまして、13ページ、14ページをごらんください。

中段の第4款になります療養給付費交付金、これは退職者医療にかかわります支払い基金からの交付金でございます。収入済額は2,198万6,309円、前年度比842万5,113円の減でございます。

次に、第5款前期高齢者交付金ですが、収入済額が2億5,705万5,647円、前年度比で2,638万8,348円の増となっております。

第6款の県支出金でございますけれども、収入済額が1億186万4,644円となっております。前年度比で66万7,896円の減でございます。

1枚めくっていただきまして、15ページ、16ページをごらんください。

中ほどにあります第8款共同事業交付金ですけれども、収入済額が4億339万1,149円でございます。前年度比で2,472万5,410円の減でございます。

続いて、また1枚めくっていただきまして、17ページ、18ページをごらんいただければと思います。

第10款繰入金につきましては、これは一般会計からの繰入金が主なものとなっております。総額で収入済額が8,686万2,432円となっております。その主なものが保険基盤安定の繰入金でありまして、保険料軽減分、保険者支援分合わせますと7,367万6,893円となっております。

次に、第11款になりますけれども、収入済額が1億6,258万6,292円となっております。これは28年度からの繰越金でございます。

その他収入等を含めまして、22ページの一番下の合計ですけれども、19億1,803万9,973円、前年度比で1,436万882円の減となっております。

では、続きまして、歳出の状況について主なものを説明させていただきます。

25、26ページをご確認ください。

国民健康保険の主要な歳出となります第2款保険給付費でございます。合計の支出済額が9億1,317万5,025円で、前年度比で1,824万4,958円の減でございます。1項の療養給付費は、医療費の保険者負担のものですけれども、前年度比1,413万1,588円の減になっております。

2項の高額療養費につきましても前年度比376万3,370円の減となっております。

そのほかに出産育児一時金は前年度と同じ額となっております。

続きまして、29、30ページをごらんください。

第3款の後期高齢者支援金等につきましては、支出が2億2,125万7,063円でございます。前年度比577万8,673円の減でございます。

次に、31ページ、32ページをごらんいただきたいと思っております。

第6款の介護納付金としまして1億136万975円の支出でございます。前年度比で295万8,150円の減となっております。

第7款の共同事業拠出金ですが、3億9,654万8,471円の支出となっております。前年度比で2,459万6,568円の減となっております。

33ページ、34ページをごらんいただきたいと思っております。

第8款の保健事業費ですけれども、総額で2,178万8,196円でございます。主なものとしましては、特定健診の委託料が1,252万円ほどとなっております。

第9款でございますけれども、平成29年度におきまして基金に6,646万8,263円の積み立てを行っております。これにつきましては利息分も含まれているものでございます。年度末の基金の保有額は9,448万1,799円となっております。

37ページ、38ページの一番下の欄をごらんください。

歳出の合計ですけれども、17億5,968万5,357円、前年度比で1,859万2,558円の増となっております。

最後に39ページをごらんいただきたいと思っております。

実質収支について説明させていただきます。

歳入総額が19億1,803万9,973円、歳出の総額は17億5,968万5,357円、歳入歳出差し引きは1億5,835万4,616円となっております。これが次年度への繰り越しとなるものでございます。

続いて、直営診療施設勘定について説明をさせていただきます。

45ページ、46ページを確認いただきたいと思っております。

主な歳入について説明をいたします。

第8款繰入金ですけれども、2,578万4,000円で、前年度比430万8,000円の減となります。一般会計から運営費交付金、運転資金貸付金などのための繰り入れを行っております。また、国保特別会計事業勘定から医療機器の購入分の国庫補助金の相当額の繰り入れを行っております。

1枚めくっていただきまして、歳入の合計ですけれども、4,190万1,170円となり、前年度比883万9,678円の減となっております。

49ページ、50ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございますけれども、第1款総務費として施設管理費の支出が3,734万8,917円でございます。

また、第2款医業費として、損失補填分216万4,219円、レントゲン高電圧装置などの医業費購入費用としまして228万9,600円を支出しております。

歳出の合計は4,180万2,736円で、前年度比893万3,857円の減でございます。

最後に実質収支でございますけれども、次の51ページになります。歳入総額4,190万1,170円、歳出総額4,180万2,736円、歳入歳出差し引き額が9万8,434円でございます。

以上で、国民健康保険特別会計決算についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 続いて、認定第3号 介護保険特別会計歳入歳出決算について。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 認定第3号の平成29年度婦恋村介護保険特別会計歳入歳出決算について説明をさせていただきます。

決算書の事項別明細書を見ていただきたいと思います。

7ページ、8ページで説明をさせていただきます。

主な歳入としまして、第1款の保険料ですけれども、2億4,253万100円となっております。前年度比で315万4,600円の増となっております。これにつきましては、被保険者の増によるものでございます。

第3款の国庫支出金でございますけれども、2億666万1,641円で、前年度比703万5,262円の減となります。

続きまして、9ページ、10ページをごらんください。

第4款の支払基金の交付金は、第2号被保険者が納付した介護保険料支払基金が交付するものですが、これが2億2,933万5,000円、前年度比で316万584円の減となっております。

第5款の県支出金ですが、1億2,302万4,765円で、前年度比226万1,551円の増となります。

次に、11ページ、12ページをごらんください。

第8款の繰入金でございますけれども、1億2,291万5,611円で、前年度比669万37円でございます。繰入金につきましては、一般会計からの繰入金のみでございます。

続きまして、13ページ、14ページをごらんください。

第9款繰越金でございますが、1億557万9,277円で、前年度比2,193万5,718円の増でございます。

以上、その他収入等を含めまして歳入の合計ですけれども、10億3,194万6,435円、前年度比2,482万5,410円の増でございます。

続いて歳出になります。

17ページ、18ページをごらんください。

第1款総務費のうち第5項なんですけれども、計画策定委員会費の中で第7期介護保険事業計画を策定しております。

次に、その下の第2款保険給付費でございますけれども、8億73万1,358円、前年度比37万7,828円の減でございます。介護サービス、介護予防サービス、高額介護サービス、特定入所者介護サービスの項目は、それぞれ多少の増減ありますけれども、保険給付費として前年度と大きく変わらない状況でございます。

23ページ、24ページになります。

第4款の地域支援事業費ですけれども、5,303万5,499円で、前年度比2,070万6,612円の増でございます。包括支援センターの運営や認知症施策の推進、地域包括ケアシステムを推進していく事業でございますけれども、制度の改正による介護予防サービス給付費からの事業の移行により事業費がふえているものでございます。

大きく飛びまして、29ページ、30ページをごらんいただきたいと思っております。

第6款の基金の積立金ですけれども、3,770万941円で、前年度比382万2,570円の減でございます。

次のページをごらんください。

諸支出金を含めて歳出の合計で9億2,948万4,467円となっております。前年度比2,794万

2,719円の増でございます。

33ページの実質収支調書をごらんいただきたいと思います。

歳入総額が10億3,194万6,435円で、歳出総額が9億2,948万4,467円でございます。歳入歳出差し引きが1億246万1,968円となり、次年度への繰り越しとなります。

続きましてサービス勘定でございますけれども、39ページ、40ページをごらんいただければと思います。

歳入は、第1款のケアプランの作成報酬でありますサービス収入。第2款の一般会計の繰入金としての繰入金の2つとなります。

歳入の合計は2,032万5,638円で、前年度比63万9,122円の減となっております。

次のページをごらんください。

歳出でございますが、ケアプラン作成に係る人件費、事業所への委託、ケアマネジメント委託などの事業費として合計で2,032万5,638円となっております。

最後に、43ページの実質収支調書をごらんいただきたいと思います。

歳入総額、歳出総額ともに2,032万5,638円となっております。

以上で、介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 続いて、認定第4号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 引き続きまして、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明をさせていただきます。

決算書の5ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。

まず、主な収入でございます。

第1款の保険料としまして1億348万3,400円でございます。前年度比245万6,900円の増となっております。

その一番下をごらんいただきたいと思います。

第4款の繰入金でございますけれども、3,688万7,579円で、前年度比260万1,033円の増となっております。

7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

第5款の諸収入ですが、510万2,226円でございます。主なものは、第3項の受託事業収入で、広域連合からの特定健診の受託収入でございます。

歳入の総額ですけれども、1億4,579万3,205円となりまして、前年度比516万6,777円の増となっております。

11ページ、12ページをごらんください。

歳出でございます。

主なものとしては、第2款の広域連合納付金でございます。医療保険料分1億386万7,600円を含む1億3,847万6,497円でございます。前年度比371万9,731円の増となります。

13ページ、14ページをごらんいただきたいと思います。

第4款の保健事業費でございますけれども、特定健診の委託料、人間ドックの検診補助を含みます500万9,608円となっております。

歳出の合計で1億4,579万3,205円でございます。

15ページの実質収支調書をごらんください。

歳入総額、歳出の総額ともに1億4,579万3,205円、差し引き残額はゼロとなっております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（滝沢倅明君） 続いて、認定第5号 簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について。上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、認定第5号 平成29年度孺恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書について説明させていただきます。

簡易水道事業におきましては、安全な水の安定供給と施設の適正な維持管理に努めました。主な工事としまして、砂井地区の石綿管布設がえ工事の実施、西窪簡易水道では配水池の整備事業、上の貝地区の老朽管布設がえ工事と、田代、大平地区の舗装本復旧工事を行い、バラギ小水道テレメーターの更新事業も行いました。また、配水池の清掃は、引き続きローテーションにより行っております。

それではまず、決算書の1、2ページの歳入をごらんください。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料の収入済額は8,439万9,037円で、前年比133万7,532円の増額となっております。

第4款県支出金、第1項県補助金の収入済額は304万1,000円ですが、砂井簡易水道の石綿管布設がえ工事分と上の貝簡易水道老朽管布設がえ工事分となっております。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金の収入済額は4,798万円でした。

第7款繰越金、第1項繰越金413万327円でした。

第8款諸収入につきましては、第3項雑収入の107万3,780円ですが、次亜塩素量水器等となっております。

第9款村債、第1項特別地方債は2,890万円でした。砂井簡易水道石綿管布設がえ工事と、上の貝簡易水道老朽管布設がえ工事、バラギテレメーター更新事業、西窪簡易水道配水池整備工事、田代、大平舗装本復旧工事によるものです。

歳入合計は1億6,952万4,114円で、前年比3,690万105円の増額となっております。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

歳出になりますが、第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、支出済額9,977万9,061円と、前年比2,358万5,450円の増額となっておりますが、簡易水道整備事業費が1,909万4,400円の増、経営戦略支援業務委託金が253万円と、台帳デジタル化業務委託金が398万5,200円ほど増となり、その他では人件費が581万9,008円ほど減となったものが主なものとなっております。

第3款公債費、第1項公債費は5,116万2,578円で110万7,523円の減額となっております。

歳出合計につきましては1億5,094万1,639円で、前年比2,244万7,927円の増額となっております。

次に、歳出の概要ですが、9ページ、10ページをごらんください。

第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費の主なものとしたしましては、11節の電気料金477万6,935円、施設修繕費709万4,871円、12節の水質試験検査料の136万4,688円、13節簡易水道組合管理事務委託料343万6,693円、メーター検針委託料120万4,502円、貯水槽清掃委託料106万9,200円、経営戦略策定支援業務委託料253万円。

次の12ページをごらんください。

一番上の水道台帳デジタル化業務委託料398万5,200円、16節定期交換用量水器具が668万664円、管理用材料費174万9,460円等でございます。その下の簡易水道整備事業は、設計委託料が259万2,000円、工事費が3,984万1,200円で、砂井簡易水道石綿管布設がえ工事、上の貝簡易水道老朽管布設がえ工事、バラギテレメーター更新工事、西窪簡易水道配水池整備工事、田代、大平舗装本復旧工事でございます。

最後に、15ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額1億6,952万4,144円、歳出総額1億5,094万1,639円、繰越明許費1,127万円で、実質収支額が731万2,505円となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 続いて、認定第6号 上水道事業会計決算について。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、続いて、認定第6号 平成29年度孺恋村上水道事業決算報告書について説明させていただきます。

上水道事業におきましては、施設の維持管理により安全な水の安定供給に努めました。また、具体的には、老朽化した親メーターの更新や、第1配水池の残留塩素計の更新等の維持管理を行い、大口径配水管布設がえ用地の改修を進め、有収率の改善に努めました。漏水調査等と水道台帳のデジタル化を行いました。

初めに、1ページをごらんください。

収益的収入及び支出ですが、収入の部、第1款水道事業収益は、決算額2億376万4,426円です。内訳は、第1項営業収益が1億8,533万601円、第2項営業外収益は1,843万3,825円で、前年比第1款水道事業収益は345万7,771円の減額で、前年比98.3%でした。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用の決算額は1億3,468万9,346円です。内訳は、第1項営業費用1億2,425万3,802円、第2項営業外費用は1,038万5,544円で、前年比第1款事業費用が870万2,345円の減額で、前年度比93.9%でした。

特別損失は、平成28年度、29年ともございませんでした。

次に、2ページの資本的収入及び支出をごらんください。

資本的収入は、第5項固定資産売却代金の174万760円です。

次に、支出ですが、第1款資本的支出の決算額は5,162万1,302円と、前年比347万5,342円の減額です。第1項建設改良費2,077万3,957円です。主に老朽化した親メーターの更新や、第1配水池残留塩素計の更新等になっております。第2項企業債償還金は3,084万7,345円でした。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,988万542円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額130万6,838円と、過年度損失勘定留保資金の4,857万3,704円で補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書をごらんください。

1の営業収益から、2、営業費用を差し引いた額は4,933万6,126円で、前年比527万9,068円の増額となっております。配水及び給水費の576万5,931円の減額が主な要因となっ

ております。管理用材料費、保守点検委託費の減額が主なものでございます。

次に、3、営業外収益から、4、営業外費用を引いた当年度経常利益は5,738万6,082円でした。

6、特別損失の当年度純利益5,738万6,082円と、前年度繰越利益剰余金5億3,079万1,209円を合わせて、当年度末未処分利益剰余金は5億8,817万7,291円です。

次に、4ページの剰余金計算書をごらんください。

まず、資本剰余金の部ですが、一番下の欄の中ほどに28年度末資本剰余金残高がございませうが、351万7,018円です。

次に、利益剰余金の部ですが、一番上段の前年度末利益残高利益剰余金が5億3,279万1,209円に、当年度変動額5,738万6,082円を加えました29年度末の利益剰余金の残額は5億9,017万7,291円です。

次に、6ページの貸借対照表をごらんください。

1、固定資産は、有形固定資産合計が12億6,611万9,596円、そのほか無形固定資産、投資その他の資産を加えまして、固定資産合計が12億9,352万5,119円です。固定資産の明細は14ページにございますので、後でごらんいただきたいと思います。

次に、流動資産ですが、合計5億3,941万9,701円で、前年比4,627万9,140円の増額となっております。資産合計は18億3,294万4,820円です。

次に、負債の部ですが、4、固定負債、合計が7ページになりまして、3億3,308万736円です。5、流動負債合計は3,909万5,048円で、6の繰延収益合計は1億6,889万7,621円です。負債合計額は5億4,107万3,405円となっております。

資本の部ですが、8の剰余金、(1)資本剰余金、ロ、受贈財産評価額351万718円、(2)利益剰余金、イ、減債積立金200万円、ニ、当年度末処分利益剰余金5億8,817万7,291円です。4ページの利益剰余金計算書でご確認をお願いいたします。資本合計12億9,187万1,415円です。また、負債資本合計では18億3,294万4,820円で、前年比344万9,138円の増額となっております。

次に、10ページをごらんください。

平成29年度のキャッシュ・フローですが、1、業務活動によるキャッシュ・フローにつきまして、主なものにつきましては、当年度純利益がプラスの5,738万6,082円、減価償却費がプラス5,891万9,409円と、長期前受金の戻入額がマイナス1,777万9,673円、支払利息がプラス900万1,344円、未収金の増減につきましてはマイナスの357万9,894円、未払金の増

減はマイナス531万7,231円、棚卸資産の増減額の減少がマイナス273万7,000円、未払消費税の増減ではプラス122万6,000円などによりまして、業務活動によるキャッシュ・フローはプラス8,735万450円となっております。

2、投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有形固定資産の取得による支出の減少がマイナス1,665万8,264円と、有形固定資産の売却による収入がプラス40万2,400円となりまして、投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては1,624万360円の減少となりました。

3、財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出の減少がマイナス3,084万7,345円などによりまして、マイナス3,114万7,840円となりました。資金増加額は3,996万2,246円で、資金期首残高4億3,437万4,846円、資金期末残高4億7,433万7,092円でした。

また、8ページ、9ページの事業報告書と、11ページ以降の収益事業費用明細につきましても、後でござらんいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（滝沢倅明君） 続いて、認定第7号 公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について。上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、続きまして、認定第7号 平成29年度婦恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書について説明させていただきます。

公共下水道事業におきましては、経年劣化に伴う施設修繕や機器の交換時期を迎えており、経年劣化によるマンホールふた修繕や、水質浄化センター、汚泥脱臭活性炭交換修繕、汚泥貯留槽の攪拌機の修繕や、平成28年度より繰り越しいたしました汚泥脱水ろ布交換を実施いたしました。また、マンホール等の清掃を行うとともに、管渠の調査を行い、施設の維持管理に努めてまいりました。

最初に、1ページ、2ページの歳入をござらんください。

第1款分担金及び負担金ですが、第1項分担金収入63万2,000円、前年比7万7,000円の減額でした。

第2款の使用料及び手数料は6,921万6,349円、前年比189万7,631円の減額です。内訳ですが、対前年比現年度分の使用料が134万6,657円の減額、滞納繰越分が55万925円の減額となっております。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は2億3,490万円で、前年比286万5,000円の増額となっております。

第7款繰越金、第1項繰越金は838万2,116円でした。

第8款諸収入、第2項雑収入は6,000円でした。

歳入合計3億1,313万6,465円で、対前年比は21万8,800円の増額でございます。

次に、歳出ですが、3ページ、4ページをごらんください。

第1款下水道費、支出済額6,055万3,050円でした。内訳ですが、第1項営業管理費5,720万1,173円と、276万3,933円の増額でした。

また、第2項下水道事業費は335万1,877円で、前年比84万984円の減額でした。

第3款公債費、第1項公債費、支出済額は2億4,560万5,583円でした。

歳出合計3億615万8,633円と、前年比は162万3,080円の増額となっております。

次に、歳出の概要ですが、7ページ、8ページをごらんください。

第1項業務管理費、第2目管渠管理費ですが、主なものは、11節電気料448万5,625円、施設修繕費470万8,744円ですが、これは大前地区の管渠施設修繕が118万5,840円、三原地区マンホールポンプ修繕81万円、袋倉地区マンホールふた修繕182万2,500円が主なものとなっております。13節委託料では、マンホールポンプ・管渠の点検清掃委託料で356万4,000円などがございます。

9ページ、10ページをごらんください。

処理場管理費の主なものは、11節電気料427万5,557円、汚泥貯留槽攪拌機修繕等の施設修繕費が677万7,000円です。13節処理場維持管理費委託料1,110万2,400円、汚泥処分委託料427万4,333円などとなっております。

なお、繰越明許といたしまして、11節施設修繕費の184万6,800円を、平成29年度から繰り越し、汚泥脱水ろ布交換を実施いたしました。

次に、第2項下水道事業費ですが、第1目公共下水道事業費335万1,877円で、主なものは、13節の設計委託料177万8,760円と、第15節工事費で、公共ます新設工事などで146万6,640円でございます。

最後に、15ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し聞いた歳入歳出差し引き額及び実質収支額は697万7,832円です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 続いて、認定第8号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

て。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、引き続きまして、認定第8号 平成29年度婦恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

農業集落排水事業におきましては、使用開始の早かった田代、干俣地区におきまして経年劣化が進行していますが、マンホールポンプの点検や管路施設の調査等により長寿命化を図りました。また、田代地区処理原水流量計交換修繕や、干俣地区の自動微細目スクリーン修繕等実施しました。

決算書の1、2ページをごらんください。

初めに、歳入の第1款分担金及び負担金ですが、第1項分担金は収入済額142万円で、前年比16万8,000円の増額です。収入の内訳は、集落排水分が32万円、個別排水整備事業費分担金が110万円となっております。

第2款使用料及び手数料、第1項の使用料収入済額6,369万5,002円で、前年比は45万5,358円の減額でございます。内訳は、第1目の集落排水使用料が4,719万8,274円、第2目個別排水使用料の収入済額が1,649万6,728円となっております。

第3款国庫支出金は1,537万5,000円、第4款県支出金は87万4,000円で、平成28年度につきましては、国県支出金ともにありませんでした。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は1億1,440万円で、前年比166万6,000円の減額となっております。

第7款繰越金、第1項繰越金は700万9,063円です。

第8款諸収入、第2項雑収入は33万4,500円となっております。

歳入合計は2億310万7,565円で、対前年比が970万4,230円の増額となっております。

次に歳出ですが、3ページ、4ページをごらんください。

第1款農業集落排水事業費は、支出済額9,304万777円で、前年比987万2,044円の増額となっております。第1項業務管理費の支出済額は5,376万8,894円で、前年比682万9,731円の減額となっております。第2項農業集落排水事業費は、支出済額3,927万1,883円で、前年比1,670万1,775円の増額となっております。

第2款公債費、第1項公債費につきましては1億308万3,206円で、14万2,333円の減額となっております。

歳出総額 1 億9,612万3,983円となりまして、前年比972万9,711円の増額となっております。

歳出の主な内容ですが、9ページ、10ページをごらんください。

第1目の総務管理費は1,917万5,517円でした。

第2目の管渠管理費は858万8,876円で、主な経費といたしましては、11節の電気料266万5,134円と施設修繕費188万251円、13節の委託費につきましては、マンホールポンプの点検、管路の清掃委託費などで330万4,800円となっております。

また、第3目の処理場管理費は、支出済額2,600万4,501円で、次の11ページ、12ページをごらんください。主なものは、11節の電気料769万3,717円、施設修繕費の395万7,120円で、修繕費の内訳としましては、田代処理施設原水流量計の修繕が255万9,600円、干俣処理施設自動微細目スクリーンの修繕といたしまして104万7,600円などがございます。また、13節は処理場維持管理業務委託料として910万6,800円等ございました。

12ページの中ほどをごらんください。

第2項農業集落排水事業費、第1目の集落排水事業費の支出済額は1,068万9,873円で、13節の最適整備構想策定業務委託費の975万2,400円と、15節の農業集落排水工事費の80万6,480円が主なものとなっております。

次に、第2目の個別排水整備事業費につきましては、支出済額が2,858万2,010円で、前年対比では646万2,068円の増額となっております。主な経費ですが、14ページをごらんください。11節施設修繕費が77万3,400円で、浄化槽ブロアーなどの交換等がございます。12節は汚泥引抜清掃委託料が823万9,968円、13節浄化槽保守管理委託料といたしまして810万6,973円、15節個別合併浄化槽設置工事費が1,089万7,200円で、これは前年比643万6,800円の増となっております。

最後に15ページになりますが、実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額 2 億310万7,565円、歳出総額 1 億9,612万3,983円、歳入総額から歳出総額を差し引き、実質収支は698万3,582円でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（滝沢倅明君） ここで、宮崎代表監査委員から平成29年度決算監査の意見を求めます。

宮崎代表監査委員、登壇お願いたします。

〔監査委員 宮崎判次君登壇〕

○監査委員（宮崎判次君） 監査意見を述べさせていただきます。

審査の期間ですが、村長からも話があったとおり、8月6日から8月8日、3日間でした。審査の手続は毎年同じなので、読んでいただければと思います。

それで、審査結果を述べさせていただきます。

まず、決算の計数は、関係帳票、証拠書類及び指定金融機関の収納・支出の各計数と合致し、正確であることが認められた。2として、予算の執行は、議決の趣旨に沿い、おおむね適正かつ効率的に行われたものと認められた。3として、収入支出の事務は、関係法規に準拠し、おおむね適正に処理されているものと認められた。4として、財産の取得、管理及び処分はおおむね適正にされているものと認められた。今のが一般会計とあれです。

基金運用状況、基金の運用は適正に行われている。収支の計算・記帳整理、おおむね適正に行われている。現金出納帳での管理は、改善が多少ですけれども、必要と思われる。3として、公営企業会計、決算諸表は、経営成績、財政状態を適正に表示しており、その計数は正確である。事業の運営に当たってはおおむね適正であると認められた。

審査の意見としては、数値的なものは、先ほどみんな説明がありましたので省いて、一般会計については、実質収支額が2億9,496万6,806円となっているが、43%の前年比、悪化しているので、改善の余地はあるのではないかと。

それと、経常収支率87.7%となっているが、これは目標的には70%以下を目指している以上、かなり改善の必要がある。また、財政力指数は0.43は前年より微増で、今後も財政面の強化を図る以外にない。

それと、今度は、歳入に対する意見ですが、財政運営の厳しい中、実質公債費比率は、目標であった15%を6年連続で下回っており、8.2%と、昨年度よりは0.3%悪化しているが、許容範囲であり、努力の姿が見られる。これからも、県下の実質公債費比率の低い町村に近づける努力が欲しいと。

それと、村税の収入未済額1億円台となったが、そのうちでも大口滞納者の滞納整理改善が必要である。

今後は、財政改革を急ぐだけでなく、村内の経済対策や将来に向けての投資も必要と考える。特に雇用の拡大と地価を上げる施策、積極的に推進が望まれる。

それと、歳出のほうの意見では、本村におけるいろいろな課題を、副村長不在の中、内部調整をしながら職員が一丸となっており、村にとって必要な政策を一つ一つ実行できる体制にしていけることが必要でないかと書いてあります。

それと、基金の意見としては、基金の総計的にはほとんど変わらないが、41億円台で設置

目的に従って運用されており、適正な管理がされていると。

それ以降、本当に抽出したところだけ意見として発表させてもらいます。

議会費の中では、前にも意見述べているんですが、一般質問をする議員が1年間に5人では少ないんじゃないかな、検討してほしいということです。

それと、総務費では、職員の配置、配属も重要で、増加する課の仕事量の状況をしっかり把握し、多種多様な課は分割も考慮すべきと思われるので、円滑な業務運営をするために人事管理策として期待したいということです。

それと、借地契約先の上物を有意義に使われているか、また、将来的に必要性の少ない場合は解約を考えるとともに、さらなる利用の必要性がある場合は、購入を積極的に推進することを継続して望む。

それと、これは村民への不信感を与えないよう、開かれた村政を実行するために、さまざまいろいろな情報も広報つまごい等で公表したほうが良策と思う。

それと、鎌原観音堂の周辺整備については、しっかりした整備計画を示して実行すべきである。観光の拠点として考えてくださいというような意味です。

それで、今度は土木のほうで、これも前回言っていますけれども、村営住宅の空き部屋対策について、入居条件の緩和と活用策を検討すべきであると。

それで、教育費としては、統合による改善はあるが、光熱費の節約を図るために校舎のLED化と、熱中症を考慮してクーラーの設置等も必要であると思われる。

それと、最後、水道関連で、有収率の向上を、これも前回も言っています、図ってほしいということです。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） ただいまの審査意見に対して質疑がありましたらお願いをいたします。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 今、代表監査委員から報告があったことでは、当局に答えを求める部分もあったと思うんですけども、先ほど、村長の行政報告でも真摯に答えて、実施に向けたという報告があったわけですけども、それは監査委員と村長との中で、いついつまでにこういうふうにするだとか、結果をこういうふうにするようにしたいとかという、そういう結果とか、交換し合う時期を、そういうところも含めて話し合っていくのか、代表監査委員にお聞きしたいと思います。

以上です。

〔監査委員 宮崎判次君登壇〕

○監査委員（宮崎判次君） では、伊藤議員さんのご質問にお答えします。

私のほうの意見書を、日にちはちょっとはっきり覚えていないですけども、一、二カ月の間に回答書というのでいただいています。その中で、またちょっと回答が甘いなと思うと、またこちらから質問したりという方向でやっています。もう何年も同じことなんです。大体、あと、この質問内容、毎年似たようなものが多くなっちゃうので、意見として、継続してやるものもかなりありますから、その辺の判断の違いだと思います。回答はいただいているということです。議員の皆さんに回っているかは知らないんですが、そういうことです。よろしいですか。

○議長（滝沢俣明君） 監査委員、ちょっとそこで待機してください。

ほかにご質疑ありませんか。

黒岩忠雄君。

○6番（黒岩忠雄君） 私は、監査委員さんが、これは歳入の総務費⑨。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○6番（黒岩忠雄君） これは、埼玉県の北西部の実施については、婦恋村にどんな費用対効果があるのか、その効果を示すべきということも、監査委員さんは言いませんでした。私はぜひこれを村長に結果報告していただきたい。よろしくお願いします。

○議長（滝沢俣明君） それは意見ですか。質疑ではないですね。

○6番（黒岩忠雄君） 要望ということで。

○議長（滝沢俣明君） わかりました。

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） 質疑はありませんので、審査意見に対する質疑を終了いたします。どうもありがとうございました。

時間ですので、休憩をいたします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時03分

○議長（滝沢倅明君） それでは、再開いたします。

決算の審査意見に対する質疑が終わりました。

これから、本案について総括質疑を行いたいと思います。

質疑ありましたらお願いをいたします。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 2点に質問を行います。

1点目は、村長は平成29年度の予算に対しても何本かの柱とか細かなことを挙げているんですけども、そうした点で特に取り上げて、自分としては達成したと思う事項を幾つか紹介して、それでこれが未達成だというものならば、今後どのようにしていこうとしているのか。また、自己判断として、自分は平成29年度の行政はどういう評価だったのか、その辺ができるようでしたら、無理でしたら結構です。その点について、まずお答えいただきたいと思います。

次に、移住・定住について基本的にどのように考え、具体策、そして、どんな取り組みをしたのかというところで、何か、もしかして受けとめる方、それは一つの項目じゃないかというかもしれないけれども、これから言うことではかなり総合的に各課にまたがっていると思いますので、そうした点についてお答えしていただければと思います。

まず1つは、光ケーブルの導入時に、村長のほうから、今後はIT関連関係の仕事のほうを移住させるような体制づくりもしたいということをお答えしましたけれども、実際、私の住んでいるところも光ケーブルも入れましたけれども、なかなか通信のほうはうまく入らないものもあり、お客様も困っているという状況があるけれども、そんな中ではそうした方々の、IT関連の仕事の人を移住させるということはできないと思うんですけども、そういう取り組みはどのように努力されてきたのか、そういった点について、結果とか取り組み状況を報告していただきたいと思います。

次に、平成28年度子育て支援を充実するというところで、各種保育料やら教材費やらを無料化して、若いお母さん方には喜ばれているんですけども、その目的は、若い人たちに住み続けてほしいという狙いがあったわけですけども、それを実際としては、仕事がないのでなかなかという課題もあります。そうしたことで、村長のほうから平成28年度には青山のこととか出されたりして、若い人が働く場をつくりたいということも出したけれども、それも頓挫している。それで、今現在、鎌原周辺整備も、3月で1億円予算組んだのにもかかわらず、まだ6月議会でも提示されなくてなかなかそういうものも見えないけれども、本当に

実績とか、そういう若い人が、ぜひ孀恋村が何でも無料だから住んでみたいとかという、そういう実績とか実数はあったのかどうか。そういったことも議会に報告もなく進められてきているけれども、実際どんなような課題として残っているのか、その辺についても報告をお願いします。

それから、空き家対策、これはデータ化して、今後も移住を進めたいとしているんですけども、いろいろ何かのときだったかデータを示していただいたんですけども、そのときにはやっぱりどうしても高齢者が、空き家対策とは関係なくですけども、移住してきている点が多いということでは、そこら辺がどのようにして進めているのかなということも、実績とか報告がない。なかなか難しいという状況なんかは聞いたこともありますけれども、その点はどうなっているのか。

それから、J R 吾妻線に対しては、今回示された認定資料についても、先ほどの代表監査委員からの提出にも高校生のことなんかにも触れて出されていましたが、やはりこれは先ほども申し述べましたが、過去に移住してきた方のデータを示していると、定年後の方々が、自然豊かな孀恋村に住みたい、ゆっくりしたいという年齢層が多いように感じました。そうした方々の移住をさらに進めたいという気持ちがあるならば、私はその移住したり、別荘に時折来ている人たちの声も聞いておりますので、その辺の声も紹介しますので、村長として今後、J R 吾妻線を進めるということで、毎年、予算は決まった予算、渋川からこちらの活性化協議会と、あと万座・鹿沢口駅周辺にお花を植えるとか、その管理の予算しか組まないで、質問するとソフト面で頑張ると言ったけれども、そのソフト面では、今年度はどのような取り組みをしたのか。昨年度のときにも、何か草津のホテルでJ R の高崎支社長と会うときにちょっと話したということだけだったんですけども、やはりそうじゃなくて、ソフト面では、じゃ、どのように取り組んでいるのか。先日も吾妻線の時刻表がまた全戸に配られたけれども、詳細には見ていないけれども、本当に減っていないかなという心配をしながら見たわけですけども、その辺の取り組みをないがしろにしているんじゃないかと思っておりますので、答えていただきたいと思っております。

別荘の方々の声なんですけれども、以前は上野から特急が出ていて、ここまで直通で来ることができた。これはもう足かけ3年になるけれども特急は外されました。それから、昨年からは無人化になって、切符の買い方など、乗車のことなど聞くにしても、誰もいなくて寂しい駅になったものだ。昔は駅でキャベツをくれたこともあり、喜んで自分で二、三個持って行ったりしたが、あの階段のことを考えると、お土産にキャベツやジャガイモなど買う気持

ちにもならない。私は年だから階段がづらいが、ベビーカーを持っていた若いお母さんも困っていたよ。こういうふうに駅利用者の声は多々あります。

こうした声の一つでも応えるために、具体的に取り組む必要があると考えております。平成29年度も吾妻線についての予算は、先ほども述べましたけれども、新たな予算は組まれておりません。利用者の声に応え、少しでも利用しやすい吾妻線に取り組むことは、年度初めに毎年、しっかり取り組みますと宣言します。平成29年度中に具体的になるよう取り組んだのか、また、その結果とかやっていただきたいと思います。これは今後の村づくりとして、先ほどの監査委員の提言にもあったように、高校生に対してもですし、あと観光的にも、なかなかマイナスで、せつかく。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤さん、質問をまとめてください。

○8番（伊藤洋子君） シャトルバスも出しているのに、そうしたことに応える対策は、万座吾妻線を守るための取り組みをしていないので、その点について、ぜひ答えていただきたいと思います。

以上、これが総合的にまたがっていると思いますので、移住・定住についての基本的な考えを、どのように進めていこうとしているのか答えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の決算に対する総括質疑ということで10項目前後のご質問を受けましたけれども、決算に対する質疑ということなので、もう少し要点といいますか、総合的な森的な話をしてもらえればなという気がいたします。一般質問で出してもらえれば準備も十分できますが、10項目ぐらいを決算認定の総括質疑というと、急に10項目ぐらい、政策的な質問でございますので、ちょっと一般質問でご質問いただければなと思う点が何点かございます。

総括的な話でございますが、平成29年度予算で、決算でございますから、達成した項目、あるいは未達成だった項目というご指摘ございました。一般会計、134人の職員並びに関係する特別職等も含めて、非常勤特別職等も含めたり、あるいは区長さんのご指導もいただいて、おおむねでございますけれども、事業的にはまあまあの形で推移してきておると思っております。

大きな話ですと、学校再編の大きな事業というのがありました。財政規律を守らずにしつ

かりと取り組むべきという路線はしっかり踏襲してきたつもりであります。

また、お金を集める、歳出というのが非常に、ある意味、お金があれば歳出はできるんですけれども、お金を、歳入をふやすということについては、やっぱり固定資産税をふやす方策とか、いつも議員の皆さんからもご指摘がありますが、森的な話でいいますと、そういうものを一歩、一歩、歳入もふやすことを考える必要があるというふうに、痛切に今も感じております。

それについては、やっぱり上信自動車道が青写真がしっかり決まってくれば、関連する周辺のところの、少なくとも固定資産についてはふえるのかなという気がいたしております。それから、固定資産の関係、歳入全体の森的な話で、全体を達成したかという話でございますけれども、歳入については、太陽光発電における歳入、減価償却税が1億円以上入ってきておりますので、これは非常に助かっておると、こんなふうに思っております。そういう意味で、予算上、達成した事項、あるいは未達成だった事項というご指摘、一番冒頭の話でございますけれども、おおむねでございますけれども、達成できたのかなと思っております。

また、国・県からの事業と申しますか、直轄事業等、あるいは一級河川、あるいは三桁国道等、あるいは環境省の事業等については、それなりに村のお金ではなくて、国直轄の事業についてはそれなりにほぼ達成できた状況なのかなと、こう思っておるところでございます。

移住・定住、あるいは光ケーブル、あるいは子育て支援、あるいは空き家対策等、あるいはJR吾妻線等のご質問もございましたが、ぜひとも、これについてもご質問があれば、個別にまたお答えをさせてもらえるものはさせていただきますが、一般質問でご指摘いただければと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） すみません。私の最初の質問の仕方が悪かったんですけれども、大きな質問として、今、村長に答弁していただいた平成29年度の行財政というか、そういうものの答弁で、2点目として移住・定住について、村長は29年度どのような取り組みをしたのかということで、移住・定住は部分的に思われたらと思って、全ての課にまたがっているということで、光ケーブルのことやらJR吾妻線のことをちょっと挙げさせてもらったんですけれども、やっぱり移住・定住を進めるのを、どのように進めているか。鎌原に、今度、地域交流センターができたりして、先日ものぞいてみましたが、確かにあそこがちょっと活性化したような気がしているんですけれども、そういうのも含めて、移住・定住をどのようにして取り組んできたか、何を重点的に取り組んだのかというところを、村長としてお聞

きしたかったんです。それは全ての課にまたがっているから、例えばとして光ケーブルのこ
とやいろいろ言ったんですけれども、移住者が、それでは具体的にどのくらいふえたのか。
例えば子育て支援がすごい多いから来ましたとか、そういう移住の結果とかが出ているのか
どうか。そういうデータもなければ次へ進めないから、そういう移住をどのように進めてき
たのかというところでお聞きしたかったんですけれども。

○議長（滝沢俣明君） 今の移住・定住に関して、村長、答弁をお願いいたします。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 決算に対する総括質疑ということで、移住・定住の質問ということで
ございました。結果としてどうなったんだというご指摘でございました。

結果として、婦恋村に、昨年の1年間で55世帯、人口で111名、平均年齢が56.1歳の方が
婦恋に移住してきております。56.1歳ということは、私にとっては、平均年齢が何歳かと
確認しましたところ、65歳とか70歳ぐらいの方が多く定住してくるんだと、ちょっと財政
的に介護等の関係で厳しいかなという想像をしておりましたが、結論的には56.1歳で、若
いファミリーも来ているということでもあります。最近もまた移住・定住が来て、農業やりた
いという方も入ってきておるようでございますが、それなりにふえてきているんだという
認識は持っております。

それが、空き家のほうが、現在170ぐらい、各区長さんの協力を得ていただいております
が、空き家に入る対策も、いつも3棟、4棟は担当がキープしておりますけれども、空き家
に入るんじゃなくて、別荘地帯のほうに移住・定住しておるとい方がほとんどでございま
す。そういう意味で、空き家対策も兼ねて、今後はさらにできることを一つ一つ着実に、移
住対策室もできておりますので、取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、よろし
くお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 今、答えていただいて、狭いようだけれども、一言口を開けば、村と
しては移住を進めようとか、交流人口を進めようかというのは、村の活性化とか、働く場と
か、本当に村の大きな願いとか、狙いとして取り組むものだと私は思っているんで、今回、
その質問をとり上げました。

そして、監査意見にもありましたけれども、副村長が不在の中で、一つ一つの課題に132
名の職員が一丸となってやっぱり、一つ一つをこつこつとやるようにしてほしいという提言

もありましたけれども、そういったことがやっぱり村の一つ一つの発展なり、地道な活動がこの村の発展に私はつながると思うので、あえて今回これを取り上げましたので、今後も各課とかそういったところで、例えば移住一つでもいろんな課がまじくっている、それを総合的にまとめてやっていく。今度は、違う問題だったら問題も、またいろんな課が多分かかわっていると思うので、そういうふうにして、一つ一つの課題に職員が一丸となって取り組んでいただきたい、そういう願いを込めて今回の質問をしましたので、また一般質問で違った視点からやらせていただきます。

以上です。

○議長（滝沢俣明君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。本案の審議は中日10日に行うこととし、本日から9日まで議案調査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は本日から9日まで議案調査といたします。

◎議案第39号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第17、議案第39号 婦恋村辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第39号については、本日提案説明と全員協議会の詳細説明を行い、再開日まで議案調査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、全員協議会で意見調整し、再開日に採決することにいたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第39号の孺恋村辺地総合整備計画の策定について提案理由を説明させていただきます。

辺地総合整備計画は、辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置を定めた辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく計画を策定いたしまして、これにより公共的施設の整備に必要な財源に、辺地対策事業債という起債を充当できるものであります。

今回、万座地内において予定されている簡易水道施設整備事業を辺地総合整備計画に定めたいので、議会に議決を求めるものでございます。

以上、議案第39号の提案理由とさせていただきます。慎重なる審議をご指導の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 計画の内容について説明をさせていただきます。

次のページの辺地総合整備計画書を見ていただきたいと思います。

1の辺地の概要ということで、（2）辺地の中心点の位置、孺恋村大字干俣2401-6、万座温泉地内になります。

2番の公共的施設の整備を必要とする事情。

万座簡易水道の揚水ポンプが、地すべりによりまして傾斜し倒壊のおそれがあることから、新たにポンプを構築するとともに管路を変更し、飲料水の安定供給と地域の住民の生活環境の向上を図るものでございます。

3の整備計画につきましては、平成30年度から平成34年度までの5カ年といたします。

事業費につきましては1億円、財源内訳としまして、特定財源が1,500万円、一般財源が8,500万円、そのうちの辺地対策事業債の予定額が3,800万円となります。

なお、残りの4,700万円につきましては、水道事業債を充てることとなります。

以上、計画事業内容にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎日程の変更について

○議長（滝沢倅明君） お諮りいたします。日程第18から日程第22までは、いずれも各補正

予算関係の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程第18から日程第22までを一括議題にしたいと思えます。なお、本日提案説明と全員協議会の詳細説明を行い、再開日まで議案調査にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第40号～議案第44号の一括上程、説明

○議長（滝沢倅明君） 日程第18から日程第22までを一括議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第40号 平成30年度婦恋村一般会計補正予算（第3号）から議案第44号までの各特別会計補正予算につきまして、主な提案理由の説明をさせていただきます。

まず、一般会計でございますが、歳入歳出それぞれ9,462万2,000円を追加し、歳入歳出総額78億4,425万円とするものでございます。

歳入につきましては、国県支出金が5,034万4,000円の減額、繰越金につきましては、平成29年度決算が確定したことにより1億4,496万6,000円の増額となりました。

歳出につきましては、まず、総務費でございますが、財政調整基金積立金につきましては、地方財政法第7条に基づく積み立て分のうち7,857万円を補正させていただきました。

民生費では、次世代育成子育て支援事業として427万円を計上させていただきました。

農林水産業費では、強い農業づくり交付金事業について5,200万円、有害鳥獣対策事業で747万円の減額となっております。農林水産業施設工事費については、田代地区沈殿池浚渫工事等により2,084万円を計上させていただきました。その他、多面的機能支払交付金事業598万円、農地耕作条件改善事業として500万円を増額させていただいております。

土木費では、災害対応分として、緊急路面維持修繕事業に1,000万円、村道維持管理業務

として1,500万円の増額とさせていただきます。

他会計への繰出金であります。電子カルテシステム購入に対し、国保直営診療所施設繰出金930万円が増額となっております。

以上が、平成30年度嬭恋村一般会計補正予算（第3号）の主な内容となっております。

次に、各特別会計ですが、まず、議案第41号 国民健康保険特別会計事業勘定は、歳入歳出それぞれ1億5,862万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億975万9,000円とし、直営診療施設勘定は、歳入歳出それぞれ930万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,821万6,000円とするものでございます。

次に、議案第42号 介護保険特別会計でございますが、歳入歳出それぞれ154万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億3,387万6,000円とするものでございます。

次に、議案第43号 簡易水道事業特別会計ですが、歳入歳出それぞれ1,590万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億462万9,000円とするものでございます。

続いて、議案第44号 上水道事業会計補正予算ですが、歳入4億6,664万3,000円、歳出4億1,810万9,000円の増額となっております。

以上、大変雑駁ではございますが、補正予算の提案理由とさせていただきます。

なお、一般会計を初め、各会計補正予算の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） それでは、一般会計より順次詳細説明を求めます。

一般会計補正予算、総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、議案第40号 平成30年度嬭恋村一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を行います。

平成30年度嬭恋村一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,462万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億4,425万円といたします。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項明細書で概要を説明させていただきます。

歳入でございますが、款と補正額を申し上げます。

第14款国庫支出金マイナス94万7,000円、第15款県支出金マイナス4,939万7,000円、19款繰越金1億4,496万6,000円、歳入合計9,462万2,000円となります。

次に、歳出でございますが、5ページをお願いいたします。

第2款総務費8,010万6,000円、第3款民生費1,109万7,000円、第4款衛生費マイナス746万円、第6款農林水産業費マイナス2,375万2,000円、第7款商工費450万円、第8款土木費2,810万4,000円、第10款教育費202万7,000円、歳出合計9,462万2,000円。

財源の内訳でございますが、国県支出金マイナス5,034万4,000円、その他特定財源マイナス108万円、一般財源が1億4,604万6,000円となります。

次に、歳入歳出の主なものについて説明をいたします。6ページをお願いいたします。

2段目の第15款県支出金、第2項県補助金、第4目農林水産業費補助金補正額マイナス4,855万9,000円。内訳としまして、強い農業づくり交付金がマイナス5,200万円、農地費補助金が1,091万6,000円、有害鳥獣対策費補助金がマイナス747万5,000円等で、合計がマイナス4,939万7,000円になります。

次に、7ページの第19款繰越金になります。補正額、前年度繰越金で1億4,496万6,000円となります。

次に、歳出になりますが、8ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費、補正額151万2,000円。システムデータ作成委託料と、孺恋浅間寮の設計委託料になります。

次に、第8目財政調整基金費、補正額が7,857万1,000円、基金の積立金となります。

次に、9ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、こちらにつきましては、国保及び介護特別会計への繰出金等になって、合計で682万6,000円となります。

次に、11ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、補正額がマイナス5,200万円。強い農業づくり交付金の減額になります。

第6目農地費、補正額が3,572万3,000円、村単土地改良事業等の増額になります。

続きまして、13ページをお願いいたします。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持費、補正額が2,500万円。村道工事費になります。

続きまして、14ページをお願いいたします。

第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額128万7,000円。東部小学校の灯油タンクの施設修繕になります。

以上でございますが、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 続いて、国民健康保険特別会計補正予算。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） それでは、議案第41号の平成30年度孺恋村国民健康保険特別会計特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

第1条で、事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,862万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億975万9,000円、直営診療所設勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ930万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,821万6,000円とするものでございます。

5ページをごらんいただきたいと思えます。

歳入の部でございますけれども、第4款県支出金、第1項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節の特別交付金で、特別調整交付金（市町村分）が27万円増となっております。こちらは、システム改修にかかわる100%補助のものでございます。

第7款繰越金、第1項繰越金ですけれども、29年度の繰越金になります。1億5,835万3,000円でございます。

続きまして、次のページをごらんいただきたいと思えます。

歳出の部でございますけれども、第1款総務費、第1項総務管理費、一般管理費で30万2,000円の補正になっております。これにつきましては、プリンター保守管理委託と制度改正によるシステム改修委託によるものでございます。

第7款の基金積立金、第1項基金積立金、1目基金積立金ですけれども、29年度からの繰越金を、償還金等差し引いたものをこちらで積み立てるものでございます。

第9款の諸支出金、第1項償還金及び還付加算金につきましては、療養給付費の国への、29年度に過大にこちらにいただいていたものを返還すると、償還するというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 続いて、介護保険特別会計補正予算。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 議案第42号の詳細説明をさせていただきます。

事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,387万6,000円とするものでございます。

5ページをご確認ください。

歳入の部でございます。3款の国庫支出金、第2項国庫補助金、4目の事務費補助金でございます。介護保険のシステム改修にかかわる補助金でございます。こちらについては、事業費の2分の1という形になっております。

第4款の支払基金交付金、第1項支払基金交付金、これにつきましては、どちらも平成29年度の精算分として、足りなかった部分を支払基金のほうから受け入れるものでございます。

第8款の繰入金、一般会計繰入金、4目のその他会計繰入金ですけれども、これは、第4款の基金の交付金が返ってきますので、その分、一般会計からの繰入金が不用になる部分をこちらのほうで減額をさせていただいております。

続きまして、次のページになります。

歳出ですけれども、総務費、総務管理費、1目の一般管理費でございます。一般管理費として、プリンターの保守管理委託料、制度改正によるシステム改修委託料で154万4,000円となっております。

よろしくお願いたします。

○議長（滝沢倅明君） 続いて、簡易水道事業特別会計補正予算。

上下水道課長。

[上下水道課長 熊川武彦君登壇]

○上下水道課長（熊川武彦君） 議案第43号 平成30年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,590万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億462万9,000円とするものでございます。

また、地方債の補正といたしまして、第2条地方債の変更は、「第2表地方債補正」によりまして、限度額を5,540万円とするものでございます。

6ページをごらんください。

歳入について説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目衛生費分担金360万円の増額ですが、万座簡易水道組合よりの工事費分担金です。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金810万円の減額ですが、万座簡易水道工事費を簡易水道事業債を予定していますので、工事費関係の増額との差額の減額となっております。

第9款村債、第1項特別地方債、第1目衛生費2,040万円の増額ですが、万座簡易水道工事費を辺地債と機構資金にて予定しております。

7ページをごらんください。

歳出について説明させていただきます。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費1,590万円の増額ですが、一般管理費の13節経営戦略策定支援業務委託金180万円の増額と19節簡易水道組合工事補助金2,300万円の減額につきましては、万座簡易水道の工事を、村にて事業主体となるための補助金との組みかえでございます。

簡易水道事業整備では、15節工事費が、配水管布設がえ工事との増額と万座簡水の関係によりまして4,400万円の増額、19節負担金は、舗装本復旧工事負担金を工事費への振りかえの変更とさせていただきまして減額と、万座国有林の工事に伴います立木補償費10万円の増額を予定しているものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 続いて、上水道事業会計補正予算。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） 続きまして、議案第44号 平成30年度孺恋村上水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

収益的収入及び支出、第2条におきましては、収入といたしまして、第1款水道事業収益、第3項特別利益を4億6,664万3,000円増額いたします。

支出としまして、第1款水道事業費用、第1項営業費用を539万3,000円増額しまして1億7,780万4,000円とし、第2項営業外費用を20万円増額し1,002万円とします。また、第3項特別損失を4億1,251万6,000円増額いたします。

資本的収入及び支出、第3条におきましては、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費を196万6,000円増額し5,862万7,000円とするものでございます。

2ページの上下水道事業会計補正予算明細書をごらんください。

収益的収入及び支出、収入、第1款水道事業収益、第3項特別利益、第2目過年度損益修正益4億6,664万3,000円の増額ですが、平成26年度より実施してまいりました台帳デジタ

ル化により判明しました資産を整理した結果等の成果によるものでございます。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第4目減価償却費539万3,000円で、有形固定資産の30年度分の減価償却費になります。

第2項営業外費用、2雑支出20万円の増額ですが、鎌原用水水量調整用の修繕となります。

第3項特別損失、第4目過年度損益修正損4億1,251万6,000円の増額ですが、収入で修正いたしました固定資産がほとんど償却が終了しているため、過年度固定資産修正損とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第3目構築物196万6,000円の増額ですが、今年度布設がえを予定しています配水管の設計を精査いたしました結果の増額でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 平成30年度各会計補正予算の説明が終了しました。

議案第40号から議案第44号まで全員協議会で詳細説明を行い、再開日まで議案調査いたします。

◎請願書・陳情書等の委員会付託について

○議長（滝沢倅明君） 日程第23、請願書・陳情書の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第90条第1項の規定により、請願、陳情の審査を別紙文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議員派遣の件について

○議長（滝沢倅明君） 日程第24、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、この際、お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件について、変更が生じた場合は議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣の件については、変更が生じた場合は議長に一任することに決定しました。

◎休会について

○議長（滝沢俣明君） 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により9日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、あすから9日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（滝沢俣明君） 本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時48分

平成30年第6回定例村議会

(第2号)

平成30年第6回婦恋村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成30年9月10日(月)午前9時59分開議

- 日程第 1 認定第 1号 平成29年度婦恋村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2号 平成29年度婦恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3号 平成29年度婦恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4号 平成29年度婦恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5号 平成29年度婦恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6号 平成29年度婦恋村上水道事業会計決算認定について
- 日程第 7 認定第 7号 平成29年度婦恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 8号 平成29年度婦恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第39号 婦恋村辺地総合整備計画の策定について
- 日程第10 議案第40号 平成30年度婦恋村一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第11 議案第41号 平成30年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第12 議案第42号 平成30年度婦恋村介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第43号 平成30年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第44号 平成30年度婦恋村上水道事業会計補正予算(第1号)について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	佐藤 鈴江 君	2番	土屋 幸雄 君
3番	唐澤 弘 君	4番	松本 幸 君
5番	滝沢 俣明 君	6番	黒岩 忠雄 君
8番	伊藤 洋子 君	9番	大久保 守 君
10番	羽生田 宗俊 君	11番	黒岩 鹿二郎 君
12番	大野 克美 君		

欠席議員（1名）

7番 熊川 一 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	教 育 長	地 田 功 一 君
総 務 課 長	松本 源 君	総合政策課長	加藤 康 治 君
税 務 課 長	宮崎 貴 君	住民福祉課長	土屋 和 久 君
建 設 課 長	宮崎 芳 弥 君	農林振興課長	横 沢 貴 博 君
観光商工課長	佐藤 幸 光 君	上下水道課長	熊 川 武 彦 君
教育委員会 事務局長	宮崎 孝 君	会計管理者	熊 川 さち子 君

事務局職員出席者

議会事務局長 黒岩 崇 明 書 記 宮崎 剛

開議 午前 9時59分

◎開議の宣告

○議長（滝沢倅明君） おはようございます。再開いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成30年第6回婦恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（滝沢倅明君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりとします。

◎認定第1号～認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第1から日程第8まで、平成29年度各会計歳入歳出決算認定について一括議題とし、これより審議をいたします。

本案については、本定例会第1日に既に当局の説明が終わり、それぞれ議案の調査を願っておりましたので、ただいまから質疑を行います。

議案整理の都合により、質疑は一般会計歳入歳出決算から順次行います。

一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 介護保険制度についてですけれども、国のほうで介護保険法を改定して、要支援1、2を保険給付から外して、地方自治体が進める統合事業に移行したわけですが、それによる利用者さんたちの増減状況、そういうのをちょっと資料で見て質問しようかと思ったんですけれども、自分としてよくわからないので、その辺、総合的に捉えて、利用者数がどのようになっているか。ちょっと見たらば、保険給付のほうが減っているようにも思ったんですけれども、その実情はなぜなのかというのがわかりましたら、その1点だけお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 介護保険についての伊藤議員の質問について回答いたします。

総合事業への移行ということで、そちらの利用がどうなのかという話でございますけれども、利用数については、会計上は移行しておりますけれども、利用数自体は大きく変わっているというような話は聞いてはおりません。

介護保険の給付自体が減っている点ですけれども、介護保険法の改正によって、介護の点数、介護報酬のほう引き下げられたのが主な原因かというふうに考えております。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、上水道事業会計歳入歳出決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

次に、各会計決算について一括で討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 一般会計、国保会計、それから介護保険会計に反対し、そのほかの会計に賛成の立場で討論を行います。

総括質疑で、村の課題について、各課が行っている取り組み状況について質問しました。その一つ一つに、これまでの取り組みと今後への方向づけなどについて丁寧に説明がありませんでした。村政の課題は単年度で達成できるものはほとんどありません。ですから、決算における評価、今後の課題を見きわめることがとても大事なことと思います。村長は、平成29年度についての達成度をお尋ねしたところ、おおむね達成し推移しているの一言で、課題、今後の方向など具体的に示しません。このような決算の捉え方では、次への進展を望むことはできません。

国保会計については、数字の関係では決算委員の報告もありましたので特にありませんが、ただ、国が進める国保の広域化により、村の実情とかそういうことが余り関係なく、広域で国保税なども進められるので、引き上げが今後も心配されます。私はそうした村の実情とかを考慮されない、こういう広域化したということへの反対の意味も込めて、今回はこの国保会計に反対します。

次に、介護保険関係ですけれども、政府が、先ほど質問でしましたけれども、介護保険給付を改定して、要支援1、2を保険給付の対象から外して、各自治体が進める統合事業に移

行したわけですがけれども、先ほどのうちの課長の説明では、利用者が減ったという実情は、村ではないということでしたけれども、国全体では何万人とやっぱり利用を控える方がふえているという国の実態調査が出ております。ですから、村のほうも、それは今後心配されますし、私は再三、保険給付から外すことは反対をしていましたけれども、国のほうで決まったということでは、村でも十分な対応を引き続き行うことを求めてきましたけれども、そういうことも求める気持ちも込めて、今回はこの介護保険会計には賛成することができません。

以上、この3会計に反対で、ほかの会計には賛成の立場で討論します。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご意見ありませんか。

黒岩忠雄さん。

○6番（黒岩忠雄君） 私は、一般会計について賛成ですがけれども、言いたいこと言います。

29年度当初予算は70億6,800万円でありました。そして、補正をされた額が13億3,674万2,573円ということで、決算収入済額が84億4,742万573円ございました。そして、支出済額が78億8,953万3,054円ということで、差し引き残が5億1,520万9,519円ということだと思います。

私が言いたいのは、この13億3,674万円から補正された中から5億1,529万5,019円を差し引きますと、実質の使用した額が8億2,153万3,054円ということでございます。差し引きで残れば、半分は来年度繰り越しと。あとの残りは起債の償還、もしくは基金に積み立てるということになるかと思えます。だけれども、いずれにしても、5億円から残るといような補正を組むというのはいかがなものかということ強く言って、来年度に向けて反省の念も込めて、そういう意味でひとつ勉強していただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） 一般会計、特別会計、賛成の立場で討論させていただきたいと思えます。

平成29年度の重点施策の中で、子供が輝く教育の村づくり、防災・減災対策の充実強化、地域特性を生かした活力ある村づくりということですが、最近、日本中で突発的に想定外の災害が起こっております。そういったところで防災の観点から、基金等、また残高等についても突発的な予算の支出が今後も考えられるということを考えますと、しっかりと財政基準を守り、守られるべき基金はしっかりと積んでいかなければいけないのではないかな

というふうに思います。

また、介護保険についても、今年度、第7期計画が策定されたわけですがけれども、標準保険料は5,700円というところと、前回の第6期と変わらず5,700円というところは評価される場所であると思います。また、今後、3年間における介護保険の改定に向けては、かなり高額な標準保険料を上げなければならないということが予想されますので、そういった観点で、地域包括ケアシステムの構築というふうに、国も、また村としても取り組んでいるわけですが、そういった点をしっかりと介護予防に重点を置くということを、やはり担当課だけではなくて、各課連携をしながらやっていく必要があるというふうに考えますので、その点についてしっかりと連携をしながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、防災対策についても、住民のハザードマップの徹底とか、そういったところのしっかりと啓発活動をしていただきたい。そのようなことをお願いして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

認定第1号 平成29年度孺恋村一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号 平成29年度孺恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第3号 平成29年度孺恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第4号 平成29年度孺恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第5号 平成29年度孺恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第6号 平成29年度孺恋村上水道事業会計決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第7号 平成29年度孺恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第8号 平成29年度孺恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第9、議案第39号 婦恋村辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第10、議案第40号 平成30年度婦恋村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢俣明君） 起立多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第11、議案第41号 平成30年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢俣明君） 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第12、議案第42号 平成30年度婦恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢俣明君） 起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第13、議案第43号 平成30年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第14、議案第44号 平成30年度婦恋村上水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（滝沢俣明君） 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により13日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、あすから13日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（滝沢俣明君） 本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時19分

平成30年第6回定例村議会

(第3号)

平成30年第6回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成30年9月14日(金)午前9時59分開議

日程第1 議案第45号 工事請負契約の締結について

日程第2 議案第46号 物品購入について

日程第3 請願書・陳情書等の審査報告について

日程第4 一般質問

日程第5 閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程第5まで同じ

追加日程第1 発委第1号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書(案)の提出について

出席議員(11名)

1番	佐藤 鈴江 君	2番	土屋 幸雄 君
3番	唐澤 弘 君	4番	松本 幸 君
5番	滝沢 俣明 君	6番	黒岩 忠雄 君
8番	伊藤 洋子 君	9番	大久保 守 君
10番	羽生田 宗俊 君	11番	黒岩 鹿二郎 君
12番	大野 克美 君		

欠席議員(1名)

7番 熊川 一 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	教 育 長	地田 功一 君
総務課長	松本 源 君	総合政策課長	加藤 康治 君

税 務 課 長	宮 崎 貴 君	住民福祉課長	土 屋 和 久 君
建 設 課 長	宮 崎 芳 弥 君	農林振興課長	横 沢 貴 博 君
観光商工課長	佐 藤 幸 光 君	上下水道課長	熊 川 武 彦 君
教育委員会 教育事務局長	宮 崎 孝 君	会計管理者	熊 川 さち子 君

事務局職員出席者

議会事務局長	黒 岩 崇 明	書 記	宮 崎 剛
--------	---------	-----	-------

開議 午前 9時59分

◎開議の宣告

○議長（滝沢倅明君） おはようございます。

傍聴席の皆さん、大変ご苦労さまです。

再開いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第6回孺恋村議会定例会を再開いたします。

◎議事日程の報告

○議長（滝沢倅明君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第1、議案第45号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 傍聴の皆さん、今日は大変ご苦労さまです。

議案第45号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年孺恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につき担当課長より説明をさせていただきます。慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 議案第45号 工事請負契約の締結についての詳細説明をさせていただきます。

工事名、平成30年度村道大前細原線（大前橋）A1・A2橋台工事。

契約金額、1億2,074万4,000円。

工事場所、孺恋村大字大前地内。

契約相手、渡辺建設株式会社です。

なお、参考資料として入札の経過が裏側にありますので、ごらんになってください。よろしくお願ひします。

○議長（滝沢倅明君） 本案についてこれより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第2、議案第46号 物品購入についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第46号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

担当課長より詳細説明をさせます。慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、議案第46号 物品購入について、契約内容を説明させていただきます。

取得する財産、これにつきましては第1分団消防ポンプ自動車1台。

契約金額が2,471万400円。

契約の相手方につきましては、株式会社モリタ東京営業部になります。

なお、裏面に入札の状況がついてございますので、確認をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案についてこれより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

大久保守君。

○9番（大久保 守君） 1点ですけれども、これから新しい免許制度になって、たしかポンプ車もそれに合わせて中級ですか、たしかそのものに変えていくというような考えがあるというようなことだったわけですけれども、今回のポンプ車はどんな様子でしょうか。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

○総務課長（松本 源君） 免許制度につきましては、平成29年3月に改正となりまして、現行の普通免許中型、この間に準中型が入ったわけでございますが、この改正に伴いまして、現状のポンプ車については、新制度の普通免許では運転ができないということになります。新制度につきましては準中型が必要となります。

これに対して、婦恋村消防団の中で検討させていただいて、今後については普通免許で対応できる機種で考えていきたいということで方向性を出させていただきました。これのものがポンプ車ではなく、可搬ポンプを積んだポンプ車で四輪駆動になるわけなんです、機能的には特に問題はございませんということで、各地区のポンプ車というような形に、消防車というような形になりますので、各地区にその考え方をお願いして、対応していただきたいということで、今回第1分団、大前地区になるんですが、各地区でも検討していただいた結

果、既存のポンプ自動車ということの回答を得ましたので、今回はポンプ自動車を購入する
ということで決定をさせていただきました。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質問ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎請願書・陳情書等の審査報告について

○議長（滝沢倅明君） 日程第3、請願書・陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に、要望書1件を所管の委員会に付託し、審査を願っておりましたが、審
査が終了しましたので、ただいまから委員長報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 佐藤鈴江君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤鈴江君） 総務文教常任委員会では、要望1件について当委員会
への付託を受け、9月10日午前11時15時分から、委員6名、当局から村長、教育長、関係
課長の出席を得て委員会を開催し、慎重に審査をしましたが、その結果について報告をいた
します。

群馬県町村議会議長会会長、仲澤太郎氏から提出された要望第1号 群馬大学医学部附属

病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出について審査をしました。

要望の趣旨は、群馬県唯一の特定機能病院であった群馬大学附属病院が特定機能病院を取り消され、今後も特定機能病院の役割を果たすことができなければ、地域医療の崩壊につながりかねないとして、特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出をお願いするものです。

委員会での意見は、群馬大学での腹腔鏡手術を受けた患者が死亡する一連の医療事故の再発防止を徹底すること、また、群大病院監査委員会の監査報告で、医療事故の改善策等が見られること、特定機能病院としての取り扱いがないことは、高度医療技術の研究、人材確保にも支障があり、早急に対応してほしいとの意見から、全会一致で採択と決しました。

また、その他として、人間ドック、健診助成事業の取り組みについて、住民福祉課長から説明を受けました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（滝沢倅明君） 要望第1号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出について、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第1号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出について、総務文教常任委員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、本件は総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

◎日程の追加について

○議長（滝沢俣明君） 発委第1号を配付させていただきます。

〔意見書（案）配付〕

○議長（滝沢俣明君） お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員長から発委第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

発委第1号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書（案）の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 追加日程第1、発委第1号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 佐藤鈴江君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤鈴江君） 提出理由、本委員会に付託された要望第1号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書について審査した結果、採択と決したため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものである。

以上です。

○議長（滝沢俣明君） 本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、発委第1号は提案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（滝沢倅明君） 日程第4、一般質問を行います。

佐藤鈴江さんほか3名から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可します。

◇ 佐 藤 鈴 江 君

○議長（滝沢倅明君） 初めに、佐藤鈴江さんの一般質問を許可します。

佐藤鈴江さん。

〔1番 佐藤鈴江君登壇〕

○1番（佐藤鈴江君） 議長の許可をいただき、2件にわたって質問させていただきます。

9月1日は防災の日でありました。今年は自然災害の被害が甚大です。西日本を初めとした北海道地震など、多くの方々が被害に遭われております。亡くなられた方々に心からお悔やみ申し上げるとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げたいと思います。

また、9月は知的障害者福祉月間で、先日11日には役場庁舎で福祉パレードの皆さんから伝達を受けたところであります。村長は第3次嬭恋村障害者計画、第5期嬭恋村障害福祉計画、第1期嬭恋村障害児福祉計画の冒頭でも、平成30年4月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が施行されたことを受け、「ともに考え、みんなで支える 住みよいむら つまごい、障害のある人が主体的に生活することのできる村を目指して」という、これまでの基本理念を継承し、障害者福祉施策を推進すると述べています。

計画にはうたわれているものの、嬭恋村を含む西吾妻地域では障害者福祉へのインフラ整備がなかなか進まない状況にあります。福祉会が運営する地域活動支援センター「やまどり」が福祉事業所になり、嬭恋村三原に平成28年7月に「すきっぷ」の地域活動支援センターが設置され、福祉会に指定管理し運営をされています。平成30年度末の3月には管理期間が満了となり、新たな契約を結ぶ時期を迎えます。

ここで嬭恋村を含む西吾妻地域の施設の整備状況を見てみたいと思います。東吾妻地域との施設内容等を比較してみると、通所系では東吾妻地域では6カ所、西吾妻地域では2カ所、地域活動支援センターでは東吾妻地域では2カ所、西吾妻地域では嬭恋村の「すきっぷ」1カ所です。また、グループホーム等の入所系では、東吾妻地域では6カ所、西吾妻地域はゼロとなっております。

ライフステージに応じた制度、支援が必要と考えます。乳幼児健診に始まり、児童発達支援、小学校、中学校、高校、大学、その他の仕事、生活の場の確保と切れ目のない体制づくりが必要であります。特別支援学校高等部が旧吾妻高校に設置されましたが、高等部を卒業し、住みなれた地域に帰ってくるできない地域が西吾妻地域であります。施設のある村外に行かざるを得ない状況が現在の状況であります。保護者も高齢化が進み、早急な対応を望んでおります。このような取り組みをしていくことは、働く場所の確保と人口減少にも歯どめになると考えています。

また、2020年までには24時間対応の地域生活支援拠点も吾妻郡に1つ整備しなければなりません。

今年度嬭恋村では専門職の採用が実施され、担当課に配置されているようですが、そのような人材を十分に生かし、障害福祉の向上を図るべきと考えます。福祉部門でも特に障害部門は制度改正も煩雑に行われ、このような部門こそ専門職の配置で継続的な事業運用が必要と思いますが、村長のお考えをお聞きします。

次に、環境森林税導入に向けた村の取り組み計画についてお伺いします。

平成30年度税制改正で、森林環境税について個人住民税均等割の枠組みを利用し、市町村が年額1,000円を2024年度から徴収するとしています。森林の保全などに充てる森林環境税は、放置されたままの杉やヒノキといった民間の人工林の間伐などに活用するという、何よりも森林保全の実効性を高めることが肝要であります。森林環境税は国が市町村を通じて徴収し、私有林面積や林業就業者数などに応じて自治体に配分する。現在の住民税は東日本大震災の復興財源に充てるため、1人年間1,000円上乗せされています。その期限が切れる

2024年から導入されるものだと思います。

森林整備の事例としては全国ではさまざまな取り組みをしている自治体があります。村と森林所有者、森林組合などが長期施業管理契約を締結し、森林整備を行うなど、村主導で間伐を進めるとともに、間伐材を村内のまきストーブ愛用者に提供し、利益を山元に還元している自治体もあります。孺恋村でもまきストーブ購入の補助等も実施していますので、このような安定的な供給ができるシステムがあれば、別荘在住者やまきストーブ購入を考えている方々にとってもまきの安定確保が懸念され、導入に踏み切れない方もいると聞いております。

まきストーブ販売者と連携で経済の活性化に寄与するものと考えます。この事業は孺恋村単独での実施もあると思いますが、吾妻郡内の町村との連携により充実した事業になる要素があると考えます。具体的な事業に着手する時期と思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

森林には二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防ぐ役割に加え、今年に入ってからこれまででないような豪雨災害などが日本各地で起こっています。このような土砂災害の防止効果もあります。孺恋村で千代田の森として千代田区とカーボンオフセットの締結をしておりますが、今後この事業の実施方法も考えていく必要があると思います。川場村では、世田谷区立小学校5年生が2泊3日で参加し、80ヘクタールの森林をフィールドとして森林作業を実施し、利根川上流の村民と下流区民の連携による森林の保全、育成を進めるため、友好の森事業に関する相互協力協定を締結しています。

このような財源が交付税として2019年から村に交付されると思いますが、その活用方法によって、3年後には3倍の額が交付予定だとされています。孺恋村としてどのような取り組みをお考えなのかお伺いしたいと思います。

以上、2点について村長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤鈴江議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1点目が吾妻地域の障害者福祉への取り組みについて、2点目が環境森林税導入に向けた村の取り組みの計画についてという大きな2点でございました。

まず、第1点目からお答えをさせていただきたいと思います。

憲法25条第1条は生存権、全て国民は健康で文化的な生活を行う権利を有するとうたわれ

ております。これは新たに生まれた憲法で初めて生存権、社会権と、21世紀の権利だと思っております。第2項においては、児童福祉法、障害者福祉法、こういう福祉に関する条文がございます。福祉にしっかり取り組む、21世紀の社会権にふさわしい制度をつくっていくという条文がございます。その第2項におきます障害福祉、この件についてのご質問でございました。

障害者総合支援法は、それまでの障害者自立支援法から目的規定を改正し、平成25年4月に施行されました。新たに創設された基本理念では、全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとされております。さらに可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられることとされております。

また、婦恋村においては障害者計画、障害者福祉計画、障害児福祉計画の中で、佐藤議員が言われますように基本理念があります。障害福祉政策を推進するための基本目標が定められております。基本目標の2として、生活支援の充実についてありますように、可能な限り住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう相談支援体制の充実と情報提供の確保を推進するものでございます。

平成28年7月に三原に地域活動支援センター「すきっぷ」が開所したことは、婦恋村の障害福祉政策にとってはご指摘のように、吾妻地域の中でも施設整備がおこなわれているのは認識しておる中ではありますが、一步前に前進したと感じております。今後は必要な生活支援の整備と同時に、福祉にかかわる人材の確保、育成が急務であると感じております。今年度は福祉分野においては、地域包括支援センターに社会福祉士1名を採用により配置いたしました。地域包括支援センターの職員に関する基準を確保することができております。

また、佐藤議員の言われるように、障害福祉施設での勤務経験があり、スキルを持った職員の採用も同時にできております。全ての福祉部門において制度が複雑化して、今日では専門職員の育成はもちろん、スキルを持った人材の採用を積極的に行うことがサービスの質、量を確保するのに必要なことは言うまでもございません。

また、専門性を持った職員の適正な配置については、ご指摘のとおり、途切れのないサービスの提供のために重要であると考えております。

いずれにいたしましても、おこなっているこの分野において早急な対応が望まれていることは承知しております。既存の施設、組織における課題を精査し、解決していくことで、障害をお持ちの方々の生活支援を進めていきたいと思っております。

暗いところに光を、弱いところに力を、そして全ての人間の人格の尊厳を持って社会の中で生活できるようしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

第2点目でございますが、森林環境税導入に向けた村の取り組みについてというご質問でございました。

環境森林税導入に向けた村の取り組み計画についてでございますけれども、年明けの通常国会にて審議予定の森林環境税及び森林環境譲与税に関することとの認識でお答えをさせていただきます。

議員ご承知のとおり、森林環境税は都市、地方を通じて国民一人一人が等しく負担を分かち合い、国民皆で森林を支える仕組みとして個人住民税の枠組みを利用し、市町村が賦課徴収するものでございます。2024年、平成36年からの課税とされております。

また、森林環境譲与税は、森林環境税の収入額に相当する額として、市町村及び都道府県に対して譲与され、市町村が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及、啓発などの森林整備及びその促進に関する費用及び都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないとされております。

新たな制度に対応すべく、今年度においては4月25日、森林経営管理制度及び森林関係譲与税にかかわる打ち合わせ会議、7月23日、ぐんま緑の県民税及び森林環境譲与税にかかわる打ち合わせ会議がそれぞれ開催され、担当者を県に派遣したところでございます。また、8月6日には森林環境譲与税に関する検討状況調査が実施されましたので、孺恋村としては基金への積み立てを現在予定しておるといった回答をしたところでございます。

佐藤議員ご質問の森林環境譲与税による取り組みによって、薪ストーブの愛用者や薪ストーブ購入予定者への利便性を図るべく、薪の安定供給に対する具体的な事業に着手する時期と思うが、いかがでしょうかというご質問がございました。

法律の趣旨にも沿った取り組みでありますので、検討するべき内容であると認識しております。早々に対応をすべき事案ではあると思っております。

また、ご指摘のように、広域で検討する必要もあるのかなと思っております。

現在の検討状況であります。担当課において森林環境譲与税による整備事業の方策について、吾妻森林組合との打ち合わせをさせていただいております。それによりますと、吾妻西部地区における伐採は人工林において、杉をメインに、カラマツ、松、ヒノキ等の針葉樹を中心として想定しておるところでございます。まきとして利活用する場合におきましても、針葉樹を中心としたものになると現在では考えております。

一方、薪ストーブの愛用者からは、購入したストーブの種類にもよると思いますが、まきの燃焼時における熱量の問題や、煙突等のメンテナンスの面から、往々にして広葉樹のまきを好まれるとの話をお聞きしております。議員のご質問の方策として直接結びつかない面もあろうかと存じますが、その一翼を担うのではないかと確信しております。

また、薪に関する件にとらわれず、吾妻郡において森林経営管理等において広大な面積を抱えているため、郡内町村の連携は必至であると考えております。

次に、千代田区様とのカーボンオフセットの契約にかかわる今後の事業展開についてであります。平成24年度からちよだ・つま恋の森づくり事業がスタートし、村有林カクマ山における伐採、造林、下刈り等の森林整備を実施し、事業スタート当初からカーボンオフセットによるCO₂削減にかかわる取り組みについて提案をさせていただいております。平成28年度において準備が整い、平成28年度から平成33年度までの5カ年の間について、千代田とつま恋村との共同による森林整備の実施に関する協定の締結に至り、現在まで取り組みを実施してきたところでございます。

これまでに群馬県、都道府県の認定にかかわるわけですが、群馬県によって認定されました。CO₂吸収量認定証は、平成28年度9.7トン、平成29年度14.4トンとなっております。今年度においては13.99ヘクタールの施業を実施中でございます。今後におきましても、本取り組みを継続して実施することはもちろんであります。議員各位からご指摘いただいておりますちよだ・つま恋の森づくり事業による植樹祭などへの村民参加について周知の徹底を図り、多くの参加を得るべく進めていきたいと考えております。

次に、2019年度から村に交付される財源について、3年後には3倍の額が交付されるようではありますが、つま恋村としてどのような取り組みを考えているかというご質問でございました。

先ほども申し上げましたとおり、群馬県による制度説明会や森林環境譲与税に関する検討状況調査等が継続的に実施されると思いますので、群馬県のご指導を賜るとともに、皆様方のご意見を勘案し、村にとってより効果的な取り組みについて総合的に判断させていただき、前向きに取り組んでまいりたい、こう考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さんの再質問を許可します。

○1番（佐藤鈴江君） 村長は福祉パレードでも憲法29条を挙げ、力強く声援を送られておりました。25条です。全ての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有するとありま

すが、村長が考えている最低限度の生活とはどのような生活なのかお聞きしたいと思います。

よく村長はさまざまところで、さまざまな発言をされていますが、よく落とした言葉は拾えないと言います。自治体のトップである村長の発言は公人として責任と、それを聞いた住民の皆さんはそうなると思います。何度となく村長の口から発せられる言葉は、そうする、そうなると思うものだと考えます。そのような発せられた言葉に現実と乖離する部分が見られる場合があります。当然このことについては政権の評価につながるものと考えています。

また、地域活動支援センターについてお聞きしたいと思います。28年7月にオープンされたあの地域活動支援センター「すきっぷ」ですが、これは私が確認したところによるとⅢ型ということですが、地域活動支援センターには幾つかの種類があります。Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型と、Ⅰ型については専門職員を置かなければなりませんけれども、すきっぷについてはⅢ型ということ、15人以上の施設入所者を予定されている場合、Ⅲ型になると思いますが、このようなところで現在、地域活動支援センターとは、朝必ず行って、引きこもりの該当者の人たちが自由にそのところに行って、また自由にそこで生活をしたり、いろんな散歩をしたりするところではありますので、そういったここでは相談支援事業が行われていないわけですが、そうした相談支援事業をしていくお考えがあるかどうかということでもあります。

また、専門職が配置されたということでもありますので、そういった方の活用を考えて、ぜひ相談支援事業も実施をしながら、やはり自宅で引きこもっている障害者の方、そういった方が社会の中で出てこられ、生活ができるようなシステムづくりを今後も考えていかなければいけないと思いますので、そういった点について、今後の地域活動支援センター「すきっぷ」のあり方、また、西吾妻地域にないグループホームに関する考え方です。やはり親は高齢化をしたときに、親が亡くなった後に、そういった受け皿がないというところの不安が一番大きいと思いますので、その辺について、やはり広域的に考えていくことも必要だと思いますが、民間事業者を参入させて、この西吾妻地域のグループホームの設置に向けて尽力をしていく必要もあると考えます。

また、中之条町では、ほほえみ工舎が民間で行われているわけですが、その中ではやはり中之条町が補助をされているという経過もありますので、村がそういった施設に対する取り組みの中できちんと補助をしていけるようなシステムをきちんと確立してほしいと思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。

また、森林環境税については、今説明があつて、今後の取り組みかと思いますが、もう既に吾妻町、中之条町ではチップの工場等が設立をされています。吾妻町のチップについては吾妻バイオパワーということで、チップ化をする組合があつて、そのチップを燃やして東電に売電をしているといった、そういうシステムがもう既に動いております。そういう点に関しても、また、昨年29年度には株式会社オリックスと連携をしながら、そういった吾妻森林組合が提携をして、チップ工場が岡崎に設置されております。そういった取り組みが具体的に進んでいるということを考えますと、やはり嬭恋村でもそういったチップ化にして、バイオ燃料等の考え方も今後考えていく必要があるのではないかなというふうに思いますが、その点についてもお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さんの再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 障害者福祉総合支援法の関係の質問で、村長は発言が重たいというご指摘でございました。私もそう思っております。私が言うことは村民の代表ということでございますので、しっかりと責任を持ってまいりたいと思っております。

吾妻の西部地区において、佐藤議員のご指摘のとおり、精神障害者あるいは身体障害者も含めまして、障害者制度に対する施設的なものは東部に比べると整備が非常におくれておるといのは現実だと認識しております。そんな中で、平成28年7月からすきっぷを議会の皆さんの承認をいただいて、また4カ町村のご指導もいただいて、4,500万円ほどであそこを改修して、現在のすきっぷが運営されておるとい状況でございます。契約期間が来年の3月末までということでございますので、担当者及び他の町村の担当者とも、うちの担当課長及び担当が鋭意協議を進めておるといところでございます。より一層充実した内容にしていくべきであると考えております。

現在、すきっぷについてはご登録をいただいている方が22名という状況でございます。また、スタッフの状況も時折あそこに足を運んで見ておりますが、それなりに一緒に活動しておるといようなことでございます。

今、議員のご指摘も相談支援事業をやるか否かというご指摘がございました。マンパワーがそろって、また4カ町村で現在お金を出してもらっておりますので、その辺も含めてマンパワーがそろえられるのであれば前向きに当然取り組んでまいりたいと、このように思っております。来年度に向かって3月末までが一応契約の現在の期限がございましたので、しっか

りと対応をしまいたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

もう1点、障害者に対するグループホームはどうかというご指摘でございました。何とかこの地域で、国のほうの障害者総合支援法が平成25年できた中でも、そこで生まれた地域で安心して暮らせる体制をつくりましょうというのが大きな柱だと認識しております。そういう意味で、やっぱりこの地域、孀恋の子供たちは孀恋で安心して暮らせるこういうシステムをしっかりとつくることだと思っております。そのために小規模でもいいんですけども、グループホーム的なものがあれば、みんなでお互いに支え合える体制の一つだと思っておりますので、グループホームについても検討を加えてまいりたいと考えております。

中之条の今補助事業が確立したというご指摘でございました。調査をさせていただいて、勉強させていただきたいと思っております。

第2点目でチップの話、バイオエネルギーの話、薪の話でございました。環境森林税、ご存じのように、23年3月11日、東日本大震災が起きて、復興税ということで国民1人当たりから、納税者6,000万人から1,000円ずつ取りましょうということでありまして、6,000万人から1,000円ずつ取ると600億円ということでございます。この制度は平成35年度までの時限立法でございますので、平成36年、平成24年から、その1,000円ずつを今度は市町村、我が村は村が徴収をさせてもらうという森林譲与税の法律が通ったわけでございます。

それから、その森林譲与税600億円をどういうふうにするのかということにつきましては、それが森林利用税ということでございます。その森林利用税の使い方につきましては、この吾妻郡あるいは利根沼田地域は、群馬県6,238ヘクタールありますけれども、50.1%は吾妻と利根であります。その大きなところが水源地域であり、また森林地域でもあります。国有林も多数ございますけれども、やはり連携して、吾妻全体で考えられる木材の活用、利根沼田もあわせた木材の活用、水源地域、首都圏3,300万のやはり水源地域でございますので、1村でも当然取り組めることにつきましては取り組みますけれども、広域でやるべきことがあれば広域で取り組んでまいりたいと、こう考えております。

現在、町村会のほうにおきましても、チップの話も含めて、いろいろ勉強を始めたところでございます。吾妻バイオパワー、オリックスさんの件はもうご存じのように、民間企業が、渋川に行く県道59号へ行きますと右手に煙が出ております。24時間365日煙を絶やさないようにバイオの燃料を確保してやっておるという状況だと思っております。中之条町については、材料が確保できれば非常にベターだなという話も聞いておりますので、この件についてもやはり燃料確保という観点から見ますと、お互いが連携した中でやればマッチベターで

あるというふうに考えております。

村内においても助成制度、ストーブについてはCO₂削減ということもありますので、ストーブ購入者に対する助成制度、補助金制度を設けておりますけれども、村は村で独自でできることについては積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さんの再々質問を許可します。

○1番（佐藤鈴江君） それでは、2020年までに質問の中にも入れましたけれども、地域生活支援拠点を整備しなければならない。吾妻圏域の中で整備しなければならないとされています。これは障害者の重度化、高齢化や親なき後を見据え、居住支援のための機能・相談、緊急時の受け入れ対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを地域の実情に応じて創意工夫により整備しなければならないとされています。その点についても吾妻のどこにできるかまだ今わかりませんが、そういったところで、やはりこの親なき後を居住する本当に不安を抱えている、困っている方がいらっしゃるということをやったり自分のその立場になって考えていただきながら、この辺の整備についてはしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

また、これについては多機能拠点整備という小規模多機能型の入所施設等もグループホームも含めて検討をしていただきたいというふうに思います。小規模多機能については、やはり障害者や高齢者がしっかりとそこに入所できて、生活を安定してできるという、そういったシステムもありますので、そういったところの検討をしっかりといただきたいなというふうに思います。

また、からまつ荘の福祉会が活性化委員会を設けて、短期入所をするというふうになっています。それについてはいろいろ検討会を地域協議会のほうでも議論をされているんですが、この30年4月から保護者の方はスタートすると考えていたんですけども、それがなかなか進まない。それについては来年の4月からスタートさせたいというお話がありました。それについてもまだ予算化もされていませんし、具体的にできるかどうかというのは現状の段階ではわからないという状況であります。

そして、からまつ荘福祉会がグループホームを検討されていたんですけども、特別養護老人ホームの敷地内においては、やはり障害者のグループホームについてはだめだと県から回答をいただいたということでもあります。しかしながら、やはり病院の敷地内にグループホー

ムを建設をされているというところもありますし、また、西吾妻地域においてはそういった施設がないということも考えていくと、介護保険課または地域生活支援係等にも問い合わせた結果、やはりできないということではなくて、できる方向で考えた場合、公道に設置されているとか、入る場所が、玄関が、入口が違うとか、そういったことの条件がそろえば、やはりそういった設置をしていくことが可能であるということでもあります。そういったことも含めて、しっかりと今後広域の組合としても、嬭恋村としてしっかりと意見を述べていく、そういった会議の中でそういうことができるんじゃないかという提案をしていくことは必要なんではないかというふうに思います。

そしてまた、短期入所については、知的障害の重度の方については、入所した場合、すぐにその入所をするというわけにはいきませんので、やはり短期入所の中で訓練をして、体験をしながら長期な入所に向けていくというのが理想的であるというふうにお聞きしていますので、そういった点についても広域の会議等において、しっかりと村としての意見を述べていただきたいというふうに思いますので、その点についてもよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、先ほど言ったように、環境森林税については、やはり村単独でやるということは林業就業者についても嬭恋村の場合少ないですので、そういった林業就業者を地域協力隊ですね、そういった方で全国的に募集をして、永住をして、林業の仕事についているという方もいらっしゃいますので、そういった募集もしながら、林業の就業者もふやしていく。また、移住も促していくようなシステムを考えていただきたいというふうに思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。よろしくお願います。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さんの再々質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の中にもございます2020年までには24時間対応の地域生活支援拠点、これを吾妻郡に整備しなければならないとなっておりますのでございます。6町村、担当がしっかりと現在議論をしておると、継続的に進んでおるというふうに認識しておりますが、もう少し私も報告をよく確認しながら、前に進めるよう努めてまいりたいと、こう思います。

あと、小規模多機能の施設あるいはグループホームというお話でございますが、これも現在、西吾妻については4カ町村担当課とからまつ荘、にしあがつま福祉会の事務局ともここ

何カ月か既にいろんな協議をしておると。また、私も指示を出しておりますので、どういう状況になるのか、詳細の一部を担当課長から説明できる範囲で説明をさせます。

私とすれば、ショートステイの話がございまして、昨年お決めにあったと。やるぞという話だったようでございますが、過日のにしあがつま福社会のお祭りに参加させてもらいましたら、理事長さんのほう、まだ進んでないというお話も受けたところでございます。お決めにあったらやっぱりしっかりと担当者で福社会の事務方も協議をしていただいて、理事長が発言しておるわけですから、いい形で進むようにしていただきたい。

また、今ご指摘の来年の4月から本当にできるのかというご指摘もございました。それについても現在担当課が協議しておると思っておりますので、どこまで進んでおるかについては担当課長からできる範囲の説明をさせますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

第2点目の森林環境税、広域でやる、幅広くみんなで連携してやる、これも非常に重要だと思っております。やっぱりスケールメリット、みんなが一緒になればできる範囲が、1村ではできないけれども、吾妻全域でやればできる事業もあるというふうに確認してあります。また、環境森林事務所、吾妻と利根沼田の所長さん、両方とも今話をしております。共通項が多々ありますので、嬭恋から片品までの間で共通でできることはやりましょうという話があります。原則は森林組合が中心的にやるべきだと考えておりますけれども、万が一マンパワーが足りない場合は、建設業協会の方々とも今協議を、全県で吾妻と利根沼田で連携したことができるかという話も今提案をさせていただいておりますが、できるだけ連携するべきは連携するというつもりでおります。

単独事業でどうかということで、地域おこし協力隊いかがというお話がございました。地域おこし協力隊につきましては、内閣総理大臣が27年7月29日に、3,000人以上全国やるという話でございました。たまたま私も全国山村振興連盟群馬県支部長という立場だったものですから、県にも提案させていただいて、当時5人だったのが、地域おこし現在75名、群馬県下におります。あと長野県と北海道を何としても群馬県は乗り越えようということで取り組んでおるというところでございます。嬭恋村も人数が今6名おりますが、議員ご指摘のように、片品村では某情報会社から来た地域おこし協力隊さんが、自分で森林を伐採したり、メディアにもたくさん出ておる方もいらっしゃいますので、それも学んで取り組んでまいりたいと思っております。

ただ、地域おこし協力隊が出るころは有効求人倍率が1%に達してない時代でした。今有効求人倍率が1.36、群馬県は全国で2位の有効求人倍率でございます。民間のほうへどん

どん人材が吸収されるという実態がございます。そういう意味で、県とも協議させていただいておりますが、有効求人倍率が1.36で全国で2位という群馬の状況を見ますと、なかなか人材が、マンパワーが足りないという状況もございます。それも踏まえて、地域おこし協力隊で単独事業というのも一案ではあるとは思っておりますので、検討を加えてまいりたい、こう思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（滝沢俣明君） 住民福祉課長。簡潔に答弁してください。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） それでは、佐藤議員の再々質問に対する詳細なところを説明させていただきます。

平成29年7月に始まりました西吾妻の福祉会の活性化委員会の中で、からまつ荘のH棟をグループホームにできないかという話があったと聞いております。これについては県のほうで、先ほど議員のほうから話がされたように、からまつ荘、入所施設の同じ敷地内にはできないという県のほうからの回答によりまして、そうであれば短期入所、ショート施設の施設ということで、今それが進められているところでございます。

予算についても、当初出されていた計画よりも大きなものになっておりまして、それについて9月26日に福祉会の評議委員会が予定されております。そこで協議をされるというこれからの予定になっております。

それから、グループホームがからまつ荘の敷地内にあるとできないという話について、条件を整えばということで、議員のほうから話があったということなんですけれども、それについても先日の担当課長会議の中でも、本当にできないのかということをおもちゃと質問をさせていただいて、もう1回県のほうに確認をしてもらえばというような話もさせていただいたんですけれども、その辺のところはいろいろ県のほうにこちらでも確認をさせていただいて、福祉についてはその情勢が刻々と変わっているというところもあります。緩和もされているのかもしれないというところで、こちらのほうから県のほうには今後確認をさせていただいて、そういったことを会議の中で伝えて、そちらのほうも進めるという方向があればというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 以上で、佐藤鈴江さんの一般質問を終わります。

◇ 土 屋 幸 雄 君

○議長（滝沢倅明君） 続いて、土屋幸雄君の一般質問を許可します。

土屋幸雄君。

〔2番 土屋幸雄君登壇〕

○2番（土屋幸雄君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

孺恋の野菜をオリンピックの食材として選ばれる体制づくり、そして、地元就職した場合、返還を免除される奨学金の設立についての2点を質問させていただきます。

最初に、孺恋の野菜をオリンピックの食材として選ばれる体制づくり質問をいたします。

東京オリンピックで使われている野菜の食材を世界に宣伝しようと、農林水産省は、このほど選手村など、オリンピックの施設で提供される食材の産地情報が表示できるように、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会との間で産地表示を可能にするということで意見の一致を確認ができました。これは6月17日の日本経済新聞に載っておりました。それによりますと、関係機関との間で確認した表示ルールの中に、特定のブランドの宣伝につながらないようにすることで、多額の資金を負担し、大会運営に協力しているスポンサー企業への配慮が背景にあるため、表示を認める情報は県や自治体の名前にとどめる方向で調整が進むと見られております。表示できる場所は、委託を受けた業者が運営する飲食スペースが対象になるようです。

表示問題に先立ち、組織委員会が示した基準は、持続可能に配慮した農産物の調達基準ということで、食材の安全性の確保や周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動の確保、さらに作業者の労働安全の確保について、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていることとしております。安全な食材はどうやってつくられたのかを重視する考え方を示しました。

そのため、食材調達基準の条件として掲げたのが、農業生産工程管理、つまりGAPの取得のほか、国際認証のグローバルGAPや日本のJGAPに加え、日本農林水産省のガイドラインに沿って都道府県などの第三者機関が認証したGAPも認めております。

オリンピックの食材に選ばれるため、自治体などは組織委員会の方針に沿って既に準備を始めているところもあると聞きます。東京オリンピックは夏に開催されます。幸いにしてこの時期は孺恋の野菜の最盛期と重なり、キャベツやトウモロコシなどおいしい食材は豊富にあります。オリンピックの飲食の場で孺恋の食材の表示ができれば、産地孺恋の振興が大い

に期待できると感じますが、村長の考えをお聞かせください。

今まで冬季オリンピックには孺恋村から多くのスケート選手が出場し、それぞれすばらしい成果を上げております。そこで、東京オリンピックには、飲食の場ということで間接的ではありますが、孺恋村の食材が参加できればよいと思っております。このようなチャンスは今後何度もあるわけでもありません。

村長は、孺恋村の安心・安全、そして新鮮でおいしい食材が東京オリンピックの食材に選ばれることについてどのように考えているのか。また、こうした取り組みを今後進めていく考えがあるのかお伺いします。

次に、地元で就職した場合に返還を免除される奨学金の設立について質問いたします。

今、大学生で奨学金を利用している割合は50%いるという調査結果が出ております。その理由は、日本型の雇用が崩壊したことが原因とも言われておりますが、現実奨学金を利用し、社会で働いている方が数多くいることは間違いのないことだと思います。それらの人は、社会人として活動を始めると同時に、金額こそ異なりますが、数百万円の借入金を背負い、毎月返済が始まることになっております。しかし、若い世代の方の給料は決して高いとは言えません。ひとり暮らしであればアパート代などの負担もあります。また、たとえ就職したとしても、非正規、低賃金では生活費なども必要であり、とても返済に充てるのは難しく、これでは人生設計を描くことは到底できません。孺恋村においては、一部の職業に対して奨学金返済に当たり、条件はありますが、助成や補助、一部免除を行っております。

これをもう一步進めて、村内在住を条件として返還を助成することは検討できないかと考えます。これにより、まず働き手が村で確保されます。さらに結婚や出産という将来の不安が緩和されて、何よりも若い人たちが村内にいることはそれだけで孺恋村が活性化され、それが将来の投資になるのではないかと考えております。

村長は奨学金利用者が就職し、孺恋村に住む際に、その奨学金の返済の助成、補助、一部免除についてどのようなお考えをお持ちかお聞かせください。

さらに若い人が就職、結婚、出産することなど、将来への不安を解消するための方策についてどのような考えを持っておられるのかあわせて質問をいたします。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋幸雄議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

質問事項は2点でございます。第1点は嬭恋村の野菜をオリンピックの食材として選ばれる体制づくりについて、第2点目が地元就職した場合に、返還を免除される奨学金の設立についてでございます。

まず、第1点目のことからお答えをさせていただきます。

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催期間中に嬭恋村産の食材である表示がなされることにより、村の振興に大いに期待できると感じているが、村長の考えはということでした。議員のおっしゃるとおり、オリンピック期間中に嬭恋村産の食材である表示がオリンピックに関連したテレビ放送等のメディアに露出したり、また、その視聴率は議員のご承知のとおりであり、オリンピック・パラリンピックの開催前から期間中を通じて、事ある毎に嬭恋村の名前が放映されれば、その経済効果ははかり知れないものがあると思います。嬭恋村の名前をより高名にするばかりか、世界にPRする絶好の機会であることは明らかであり、大いに期待をするところでございます。

そもそもGAPとは何かということですが、GAPとは、グッド・アグリカルチャー・プラクティスの頭文字をとったものであり、直訳するとよい農業の実践であります。適切な農場管理と、その実践という意味合いも持つておるそうでございます。農業において田植えや収穫といった作業だけでなく、土壌や水などの生産環境の管理も良質な農産物生産の上で重要なポイントとなっており、安全で安心な農産物を生産するため、これらの生産工程を全て適正に管理し、それを第三者が確認し、評価できるようにしたものがGAP認証だと言われております。今回食材調達基準の条件として提示されたGAP、農業生産工程管理認証取得であります。先ほど申しましたように、農業生産管理にかかわる基本ガイドラインに規定された取り組み内容を全て実践し、最終的に審査委員会による審査に合格しなければなりませんし、合格後におきましても、毎年1回の調査、審査が必要であります。その費用は数十万円とのことであり、なかなか資金的にハードルが継続的に高いという認識を持つておるところでございます。

他方、群馬県独自の制度として、群馬県GAP確認がありますが、この制度は2020年東京オリンピック競技大会への食材提供のための制度であり、他のGAP認証取得に比べれば費用面において優遇措置が講じられており、比較的取り組みやすい制度かと存じますが、群馬県に問い合わせたところ、現状では本制度の利用の希望者は現在ではないというふうにおっしゃっております。

なお、今日の上毛新聞のトップにも出ております。昨日、一昨日の群馬県の農政審議会に

においてもGAPの件についてはお話し合いをさせてもらったところでございます。今日の新聞にありますとおり、群馬県ではより認証の制度を広く告示して取り組んでまいりたいというニュアンスの記事であったと思います。

また、GAPの取得はあくまでも生産者個人によるものでありますが、団体での取得については、組織づくりや技術的な指導も必要であることから、JAなどによる取得が一般的なようであります。現在、JA嬭恋村においては、GAP認証取得にかかわる積極的な動きはないように聞いております。2年ほど前からGAP制度がいろいろマスコミに取り上げる時期から組合長さん等ともいろいろお話をさせてもらいました。現在の制度だとちょっと費用がかかり過ぎるのかなというお話もございました。今後もまた農協さん、あるいはまた生産者の皆さんとも話は続けてまいりたい、こう思っております。

嬭恋村産の安全・安心、そして新鮮でおいしい食材がオリンピック競技大会における食材として取り扱われることは喜ばしい限りであります。先ほど申しましたように、食材調達基準の条件をクリアし、スタートラインにつくためには経費もさることながら、個人の考えによるところが大きいと考えております。また、組織としての取得につきましても、夏秋キャベツの一大産地であるブランド力とステータスをあわせ持つJA嬭恋村に対して、GAPの認証取得について言及することははばかれるところでございます。これらのことを勘案し、再度検討させていただき、総合的な判断により対応させていただきたいと考えております。

なお、現在県のほうに確認したところ、GAPそのものに対する個人で話をした人が3名、提出した人が個人で3名おると。私も個人的に問い合わせが何件かあります。これらも踏まえて、個人でやれる方はぜひとも取得してもらえたらと考えておるところでございます。

第2点目の地元就職した場合に、返済を免除される奨学金の設立についてのご質問でございました。

まずは現状の教育委員会所管の奨学金の制度概要であります。大学生で月5万円、高校生で月3万円を無利子にてお貸しし、返済は卒業後6カ月後から最長6年間で返済してもらっております。大学生で言えば合計奨学金額は240万円ですので、6年で年40万円ずつの返済となります。公的な奨学金制度では独立行政法人日本学生支援機構が行っている奨学金では、保護者の収入額等が極めて少ない場合などは返還が不要ですという給付型の奨学金制度もございますが、通常の奨学生は有利子にての返還制度となっております。

ご指摘の内容は、大学卒業後に嬭恋村に戻られた場合には奨学金返還不要や返還額の減額

等の措置をすることによって、若者が村に戻るのではないかというご指摘もございました。土屋議員のご意見のとおり、村に残る若者を優遇すべきであるという考えには同意をいたします。その実際の運用面において心配する面も若干あるかと思っております。住民登録のみの審査では実態にそぐわない場合もあるのかなど。あるいは何年村に住めばよいのかなという判断も難しい部分があるというふうに思っております。就労先と連動した確認も必要であるのかなと思っております。

いずれにいたしましても、詳細をよく確認して、取り組めることは取り組んでまいりたい、こう思いますので、よろしく申し上げます。

そこで、現在の住民福祉課の医療技術者等の奨学金制度をより利用しやすくしながら、それ以外の村で不足している職種、例えば保育士等の職種を拡大して実施するなどの方法も検討する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、大学時の満額奨学金で240万円という大金でもあり、その扱いは慎重にすべきと考えます。若者定住のため、働き場所確保も含めて今後最重要課題の1つとしてさらに検討させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君の再質問を許可します。

○2番（土屋幸雄君） 認証には大金がかかるということで、村長はそういう答弁でありますけれども、孺恋村は野菜の農業で生きている村でございます。多少金がかかってもこういう世界的な大会のときに、お金がかかるから余り積極的にとか、農協さんと話ししてとか、いろいろ話をしているんですけれども、やっぱり村の姿勢だね。村の姿勢がするんならする。たとえ金がかかっても世界中にいろんなことが宣伝できる。GAPという認証のこれがございます、こういうのも。やっぱりこれは孺恋村、これから農業を維持していくにはこういう認証制度を活用して、今の安心・安全がさらに裏づけられると思うんです。こういうことをしていけば、村が積極的に主導していかなければならない立場だと思うんだけど、孺恋村は。村長の考えはちょっと消極的に過ぎると私は思うんですけれども、もう一度その辺の考え方を整理してお答えを願いたいと思えます。

いずれにしても、この食材として取り上げてもらえれば、孺恋の野菜、キャベツきりじゃない。モロコシだとか米だとか、いろいろこれによりますと10アール当たりの作付している人の希望者ということでございます。希望者を募って、孺恋村が積極的に取り組むという姿勢をある程度見せてください。孺恋村は観光と農業とうたっているには、本当に何か積極的さが感じないと私は思います。

それで、実際問題商系の人にも2人ぐらい何か認証を受けている人がいるということも聞いております。そういう先人の人もいるわけだから、村は積極的に募集して、ぜひともこういうことを孺恋村の本当の野菜の安心・安全の本当に裏づけになると思うね、これは。本当にこの認証制度。それでいいチャンスだと思うんです。世界に名を広めて、それでもしこれが取り扱いができれば、将来はまた輸出のほうにもつながっていく可能性も私は持っていると思います。ぜひともまた一步羽ばたけば、また孺恋村の産地もまた大きくなる。いろんなキャベツきりじゃなくて、モロコシだとかいろいろあるわけですから、そういうこともやっぱり取り組んでいくチャンスだと思います。ぜひとも積極的に取り扱ってもらいたいと思います。

また、奨学金のことなんですけれども、なかなか今働いていても学生がその奨学金がなせないで、個人破産する人もいると聞いております。こういうことはやっぱり今親御さんも本当に負担ができないから借りるんだと思うんですけれども、生活もあるんだから、本当に実際に本当に真剣に考えてもらわなくてはならない問題であると思っております。続いて働く場所とか、そういうことの将来の展望について余り答弁が今回少なかったような気がいたします。

孺恋村の実情として保育園から中学までの子供を育てることまではある程度私は充実してきているのかなとは感じております。問題は高校、専門学校、大学を卒業してから孺恋村に戻れるようなことと、現実的に何が魅力ある方策があるのか、政策が何か足りないような気がいたします。それは若い人たちが自分のなりたい職業がないとか、自分に合った働く場がないとか、いろいろあるとは私は思っておりますけれども、村に住んでもらって、働く場を村内に求めても、住んでもらえるか、何か政策として知恵を出せば、いろんな何かの方策があるかと私は思います。

私は一般質問の中で何回もしておりますけれども、実際として政策として、これが働く場の確保とか、そういう政策が、私は何回もしているんだけど、目に見えてこない。それは村が何か消極的で、孺恋村にとっては将来の人口がかかって、人口減につながっている問題ですので、孺恋村の本当にこの若い人がいなければ、孺恋村が成り立たない可能性も出てくると思うんですけれども、そういったことはやっぱり今いる若い人に話をいろんなことを聞いて、こういうことをしたら孺恋村に住んでもらえるとか、若い人の本当に意見を集中的に聞いていただきまして、できることは孺恋村でぜひとも取り入れて、にぎやかに若い人たちが住める、そして孺恋村に働いて、孺恋に住んで、よそに働きに行くのも結構なんです

けれども、そういった方策も何かいろんな話をして決めていけばできると思うんで、一つ一つ何かできることからぜひ進めていただきたいと思います。その辺の考えをもう一度お願いします。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君の再質問に対する答弁を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の再質問のお答えをさせていただきます。

第1点目、GAPの件でございます。

制度的にどうなのか、孺恋村は村として本当にお金も出して人を募集してやれる制度なのかということも一度確認をさせていただきます。昨日も実は県のほうとも電話で確認をしたりしております。農政審議会でもテーマに上がっておるところであります。また、現在孺恋村からは6名の方が個人で申請をしておると。うち3名は認められたという話も聞いてます。私もちょっとしてみたいというお話をなさって、私のほうにちょっとお話をというふうに来た方も数名いらっしゃるのが現実です。

また、農協さんについてはGAP制度ができたとき、2年前ぐらいからもうご存じのように、いろいろ農業新聞あるいはいろんなところのメディアで騒がれてきておるわけですが、オリンピック委員会のほうが企業名を出すのはまずいよという、何か先ほど土屋議員がご指摘のとおり、土屋議員もおっしゃったとおり、質問の中でも申してますが、企業名で例えばですが、Aという大きな自動車会社の名前がそこに出るという場合は、オリンピック委員会のほうに相当な協力金がないとまずいというような話も伺っておるところであります。

そういう意味で、1,000万食のオリンピックの期間中に孺恋村の名前が出るということであれば、費用対効果を考えれば、昨日大体ちょっと県にも聞きましたけれども、相当な、400名の生産者を一気に孺恋村がやったらどうなんですかという今ボールを投げておりますが、なかなかハードルが高いという話も聞いてます。それから、個人でやる場合も生産工程の一覧表というデータを取り寄せてありますが、大変な作業だなというふうに私自身も思っています。現在、孺恋農協さんはトレーサビリティということで、いろんな形の農薬検査等もしっかりやって、安心・安全のキャベツということで取り組んでおるのも現実であります。その延長戦上で足りるのかなと思って資料を見ますと、生産工程が大変な作業だなというふうには認識しております。それと、個人だったと思いますけれども、最低10万円、1

年にかかる。それを毎年その作業もしなくてはならんというようなお話でございます。

とりあえず日本における J G A P についてはオリンピック2020の9月末までということのようでございます。群馬県としてはしっかりと生産者の意識高揚あるいは生産工程の管理、こういうものの生産者がそういう認識を持つためにも、持っていただけるためにも県としてはできる範囲の取り組みをしたいと、こう申しておりますので、できるなら1,000万円、2,000万円でオリンピックにどんどん出て、婦恋のキャベツがメディアへ出るということを確認持てるなら、1,000万円、2,000万円でも当然やるつもりで私はおります。

ただ、今まで聞いた範囲では、なかなかメディアを民間企業はスポンサーでないと出さないと。例えばソチオリンピックでも、オリンピックの放映権を9兆円で某会社が持ったと。すると、その会社が一番やるアメリカのスノーボードですか、あれがアメリカの時間帯にその競技をなささいという、そこまでコントロールしておるといふふうになってます。コマーシャルにこれだけオリンピックがいいのかという気も若干しますけれども、現実には現実でございますので、自治体婦恋村のキャベツということで出せるということであるなら、組織立てて村が率先して取り組んでまいりたい、こう思っております。もう少ししっかり学んで、あと、個人で手を挙げている人もいて、認められたという方も数名いらっしゃるという確認もしておりますので、それについてはしっかりサポートできることは行政の立場から取り組んでまいりたい、こう思っております。

農協さんについては、また以前もちょっとハードルが高いなというお話のようでございますけれども、鋭意情報交換はさせてもらいたいと、こう思っております。

奨学金の件でございますけれども、今保育士、介護士、医師、薬剤師、こういうマンパワーが非常に不足しておる現実がございます。国のほうでも介護士については給料をぼんと上げたり、施設制度の運営については下げる。そのかわりマンパワーの費用、給料については上げるというような政策もとっておるわけですが、現実、この婦恋村あるいは吾妻あるいは群馬全体をとりましても、マンパワーは非常に不足しておるといふ状況があるかと思っております。そういう意味で婦恋村出身の子供たちが学校に出て、カレッジでもいいし、それから専門学校でもいいし、あるいは大学、ユニバーシティでもいいんですが、出た方々に村が貸すのであれば、それに対する助成制度は可能な範囲で今までも取り組んできたつもりでございますけれども、今後も可能な範囲で十二分にできるよう対応してまいりたいと思っております。

最後の働く場所のお話でございます。

働く場所ができれば本当に素晴らしい。地元に戻ってくるということになるかと思っております。1つの自治体が政策的に働く場所をどんどんつくるとするのは非常に難しい面もございますけれども、私ごとですけれども、今までも企業にも十何社当たって、誘致のお話もしてきた経緯もございますけれども、企業誘致については今まで1件もございません。

ただ、スキー場あるいは千代田区の施設等、民間のいろんな方々のご協力をいただいて、そういう形ではマッチングできた部分もございますけれども、引き続き政策的にできることについてはやっぱり産業の振興を含めて、産業が振興すれば働く雇用も生まれると思っておりますので、引き続きしっかり取り組んでまいりたい。

また、若い人の意見を聞いたらどうかというご意見でございました。

社会のシステムがダイナミックに変わってきておると思っております。また、印刷物を見ないでスマホで動く人間が相当ふえておる。地図を見ないでナビを見て動くと。世代が全く変わってきておる、メディアも変わってきているというような気もしております。若い人々の時代の流れに沿ったご意見とよく相談しながら、また確認しながら行政に反映させてまいりたい、こう思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君の再々質問を許可します。

○2番（土屋幸雄君） 村長は金がかかるということは述べておりますけれども、やっぱり安心・安全、それが世界に認めてもらえるということでございます。孺恋農協も今生産履歴とかいうのをつくっておりますけれども、もしこれがとれなければ、そういうやつを農協が、生産者が毎日つけている、そういうことも利用できるとか、いろんな金かけなくもそういうことが、方策がいろいろあると思うだけけれども、そういうことをやっぱり加味して、これから村はオリンピックに向けて取り組んでいく。希望者を募って取り組んでいくという姿勢をぜひとも見せていただきたいと思います。別に認証にこだわらなくも、農協の現在の生産者がしているそのあれが通れば、それで私は結構でございます。オリンピックにもし食材が提供されるということであれば。

それであと働く場所の確保ということで、村に企業とか職を起こすのは村としては難しいということで、私が言っているのは、孺恋村に住んでもらって、外に働きを求めて、それで孺恋に住んでもらうという、そういう政策を何か見つけてください、村でいろんなことを。何回も言っているけれども、全然前に進みがない。本当にこれは重要な問題です、孺恋村の。子供が今50人ぐらしか産まれない時代になっている。若い人たちに住んでもらわなければ、孺恋は本当に過疎になってしまうよ、このままでいけば。ぜひとも1つでもいいから、孺恋

村に住んでもらって、よそに働きに行く人には何か方策があると思うんだね。別に企業起こさなくも。そういういろんな方策をぜひとも考えてもらいたいと思いますけれども、その辺のところをもう1回お願いします。意気込みをお願いします。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君の再々質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） GAP制度でございますが、決して勉強してないわけじゃなくて、情報収集もさせてもらっております。先ほども申しましたが、孺恋村のキャベツということで、このくらいのお金で全部出るといふことであるなら、議会の承認も得て取り組みます。今の制度ですと、メディアにどれだけ出せるのかとか、群馬県の制度も今確認もしておりますが、また今既に手を挙げている人も認証を受けた人もいます。そのときに個人を応援するのはどうかということでございますが、個人でやったところについて、できる範囲のことは当然協力をさせてもらいたいと考えております。議員ご指摘のとおり、村でとれるということであるなら、積極的に当然取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

働く場所の確保ということでございます。

民間企業でいい企業が来て、どんと雇用がふえるというような状況には現実的には孺恋村にはございません。やはり第1次産業、キャベツを見ますと後継者もいますし、お嫁さんも来ているという現実もございます。政策的にやはりしっかりした産業政策を行う、これが行政のやることかなと思っております。そういう意味では伸びしろは観光にあると思っておりますので、リーディング産業、基幹産業はキャベツ、これから伸ばそうと思えば、やはり観光業をしっかりと産業として伸ばすことが雇用の創出も生まれるんであろうと、こんなふうに思っておりますので、取り組んでまいりたい。産業政策をしっかりと取り組むことが1つだとまず思っています。

それから、具体的に働く場所といいますか、それを政策にというご指摘でございました。

どういう政策があるのかちょっと具体的にここで今すぐ答弁はできませんけれども、土屋議員のほうでも何かいい提案があれば、またお聞かせ願いたいと、こう思います。

いずれにいたしましても、ここの地域の高齢化率も34.4%、人口減少が昨年度でございますけれども、昨年1月1日から12月31日までお亡くなりになった方が125名、お産まれになった子供さんが55名、ぴったり70名減ってます。その前年はどうかということ、134名お亡くなりになって、64名産まれてます。つまり70人、70人が社会の自然減少として減少して

おることについては私も非常に残念に思っていますが、これは現実でございます。そういう意味で人口が超高齢化を迎えておると。社会保障制度も非常に変わってきておると。介護という言葉も平成12年ですから、17年前に生まれた介護という言葉も今は政策的にも大変重要な言葉になってきておるといふ社会変化もダイナミックに変わっていますので、そういう中で村として働く場所の確保も考えて、ぜひとも社会の需要に応じた働く場所の検討も必要だと、こんなふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 以上で、土屋幸雄の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（滝沢倅明君） 次に、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。

伊藤洋子さん。

〔8番 伊藤洋子君登壇〕

○8番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。よろしくお願ひいたします。

傍聴の皆さん、お疲れさまです。

西日本豪雨災害、台風21号の被害、そして北海道胆振東部地震と大災害がこの月は相次ぎました。この災害で亡くなられた方々、被災された方々にお悔やみとお見舞いを申し上げるとともに、一日も早く普通の暮らしに戻れることを願っております。

私は、6月議会において何よりも命を守る村政を求めましたが、今さらにそのことを強く求め続ける決意と、村民が主人公の村政を求める立場で質問を行います。

まず初めに、村長に村の課題に真剣に取り組むことを求めるものです。

村長は今議会開会日において、村政報告の最後に自分の政治信条として、最大多数の最大幸福を願ひ、村民の村民による村民のための政治を目指すというような言葉を語られました。

私は以前にも村長に対し、自分の言葉に責任を持ち、しっかりと村政に取り組むことを求めました。そのとき村長は職員とよく話し合い、謙虚に受けとめ、説明責任を果たすという答弁をしています。

しかし、最近の村政に取り組む姿勢からはこれまでの答弁の言葉を疑わざるを得ません。そして、このことは私だけでなく、村民の方々からも声が上がっております。特に村長の日常の公務の予定をフェイスブック等で見ているの方々から、村長が毎日あんなに村外に出張し

ているけれども、村の仕事を行う時間がないのではと心配の声が上がっています。このように村民に心配をかけることを見ていると、とても村民の村民による村民のための政治という言葉に反すると考えております。

また、先日の議会全員協議会における決算審査でもこれまでの村政課題に対する取り組み状況や達成について、各議員から質問があっても曖昧な答弁が多かったと感じております。私は村政にしっかり取り組むことを求める立場で3点質問します。

1つは、村長は吾妻郡町村会の会長を初めとして、村外の各種会の会長、支部長など要職に多くついています。これでは出張が多くなり、村政課題にじっくり取り組めることは難しいのではないかと。このような役職についてですが、村政課題をもっとしっかり取り組むために、今後少なくする考えはあるのか、ないのかお答えください。

2つ目、1つ目に取り上げたことは、本来なら村長の裁量の範囲と考えますので、私などが申し上げることではないと思いますが、それでも今回取り上げたのは村政課題を真剣に取り組む姿勢が見えないからです。さかのぼって挙げるならば、2020年の東京オリンピックを目指して、バラギ地区に高地トレーニング場設置をという課題は、議会との話し合いの途中でいつの間にか消えてしまいました。地道に取り組んできた東御市ではこの5月に完成をしました。また、平成28年度予算編成時には青山国有林活用計画が取り上げられ、何度も議会との話し合いをしたり、費用もかけて調査をしたりしてきましたが、途切れています。これまでに費やした時間と費用は現在のところ無駄になっています。この結果に村長はどう責任をとるのか、今後はどうするのか説明を求めます。

3つ目、以上大きな課題を例に挙げて質問しましたが、これからの取り組み姿勢を今までと同じようにしては村民にとっていいはずはありません。今後村長は村政課題に取り組む上で何を大事にするのか、今ここ本会議場において村民に約束をしてください。

2つ目の質問、JR吾妻線及び万座・鹿沢口駅を利用しやすくする取り組みについてです。

JR吾妻線は2年前に特急が入線しなくなり、在来線の本数も減っている現実です。万座・鹿沢口駅は昨年からは無人駅になり、村の玄関口としても観光地としても年々寂れています。こうした状況を少しでも食い止めたいということで、私を含め、議員から村長に再三要望をしてくれています。これまでの経緯も含め3点伺います。

1つは、朝の通学に利便のよい時間の列車の始発を万座・鹿沢口駅にすることについてJRとどれほど話し合いをしたのか、その結果はどうだったのか。

2つ目、駅の階段は高齢者にとっても小さなお子様を抱えているにとっても大変な負担で

困っているという声をよく聞きます。これまでに何度もエレベーターの設置を求めてきました。村長はこのことについてJR側と何度話し合い、どのような内容だったのか、どうすればJRと歩み寄れるのかなど、これまで取り組んだことがあったら説明をお願いいたします。

3つ、ご存じのように、川原湯温泉駅は随分前から無人化になっていますが、長野原町は独自の予算を組んで人員を配置しています。同じように万座・鹿沢口駅にも配置するようにJRとの話し合いをすることを強く求めます。

3つ目の質問、消費税増税についての考え方をお聞きします。

7日、政府は来年度予算の概算要求をまとめました。この予算には来年10月に予定されている消費税の10%増税が含まれています。消費税は所得が低い人ほど負担が重くなる不公平な税制であることは以前の質問で村長も答えています。政府の調査でも増税後、生活が苦しくなったが56%に上り、実質賃金や年金が減っている中でのこれ以上の増税はますます国民の生活が苦しくなることははっきりしています。

そして、今度の増税は食料品などを税率8%に据え置く軽減税率をとることになっているので、複数税率が実施されます。すると、国は適正な課税をするためとして、2023年の10月からインボイスを導入することを決めています。そうすると、これまで1,000万円以下の売り上げしかなかった免税業者だった小規模業者は、わずかな売り上げからも消費税を負担することになり、商売を続けることが大変困難になり、廃業せざるを得ないという懸念があります。嬭恋村内でもこれ以上消費税が上がったら大変という方が多くいますし、先ほど述べたように、小規模業者にとっては深刻な問題です。

インボイス導入には日本商工会議所や税理士会も反対しているということです。私はこれ以上の消費税増税は村民の暮らしを守れなくなること、中小業者の多い村内ではインボイス導入は業者の営業を守れなくなってしまうという考えから反対です。村長は来年10月に予定されている消費税増税とインボイス導入についてどう考えるのかお答えください。

以上、明快な答弁を求めて質問を終わります。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

3点ございました。第1点目は村の課題に真剣に取り組むことを求めるという題でした。第2点目はJR吾妻線及び万座・鹿沢口駅を利用しやすくする取り組みについて、第3点目

は消費税増税についての考えを問うということでした。

3点のうち第1点目でございますが、村長は役職が多い。そして外に行く機会が多い。これをもう少し少なく、村政の課題にしっかり取り組むためにこの役職を少なくする考えはあるのか、ないのかというご指摘が①でございました。

10年前、就任したばかりに比べますと、今伊藤議員さんのご指摘いただいたとおり、役職がふえているのも現実でございます。また、吾妻郡町村会ということになりますと、充て職的な職がたくさんあるのも現実でございます。町村会においては、なるべくお互いが協力し合って、私が出られないところについては他の町村長にお願いすると。あるいは副会長にお願いするというようなこともさせていただいております。少なくする考えはあるかということでございますが、できるだけ吾妻郡町村会については、ほかの町村長さんにもいろんな形でお願いをして、また受けていただいております部分もたくさんありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、例えばでございますけれども、上信自動車道建設促進期成同盟会、現在小渕先生が会長をなされて、私が副会長ということでございますけれども、これはもう本当に嬭恋村にとっても大変な重要な組織でございますので、私はこの組織の陳情については、ここ10年間陳情については一切欠かしたことなく出席をさせていただいております。上信自動車道にかかわる同盟会の陳情も長野県陳情、群馬県陳情から、国土交通省、関東地方整備局に対する陳情がございます。これは歴代嬭恋村議長さんも理事に入っておりますので、ある意味では議長さんとは一緒を当然させていただいておりますが、こういうものについてはもう当然出る必要があると思っております。

また、群馬県土地改良事業団体連合会については、嬭恋村が群馬県でもキャベツの一大産地であるということで、農政部の皆さんも、また東京に行っても、やはり嬭恋村土地改良で今までやってきて、農村整備事業をやってきたということでございます。責任の重さも感じていますし、それから県・国にもお願いも行ってます。吾妻郡でも陳情に行ってますし、県土連でも群馬県並びに農水省にも陳情に行っておるところでございます。これは地元とかかわりのない役職はゼロと思っております。どんなこともやっぱり地元に関係することのある団体で役職は受けておるつもりでございます。

そのほかにもう1点だけは、土地改良と県のほうでは健康保険団体連合会、現在理事長ということでございます。これは県の町村会副会長をやっている、いや、充て職だということでございます。県土連と健保連、これについては非常に時間もとられますけれども、しっ

かりと取り組むべき課題だと思っております。それと、婦恋村にとってもこの案件は国保もそうです、土地改良もそうです。村にとっても村民の幸せのためにしっかりと今後も取り組んでまいりたいと、こう思っております。

見る人によっては外にばかり行っているという見方をする方もいらっしゃるかもしれませんが、私といたしましては、婦恋村民にかかわりのない団体の役職というのではないと思っております。ただし、外にばかりという意見もあるのも現実でございますから、でき得る限り土曜、日曜日は判こも押しに来ますし、判こは11人の課長から毎日毎日上がってくるわけでございます。私が押さなければならないわけでございますので、それについては夜中であろうが、朝であろうが、土曜日であろうが、日曜日であろうが、担当にすぐ返るように判こは押させてもらっております。

そういうことで第1点目の村長は少なくする考えがあるか、外に行って過ぎるのではないかとご指摘ございましたが、しっかり頑張れやと、もっとしっかりリーダーシップとってやってくれという声もあるのも現実でございます。いろんな意見があるのはこういう立場でございますから当然だと思っ、謙虚に受けとめるべきものは受けとめまして、しっかり取り組んでまいりたい、こう思いますので、よろしくお願いいたします。

バラギ高原と青山等について、続きましてお答えをさせていただきます。

バラギ地区での高地トレーニング、青山の開発に関する議会の皆様との議論は決して無駄なものであったとは考えておりません。バラギ地区の高地トレーニング構想につきましては、資金確保の課題から村が主体となった事業執行が難しいものとなっておりますが、これらの検討に興味を持っていただいて、まだまだ正式な計画にはなっておりませんが、東海大学さんが研修センターの利用促進と活性化を目標として、施設の充実等の検討を開始しております。その中にはトレーニング施設の充実も検討されており、これに対しても全面的に村として協力をし、図面等の資料提供もいただいております。

また、議員ご指摘の東御市の高地トレーニング施設につきましても、東海大学の大学運営本部長の内田先生を初めとする大学関係者と本村総合政策課で現地視察も既に行ったところでございます。

また、先日来説明させていただいておりますように、青山の国有地利用につきましても、国交省のストックヤード設置事業の推移を見ながら進めてまいりたいと考えておりますので、利根川水系砂防事務所さんとの連絡調整を図りながら今後も検討を進めていきたいと考えております。

したがいまして、これらのことを今後も継続的に検討を行っていくことは、村政を預かる私の責任であると考えておりますので、今後とも議会の皆様方にはご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

続いて、J R 吾妻線の活性化の件でございますが、お答えさせていただきます。

J R さんへの要望活動でございますが、あらゆる機会を捉えて J R の幹部の方々へのお願いをしております。また、直近における正式なものと、本年 3 月に渋川・吾妻地域在来線活性化協議会として、J R 東日本高崎支社に対しまして要望書を提出させていただいております。

また、万座・鹿沢口駅への人員配置でございますが、これにつきましてもこれまでさまざまに検討を行ってきております。まず、J R から無人化に関する説明があった時点で、現在の体制を維持するために J R が負担している経費全てを村が負担することについて意見交換をしています。その際に J R さんからの回答は、J R 自体が大量退職期を迎えており、今配置している人員は他の高崎支社管内での任用が決まっており、ほかにも村に紹介できるような方がいないということでした。

また、当時観光課におきましても、J R の退職者の方とお話をさせていただきましたが、同じ J R O B であっても切符の販売に携わっていなければならないことや、最低でも 2 名の配置がないとサービスの提供が中途半端になってしまうこと、また、人員配置による切符販売業務によって、現存する S u i c a 読み取り機や券売機の撤去につながる懸念など、このことに関する課題や問題点を多く指摘されたところでございます。

今年度から観光商工課が観光案内所に事務所を構え、あわせて観光協会の強化育成を行うこととしたところでもありますので、できる限りの対応となりますが、観光案内所勤務者が万座・鹿沢口駅におけるサービス提供ができるよう、今後も環境づくりを進めていければなと考えております。

いずれにいたしましても、民間会社である J R さんがその経営方針として、不採算な部門を切り捨てていくことが今回の無人化のように地元の意向にかかわらず実施されてしまうことがないよう、1 町村の対応では難しいことではありますので、群馬県交通政策課も加わって構成される渋川・吾妻地域在来線活性化協議会の方々とともに活動を行っていきたいと考えておりますので、今後とも議会の皆様方にもご協力をお願い申し上げたいと思います。

続きまして、消費税の件でございます。

国では今般の消費税の引き上げでは、幅広く国民各層に社会保障の安定財源の確保のため

に負担を求めることにより、社会保障の充実、安定化と財政健全化の同時達成を目指すとしております。現在、消費税の配分は全体の17分の7が社会保障分として目的を持った配分となっており、増税後の配分率は22分の12に社会保障分がふえるということになります。

国は2023年度より税務署の登録制度、インボイスを実施することを予定しております。免税事業者が登録をしていない場合、2029年度には課税事業者が免税事業者からの仕入れ税額控除がゼロとなる予定で、免税事業者からの仕入れが減少する可能性も考えられます。現在、売上げが1,000万円以下の免税事業者は通常受け取り消費税と支払い消費税の差益が出ておりますので、課税事業者に登録をすることによって預かり分を申告納税することになります。事業をより活発に行うほうが有利と考えますので、村といたしましては、村内事業者の売上げを上げる施策を実施していきたいと考えております。

また、社会保障分として配分されました交付金につきましても、特色ある社会保障事業を行ってまいりたいと思っております。

一方、村内商工業者への対応につきましては、商工会において11月22日に「軽減税率対策セミナー」と題して説明会を開催するとのことでございます。現在、中小企業庁におきましては、軽減税率対策補助金ということで、税率変更に対応したレジの導入や電子的な受発注システムの改修等に対する補助金の交付事業が実施されております。また、税務署では講師の無料派遣を行うということで、関係機関と連携して対応する予定となっております。村といたしましても、広報や情報提供など商工会とも連携をいたしまして、税率の変更に対しスムーズに移行できるよう対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さんの再質問は午後とし、休憩いたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時01分

○議長（滝沢倅明君） 再開いたします。

伊藤洋子さんの再質問を許可します。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） まず最初に、村長に訴えておきたいというのは、私はこの場で質問す

るのは本当に真剣に考えて質問しています。一つ一つ先ほど質問に答えたことを書きましたけれども、答弁漏れもたくさんありますので、やっぱり今後せつかく通告出していますので、きちんと大ざっぱではなく答えてほしいと思います。そのことを最初に申し述べておきます。

最初の質問ですが、村長は自分の受けている役職に対して、これはこうこうとか言いましたけれども、どうも私の意図には答えてなくて、表題にもありますように、答えてほしいのは、村の課題に真剣に取り組むためにということで3つの質問をしております。そして、1番目に役を少なくする考えはあるかどうかということに対しては答えずに、これもあれも村のためにやっている職だということで答えましたけれども、この件については以前に大久保議員からも提言があって、村長は役職が多過ぎないかい、外に出ているのが多いよということがあって、それ以降もこんなふうに出ていて、村長は役はやむを得ずやっているとかというのでやったんですけれども、私は村長の公務日誌を見ましたけれども、4月からの全部プリントアウトしましたけれども、村外にいるのが本当に半分以上と言っていいほど村外にいることが多いんです。こうやって印をつけてみますと。

それで、一番問題なのが、課長会をどうしているかというので、この質問をしたのは村政をしっかりとやってほしいということで質問したわけですがけれども、そんな中で村長は課長会でもきちんと打ち合わせをして、支障のないようにとか、副村長を置かない中でもしっかりやりますという答弁をこれまでもしているわけだけれども、それが課長会の様子を見ても、もう30分から1時間とれるかどうかというか、そういう中でやっているということでは、この決算審査の中でもちぐはぐなことが何度かあったので、やはり私は絶対的に役をどうにかすることが必要じゃないかというのは考えて、その上で村政を真剣に取り組むのが必要じゃないかと思いましたが、もう一度1番についてはきちんと交代時期があると思いますけれども、それをどのように考えているかを答えていただきたいと思います。

2つ目の②番ですが、具体的なこととしてバラギ地区と青山を言いましたけれども、その説明責任もきちんと村民にはしていませんので、やっぱりその辺は説明責任と同時に、なぜこういうふうになったか。村長は青山地区の開発のときには何百万人のお客様を呼ぶと、こういうふうになると強い信念でやったけれども、それはどこに行ったのか。やはりそれは私から見たら、きちんとした吟味した話し合いとか、もっとそこに真剣に取り組む姿勢が足りなかったからできなかったんじゃないかと思いますので、これはたまたまの大きな例で挙げましたけれども、それも村民に説明責任を果たしていません。ですから、きちんと答えていただいて、では、国交省がストックヤードをやった後、どのようにするのかというのは全然

具体的に議会にも示されていません。

1番目の3つ目ですけれども、今後の決意、村長は先ほどの役も全部村のために行っているということで、役が多いのは何とも感じてないみたいでしたけれども、やっぱり仕事を私はきちんとされてないというのは感じるので、課長会の持ち方なんかも含めて、本当にここで村民にどんなふう、何を大事にして、どう取り組む決意をするのか。村政課題がこれだけ中途半端、中途半端で、掲げることは掲げても、どれも中途半端で、今問題になっている鎌原周辺整備もやっこの間議会に11月には提起できるようになりますという報告がありましたけれども、それだって3月の予算審査からもう何カ月もたっているわけですから、そこら辺がどうしても私は村長の村政、課題に取り組む姿勢には疑わしいので、3つ目で今後こういう事情の中で何を大事にどう取り組むか、もう一度述べてほしいと思います。

それから、2番目のJR吾妻線ですけれども、これもいろいろあらゆる場面で話し合ってきましたと言いましたけれども、それでは、具体的に29年度予算の決算審査ですから、29年度では何をやったかを具体的に説明してほしいと思います。29年の3月に土屋幸雄議員がやっぱりJR吾妻線に対して質問したんですけれども、そうしたら、村長も答弁してましたけれども、村が負担しても駅員を配置するなど検討し、JR側と協議していくということで、それじゃ、JRとどんな話をして、どういうすり合わせができたのかというのを説明してくださいというのを私はエレベーター問題でも、駅の人員配置についても説明を求めたけれども、大ざっぱな答弁なんですよね。

ちなみに私がこの問題を取り上げるのに各駅を調査しましたけれども、吾妻線の中でエレベーターがないのは前も言いましたけれども、万座・鹿沢口だけ。それで、驚いたんですけれども、川原湯だけではなくて、今度原町も2月から予算を組んで人員を配置しております。それで、東吾妻町の職員に直接電話をかけてお聞きしましたところ、やっぱりここは町の玄関口だからという気持ちでJRとの話し合いをして、この2月から人員を配置したということで、これは切符を売ったり買ったりはしなくて、今観光協会がやっているような仕事みたいにやっているみたいですが、川原湯は切符も販売しているから、かなりJRとの関係がまた大変だとは思いますが、そういうふうに原町はもう人員配置したんですよね。その熱意だと私は思うんですけれども、だから、大ざっぱな場所を捉えてやっていますと言うけれども、具体的に、じゃ、29年度の事業では何をやったかを説明していただきたいと思っています。

ちなみに29年度の吾妻線の予算はやっぱり活性化協議会2万2,500円、万座・鹿沢口駅活

性化事業が今回テントを買ったというので13万7,779円だけど、いつもは三、四万円の予算でやっているわけですが、これで何ができるかと思いながら、この取り組みを調べましたので、村長、一つ一つにきちんと答えていただきたいと思います。

それから、消費税増税については、これは村長は賛成の立場のようで、国に従っているけれども、村内の業者の様子を調べてみました。商工会に問い合わせしたところ、1,000万円以下の商工会が申告を手伝った方しかわからないんですけれども、66%が1,000万円未満の業者さんなんです。それと、66%の人は村長、インボイスを勉強したと思うのでわかると思いますけれども、これは絶対に負担がかかって、商売を続けるのが大変になる仕組みなんです。それだから私はこれでは大変だと思います。その点で村長は本当に立場上無理なら無理で、その立場で答えてもらえばいいんですけれども、村長も不公平税制には違いないというのは前々回か何かの質問で答えているから、それでもやっぱり賛成なのか。インボイスもやむを得ないと思うのか。商工会議所も反対したり、税理士会も反対しているけれども、村長としてはどう考えるのか。その2つについては質問したいと思います。

以上、再質問です。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さんの再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

第1点目でございますが、役職を少なくするという意見がございました。なるべく少なくお願いできる場所をお願いを現実的にもしておる部分もございます。村には余りかわりのないところについては余り出ないようにするつもりで当然おりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、村民の方々が外にいる時間が長いという声もほかからも聞いておるところでございます。できる限り無駄な時間を外で過ごすつもりは毛頭ございませんので、謙虚に受けとめるところは受けとめて、減らすべきものは当然今までも減らしてきましたが、今後も減らしてまいりたい、こう思っております。

何を大事にどう取り組むかということでございますが、基本的には財政再建、その次が学校再編、その次は上信自動車道とランドデザインが村にとって最重要課題だと思っております。あわせて産業振興、やはり第1次産業、キャベツを中心として観光産業を、また本当に具体的に産業としてリーディング産業になるような施策を一つ一つ積み重ねることが今後

最も重要なことだと考えております。

第2点目ですが、JRで何をやったかということでございます。

渋川市長さんが頭で活性化協議会ということで、関係する町村全部吾妻当然入っておるわけでございますが、そこに県庁のほうからは地域政策課長さん等も入っておられます。そこで鋭意協議もしたり、一步一步みんなでスクラムを組んで、吾妻全体の幹線の鉄道でございますので、また通学者、通勤者もたくさんあるわけでございますので、またしっかり取り組んでまいりたい。今までも取り組んでももちろんきたわけですがけれども、今後も取り組んでまいりたいと思っております。特に電車によって高校生が朝通学、帰りの通学というのはもう間違いなく電車がいっぱい混んでいる現実があります。また、高崎まで自分自身が乗ったことがございますけれども、おりても乗ってくる、おりても乗ってくるという高校生の通勤通学については、JRさんにとっても大切な鉄道であると思っておりますし、我々にとっても大切な鉄道であると思っております。

観光面でございますけれども、JRも民間企業になってから、なかなか観光面のお客さんがこっちへ少なくなってくるとどうしても本数を少なくするとか、急行を少なくするとかということも今までもございました。民間ですから赤字覚悟でやるというのはなかなか継続できないことだと思っております。今後もJRさんとよく真摯に協議をしながら、行政としてできることと、そして行政がサポートできる範囲のこともありますので、今後も引き続きお話は続けてまいりたい、こう思っておるところでございます。何でもかんでもお願いすればできるという状況だとは思っておりませんが、村としてこれだけの負担もするから、JRさんもどうでしょうというようなことは今後も引き続きお話をさせてもらいたいと思っております。

第3点目、消費税の話でございますが、消費税は国税でございます。国税5税のうち直間比率、直接税じゃなくて間接税を入れましょうということで国のほうで認めてきた。公平平等に全国民に負担をいただくということでございます。その理由は、先ほども申しましたけれども、やはり特に介護制度ができて、想定以上に国の財政も厳しい状況になってきていると。97兆円の国家予算のうち、そこは国債費等で借金を済す金が23兆と。政策経費が70兆円ちょっとしかないんですけれども、そのうち厚生労働省関係の予算が33兆ということで、40何%は厚生労働省関係と。そのうち特に介護というのは平成12年からできた制度でございますけれども、今後ますます法律によって義務的に発生するものは婦恋村にとっても必然的に高齢者がふえることによって間違いなくふえていくと、こういう社会保障のために必要なので、国民に応分のご負担をお願いしますよという趣旨で消費税率5%から8%、来年の

10月1日から上げますよということで、これは国税で国が決めてきたというところでございます。私どもの地域にとってもキャベツそのものは何とか生鮮食品で軽減税率の対象にしてもらいたいという要望は今後もお願いしてまいりますけれども、2%ということもキャベツで、また今の形に上乘せというのは相当大きな金額になってくると思っておりますので、引き続きまた議会の皆さんとも協議しながら、軽減税率についてはしっかりお願いしてまいりますなど、こんなふうに思っております。国税ですので、私、村長が国税について法で決まったものをああだこうだと言える立場ではございませんので、基本的には国税で国が決めたことだということでございますので、基本的な部分はそういう理解をお願いしたいと思っております。

今後インボイスの関係も今までなかった制度というふうに認識しておりますが、詳細な点についてはちょっとよく勉強不足のところがございますけれども、1,000万円未満の中小企業の方々に幅広く、目の見えない形でインボイスのおかげで負担が相当重たくなるという話も、どのぐらいになるのかということもちょっと把握しておりませんが、制度的なものについても勉強が必要だと思っておりますので、しっかり勉強して、村でできることがあれば取り組んでまいりたいと思っておりますが、基本的な分、地方税ではございません。国税でございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さんの再々質問を許可します。

○8番（伊藤洋子君） もう再々質問になってしまったんですけども、何も答えてないという中で、先ほど課長会の実態を説明してほしいということも言いました。それについてはまだです。

それから、JRの問題については、私はそれでは、平成29年度は具体的に何をやったのか。29年の3月に土屋議員の質問に対しても今と同じ答弁をしているんです。それで広報に載ったわけですけども、そうすると、先ほど言ったように、それではなぜ東吾妻町ができたのか。これが嬭恋村にできないはずがないと私は思うんですよね。駅舎を使って、ましてや東吾妻町はJRと交渉して、駅舎を借りて観光協会も入れるとかいう話も聞きました。それはやっぱりJRと親密に、本当に村長の熱意でやったんだと私は思うんですよね。実際のところ、私たちが3年目になるかしら、村長と朝6時何分のバスでJRに行った後、私たちもやってないけれども、村長は、じゃ、どれだけJRに足を運んだのか。とりわけ今聞きたいのは、29年度はそれではどんなふうに話して、どんな内容まで話がまとまっているのか、そこら辺が具体的に説明しないと一緒なんですよね、29年3月のときの答弁と。それでは何

もやってこなかったということを村長は言っていると一緒だと思うんですね。

この1番について、3番の今後の決意というのは、ちょっと私の求める答えは、今までのような財政、学校再編というのは、それはいつも聞いているからわかっているんですけども、やはり村長はこの村政課題が進まないことに対する罪の意識がないんですね。これだけ進んでない。駅構内の整備も5,000何万円以上もお金をかけて買ったけど、本当に活用されているかどうかというのも、私も賛成した1人として、話が飛んでしまうからそれはいいんですけども、やっぱり一つ一つのお金をかけたことをどう本当に村民のために取り組むかというのを村民は求めているんですね。

本当に言いにくいんですけども、ここ二、三日前にも、この村も終わりだな。村長が外にばかり出ているからという村民の声を聞いて、私は本当にショックだったんですね。そこまで村民に思わせるというのは、やっぱり村長に本当に責任があると思うんです。先ほども言ったように、この丸印が全部村外なんですね。課長会が30分か1時間の時間しかないんです。そんな中で課長と話し合っ、謙虚に受けとめて、説明責任を話せるような課長会になっているのかどうか、そこら辺を村長が反省しなければ、これは前に進めないと思うんですね。それを一番私は聞きたかったんです。

監査委員からも、埼玉県に行ったトップセールスのキャベツ配りは本当に効果があったかというのは、あったからそれに対する答弁書は今総務課長がつくっていると思うので、後に見せてもらおうと思うんですけども、一応それが1番に対して村長、もう一度課長会と本当に吟味して進めて、一つ一つを進める思い、決意があるのか、それを私は村民にきちんと報告したいと思います。

吾妻線のことを今ちょっと触れたんですけども、29年度の、じゃ1年間の具体的な取り組み、行った日にちがあったら日にちでもいいですし、やっぱり東吾妻町にできて、嬭恋村にできないのは何だったのか、その辺の反省も含めてお願いしたいと思います。

3番目は、それは村長の立場と私が違うからですけども、一応村内業者にもそれだけ影響を受けるというのでは、商工会の皆さんとも話ししたりして、やっぱり国の言うことだから、国税だからと言っているけれども、それは私たち地方自治を担う私たちとしては、それでも国に声を上げるのが地方自治を扱う私たちに課せられていることだと思うので、だから今回だって意見書を上げたり、いろいろ前回とかもやっているわけだから、国のことだからと諦めることなくやるのが地方自治を扱う私たちに課せられた仕事だと思いますので、それは後々商工会とも相談してやっていただきたいなと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 村長、質問者の趣旨に端的に答えていただきたいと思います。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 第1点目でございますが、課長会議、有効に機能しておるかという話でございます。

それなりに月に2回現在やっておりますが、各課については4月の冒頭に各課の今年度の重点項目ということで打ち合わせを双方でやっております。私からは提案するものと、各課長が課をまとめて、課の重点課題ということで、多い課ですと20項目ある課もあるわけでございます。それについてまた予算の執行についても各課手持ちの事業があるわけでございますので、4月にはそれを再度各課長と双方に出して、全課を1冊にまとめてあります。それを年度の末にはこの事業はできたね。この事業は完成したね。この事業は足りなかったねというような形で、相談をしながら各課長と進めておるということであります。

課長会においては、私が就任してから課長会、庁議はもちろん前からあったんですけども、各課が一応各省庁で言えば各大臣でございますので、自分の守備範囲のものをしっかり頼もうということもありまして、課長会議という制度をつくらせていただき、今日まで至っております。以前は毎週1回、朝午前8時半にやっておりましたが、現在では月に2回ということでやっておるところでございます。行事予定を確認し合ったり、それから重点課題、重点施策の進行状況等を確認し合ったり、また、担当課から各課長に報告すべきこと等を確認し合っている状況でございます。30分から1時間という状況かと思っております。幹部でするので、みんな各課は自分の仕事が当日毎日ありますので、なるべく端的に目標を絞って、議題を絞って課長会議をとり行っておるところでございます。

十分に機能しているかということでございますけれども、各課とは自動車の中からの連絡も常にとり合っておる状況でございます。重点項目について、連絡はいつでもとれる体制をとっておるところでございます。

もう少し村内にいろというご意見があるのは先ほど申したとおりでございますが、決して村民の無駄になるために外に出ていると私は思っておりません。進展した事業もあるわけございまして、一番重要な課題である財政再建、学校再建ということもあります。また、特に災害の関係ですけれども、昨年度の建設課の職員の踏ん張りようといいますか、2億4,000万円ほどの工事も発注させてもらって、県のほうの指導もいただいて、小規模土地改

良、婦恋が半分以上使ったという状況でございますけれども、その都度、その重点課題、今日的な課題、目先の課題についてはそれなりに対応しておると思っております。おまえよくやっていると言う村民もいるのも現実でございます。また、関係団体とも常日ごろからなるべく連絡をとる。それから、各地区の行事に出席し、各地区の区長さんのご意見もよく伺いするというにはしっかり努めておるつもりでございますけれども、そうでない外ばかり行っていると言う方もいらっしゃるのも現実だと思っておりますが、村民に迷惑のかけないように、今後も村政の執行に努めてまいりたいと思っております。確かによくやっていると云う村民もいらっしゃいますので、その辺はまたご理解をいただきたいと思っております。

J Rにつきましては、何を1年間にやったかということでございますが、ちょっと何を今ここで答弁どうこうということで答えられません。ちょっと確認はそれはしてみたいと思っておりますが、ただ、常日ごろから、先日もJ T B主催の会合がございました。錦糸町であったわけですけれども、群馬県知事、栃木県福田知事、茨城県大井川知事さんもお出席で、私も出させてもらいましたけれども、初めて出た会議でしたが、約450名ほどご出席しておりました。そこでもJ Rの幹部の方もお見えになられて、そこでは細かいこと、政策的なことは話できませんけれども、高崎の支社長さんも出ておられまして、高崎の支社長さんも草津の温泉まつりにも会ったり、ほかのところでも時々会いますので、重点課題、それについてお願いすることはお願いしてきておるつもりでございますが、結果がそういうふうには伊藤さんの言うエレベーターがつかないと。需要があれば何とかできるのかなど。村が全部負担するというわけにもいかんなど、こういう気もしておりますので、また観光協会がつけらせてもらって、冬場はあそこでなるべく休んでもらうようなことをお互いに協力し合いながらしてまいりたいと。

それから、人員配置の件ですけれども、東吾妻町で人がまた張りついたという話は聞いておりますが、中身についてはちょっと詳しくは存じません。ちょっと調べてみたいと思っております。

いずれにいたしましても、国有鉄道ではない民間の鉄道でございますから、J Rの幹部の皆さんもはっきりと利益にならなければ仕方がないという発言もございます。我々も公共交通、鉄道も重要な交通でありますから、またその分においては公共性のある会社でございますので、その範囲においては今後もお願いできる範囲についてしっかりとお願いをしてまいりたい、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで答弁漏れはないと思いますが、ひとつよろしくご指導お願いします。

○議長（滝沢倅明君） 以上で、伊藤洋子さんの一般質問を終わります。

◇ 大 野 克 美 君

○議長（滝沢倅明君） 続いて、大野克美君の一般質問を許可します。

大野克美君。

〔12番 大野克美君登壇〕

○12番（大野克美君） 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。なるだけ早く終わるように心がけたいと思います。

今日は一応簡単な質問ですけれども、非常に重要な問題です。

まず、連日報道されてますけれども、北海道、今年は本当に西日本とか、そういうことで多くの被害が出て、亡くなった方にお悔やみ申し上げたいと思います。

それで、実は私もいろいろ考えたんですけれども、一番最初に質問したのは今回ちょっと緊急のほうがいいと思って、1番目に持ってきたんですけれども、今見ると災害で亡くなったりしている方、本当に不幸なんですけれども、ほとんどがやっぱり土砂崩れが多いんですね。見ていると遮断されたりですね。それで、水害、もちろん風力、いろいろな火災、いろいろな事故ありますけれども、どうも見ていると、みんな埋まったりしてしまう方が結局出てきてしまって、土砂崩れが何しろ一番問題であるというふうに私は感じています。

それで、これは防ぐのにどうしたらいいかというんで、そこにも書いておきましたけれども、一番の方法は、もうこれだけ天候が変わってきて、もう日本も亜熱帯気候になってきて、これだけ天候あるいは水量、こういうのがやりますから、結局雨が降って、山に水を含んでしまうんですね。それで、なぜ私、こんなことを言うかという、私もちょうどナインイレブンで、万座でもあって、私の友人でますみ荘さんの人がちょうどナインイレブンがあった2001年のときですね、あのとき流されてしまって、それで夜捜索してもいまだに出てこないです。これもすごい土砂崩れです。万座の上でね。

ですから、つくづく思うんですけれども、ここに書いてあるように、もちろん重要なことですよ、ハードでいろいろ直すとかね。でも、一番のやっぱり被害を少なくするのは私は半日前もしくは1日前にもうその危ないところからそれてしまうということが一番重要だと

思うんですね。ですから、ちょっと危ないとか、そういうことが予想される場合は、もう半日前か1日前に逃げたほうが良いと。それで、どうしたらいいかということをよく考えるんですけども、この村内の中には私のやっているホテルも含めて、結構ペンション、旅館、そういういろんなものがありますから、もうそういうところに初めから逃げてしまうと。それで、なかなか、じゃ、友達の家あるいは体育館に行く。あるいはそこに行くといっても、果たしてそこがいいのかどうかも私は多少疑問も持っているんです。

特に私が感じるのは、毎日通ってますけれども、三原から、ちょうど岩井堂から群馬銀行さんのところで出るところ、唐澤さんが同じ議員でいますけれども、あその地帯、あその嬢恋ランドリーさんから、ああいうところの地帯というのは本当に水が多く含んでしまった場合は何が起こるか分からないですよ。それで、大体事故が起きてから、みんなああ、これは初めての経験だと言うわけですから、もう最終的にはやっぱり1日前に逃げる。それで、逃げる場所として、今言った私はその後、ホテル、民宿、そういうところへ避難してしまう。これが一番やっぱり負担がかからないですね。

ですから、ここを後で村長のほうでも、あるいは村のところでもぜひもう検討してもらって、1日前避難訓練のつもりで、たとえそこところに台風が通らなくても、一応安全は確保できたわけ。それで、そのときに泊まったりした場合に、例えば費用がかかりますから、私なんか旅館やっているんですけども、原価といたら大体2,000円前後のお金じゃないかなと思うんですね。だから、それを村のほうから各旅館さんとかによってそういうのを1日前から泊めるということにして、そういう負担をどうするか、また村で考えてもらって、じゃ、村が1,000円出すかとか、あるいはどうするか。その辺はどっちでもいいんですけども、そういうことをすれば、私たちのホテルにしろ、いろいろな人たちも何かで貢献できているわけですから、それで1人でもそういう命を失う人がなければ、それが一番確実です。幾らハードでやっても、やることは重要で、やらなければいけないんですけども、最終的に、最後にやっぱり命が助かるか、助からないかはよく考えてみれば、1日早く逃げていく、そういうことだと思うんですね。

ですから、ことしまた台風があつてどうなるかわからないですけども、それはえいやで決めてもらって、ちょうど今有料道路みたいに、あるいは温泉券もそうですけれども、村でやってますよね。ですから、ああいうふうな村に来て、ああいう1日前避難訓練券みたいのをやっていれば、1,000円か2,000円ぐらいで気兼ねなく、そういうところへ移動できていると、そういう制度が私はいいと思うんですけども、村長、それどう考えるか、ちょっと

考え、自分でも何かほかにもあるかもわからないですけども、半日、1日前避難、それに伴うそういう券をある程度村からも発行して、利用率がどうなるかわからないです。費用に幾らかかるかわからないですけども、それがやっぱり一番人命を救う根幹ではないかなと思います。ぜひこれをやっていただきたい。また村長のお考えを聞きたいというのが1点。

その次、年金、医療、介護について。

それで、今これから今回9月決算ですか、決算というのは大体その月で決算どおり行われて、多寡の不正がなかったか。でも、一番大事なのは、決算を見てみて、10年とかそのくらいで変化して、これからどうなってくるか。来年の3月にまた予算会議がありますけれども、その参考にしていく。そういうための非常に役立つものですね。

それで、私がちょっと総務課に言って出してもらったんですけども、この中で10年、20年ぐらいの単位で、ちょうどここに書いてあったのは、松本村長が3期やって、その後、熊川さんが、今の村長がここ3期やった。あとちょっと残ってますけれども、その中で何が一番大きく変化しているかなと見ると、特にまず支出のほうからいくと、私は議員になったとき、例えば介護保険、さっきも村長言っていました。介護保険なんか、大体これ見ても、スタートが2億円、3億円ですよ。それで、今年あるともう9億円。だから、もう規模が3倍ふえてますよね。それで、一般会計のほうで多少ふえているのは民生費とか総務費、こういうのが大体、例えば総務費ですと8億円ぐらいが16億円、倍ぐらいになって、民生費が4億円、5億円のものが倍ぐらいになっていますね、10億円ぐらいになって。そういうのがふえている。

それで、特に今言った社会保障に連なる医療だとか介護、国保なんか見ると、七、八億円が、これも倍に17億円になってますし、あとは介護保険が3億円ぐらいだったのが大体9億円、10億円近くになってますから、これは大体3倍前後になってきて、ですから、社会の傾向としてどうしても社会保障、医療、介護、そういうところにお金を使う構造ができていると。

それで、今現状に孺恋村のところで見ると、私は、これ私の質問の1と2もそうなんですけれども、特にお医者さんの問題と、介護の人材の問題、この2つは今後大きな問題になってくると思います。その理由は何かというと、今地域振興医療協会で契約でやっています。これからいつも全体会議でも出てきますけれども、振興会との協議、こういうのがありますけれども、昨日のちょっとフェイスブック見ていたら、折茂さんが今度定年というか、それでやめて、鎌倉か何かそっちへ移るようになったんですね。それで、いわゆる介護とか西吾

妻病院ができるとき一番活躍したし、一生懸命やったのは折茂さんですよ。それで、折茂さんが今同時に振興協会の理事やっていて、それで、彼がいろんなお医者さんとか、そういうのを派遣する、結構力を彼は持っているんですね。

私がちょっと心配なのは、それでも折茂さんが、お医者さんがなくても、こういうふうに来てきたのは、自分がとにかく六合村あげて、西吾妻つくって、それで、あとは今度婦恋の診療所をやったり、責任上やっぱりあるんですよ。それで、いろいろ現状聞きますと、医療協会でも婦恋村だけでやっているわけじゃないですから、何十箇所もやっているわけですね。どこもみんな医者足りないんですよ。だから、折茂さんは振興協会から医者を送るとき、いないから、折茂さん、俺のところへ早くこっちに置いてくれと言って、中には断っているところもある、お医者さんを送るのを。婦恋は断れない。自分も関係していたから。でも、今度一番重荷を背負ってスタートした人がいなくなってしまったんですね、今度。

ですから、今お医者さんが診療所は来てもらってますけれども、いつも問題になりますけれども、地域に来るといのはお医者さんなかなか大変で、長くいるというのがとても難しいです。だけど送らないわけにはいかないから、とにかく婦恋村大変なんだから行ってくれよということで、お医者さんを口説き落として来てくれるんですけども、その人がずっといるということは余りないですよ。だから、またしばらくすると変わってしまう。そういうようなことで、このお医者さんを今後リクルートするというか、招聘するというのが大変難しいところに来てますね。

それで、地域医療振興会というのはもともと何もそういう何かスーパードクターがいて、そういうすぐれたお医者さんじゃなくても赤ひげ的なお医者さんがいて、そういう人がやってくれ、お医者さんの数がいかないから、これはみんなの（聴取不能）がお金出して育てようと言って、その段階はそうでした。だけど、それもだんだんお医者さんはお医者さんで、自分の専門をきわめたいと思うから、赤ひげみたいにやってくれる人もだんだん少なくなってきた。ですが、そういう中で今後人を探さなければいけないので、非常に大変になると思いますけれども、村のほうでいつまでも振興医療協会にやっていて、いざやったら、いや、やっぱり熊川さん、いろいろ大野さん言ったけれども、やっぱり医者がいなくて無理だよなんていう時代になるかもわからない。ですから、そういうときにどういうふうに着いていくかというのが1点。これに対して村長、どう考えるかというのが1つ。

それともう一つは、これはいつも私が言っていることですがけれども、介護の問題です。私とかよく言う、熊川さん、唐澤さん、この段階の世代は今70なんですけれども、大体75を

過ぎて、78ぐらいになってくると、本当に深刻になってくるんですね。ですから、今すぐというわけじゃないですけども、5、6、7年ぐらい過ぎた後に大変な時代が来ます。それで、やはり介護の問題はいろいろな下の世話とか、なかなか大変な問題が多いです。現場見て。それで、なかなか人材を確保するのが難しい。それで、さすがに今介護だけじゃなくて、そういう人材を獲得しなければいけないというので、政府も去年だったかな、10月ぐらいからそういう制度を変えて、特に5分野の中で、それはもう外国の方でもとにかく頭を下げてでも人材を獲得しなければいけないと言われて、それで、法を改正して、来年の4月かな、それで、もうちょっと外国の人のある程度力をかりなければいけないというので、法が改正されます。その中で特に5つの分野、農業、観光、介護、建設、造船とあるんですね。それで、この5分野についてはかなり政府のほうも深刻で、とにかく外国の人に来てもらってでもやらなければ、日本の経済そのものがもたないということになってます。

それで、特に介護に力を入れてほしい理由は、外国の人を入れるといっても、なかなか今外国から来てくれる人もだんだん難しくなってます。特に介護なんかはもう私よく言いますけれども、昔は随分フィリピンが一番多かったんですけども、行ってみると、ほとんどもう青田刈りにあって、日本に行くんだったら、いや、カナダ、アメリカ、ヨーロッパ、ドイツ、フランス、イタリア、こっちへ行ったほうがよっぽどお金になるし、いいよというので、向こう来るほうが選別するような時代になっていますから、これに対して早く手をつけておかなければいけない。あと3分。

それで、私のちょっと感じなんですけれども、介護の分野においては、群馬県の福田首相が当時ベトナムとかインドネシアをやったとき、将来看護の不足になるからというので法律をつくって、そこから人材に来てもらうと、そういう方法がスタートしてた。だけど、もうこれだけじゃとても間に合わないの、それで、今はこの介護の分野は農業、建設、それと同じように早急に人を今から準備しなければいけないというので、法が改正されて、スピードアップするということ。ですから、極端なことを言うと、早目に介護の人材、いろんな各地方自治体も今みんなやっているのは、ベトナムとかインドネシアとか、そういうところに手を伸ばし始めてます。ですから、村長、その辺の介護人材の獲得について今どう考えているのか。これはすぐじゃないにしても、今から準備していかないとだめです。

ちょうど農業で言えば、ちょうど終わります。パイロットもそうですけれども、あれはやっぱり今の農業があるというのは、そのパイロット計画、早く誰かやった人がいたから、今あるんです。それと同じです。この介護、こういうことも今から手をつけていかなければ、

絶対あと七、八年たってきたときに大きな問題になりますから、時間が来ましたんで、じゃ、村長、今言った質問、答えて、お願いします。

○議長（滝沢倅明君） 大野克美君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

質問の大きな点で、災害避難について、もう1点は年金、医療、介護についての質問でございました。

まず最初に、災害避難についての質問にお答えをさせていただきます。

災害対応の中で避難情報の発令については、早い段階での発令を心がけております。台風接近時は早目に自主避難所を開設しております。また、住民からの不安の声等があれば、避難所等を開設する体制は整えておるところでございます。避難所につきましては、現在、指定緊急避難場所が32カ所、指定避難所が8カ所ございます。主に各地区の住民センターや教育施設となっており、これらの避難所等を災害の種類に応じて開設しておるところでございます。

また、あらゆる災害を想定しますと、議員ご指摘のとおり、ホテル等の避難所も必要でありますので、現在検討を始めているところでございます。民間施設ということでいろいろと課題はありますが、双方でしっかり協議し、進めたいと考えております。

次の質問でございます。年金、医療、介護についての質問でございます。

そのうちの医師不足の件と介護人材の確保についてのお話、質問でございました。

まず第1点目の医師不足の件でございますが、西吾妻福祉病院が地域医療振興協会の運営により、平成14年2月に開院し、16年が経過しました。その間、地域医療の中核として住民の安全のために、年間4万人の外来患者に対応し、年間延べ3万人前後の入院患者を受け入れております。救急医療では365日24時間の受け入れにより、住民の生命の安全に寄与し、毎年5,000人ほどの救急患者を昼夜なく受け入れを行っているところでございます。職員の体制は、現在医師11名、看護師、准看護師で75名、薬剤師2名、その他技術者28人など、総員181人体制でございます。開院当初は地域医療振興協会の職員派遣により対応して、その後、地元の採用に徐々に切りかえてきているところでございます。その中で医師につきましては、派遣後定住された医師もいらっしゃいますが、全員が協会からの派遣の対応となっているのが現状でございます。

医師確保については全国的に難しい問題となっている中、地域医療振興協会での指定管理により可能となっている状況でございます。その運営の収支状況や診療科目など、議員の皆様より厳しい指摘をいただいておりますところではございますが、経営の改善を図っていただきながら、地域住民の安心・安全のための運営体制の継続をお願いするものでございます。

今後西吾妻福祉病院につきましては、現在いろいろ指定管理の問題で協議をしておりますところでございます。また、議員のいろんな声も謙虚に耳を傾けて、さらに協議を続けてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、介護人材の確保についてのお話、質問でございました。

介護職員の人材不足については、農業、建設業、宿泊業などと同様に、人口減少に伴うもので、国は新たに外国人労働者の新在留資格の創設により、技能実習生のみでなく、就労目的の受け入れを行う方針を打ち出しております。これは大野議員が6月議会において資料を提出して示していただいたとおりでもございます。以前にも説明させていただいたと存じますが、国の就学資金の貸し付け制度は、社会福祉協議会を窓口としてございますので、周知を行いながら人材確保に努めたいと考えております。その上で国の外国人労働者の在留資格新制度について、秋の臨時国会において審議がされると聞いておりますので、その動向を注視していきたいと思っております。

なお、農業の研修生制度、農業の労働力の確保についても大変重要な課題だと思っております。この制度について農業も含めて、介護も含めて、しっかり国の制度をよく確認しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（滝沢倅明君） 大野克美君の再質問を許可します。

○12番（大野克美君） 村長のほうでよく全体協議、検討するということですがけれども、検討して、大体結論をいつぐらいまでに私の言ったことを実行するのに考えているのか。その時期、大体村長の腹づもりでいいですけども、こう言ったので、今度の例えば来年の3月のときにはその予算を入れるとか、そういうようなことを検討できるのか、それともいや、検討しますと言って、またずっといつまでもただ延びているのか、その辺が心配になりますので、もし自分が本当にやる気があるんだったら、もう期日とかそういうものをある程度締めて、えいやで決断してやっていきたいと思うんで、腹づもりでもいいですけども、ちゃんと答えていただきたい。

それで、2番目、医師の問題のところ、不足というのは本当に全国規模で大変な問題で

す。それで、婦恋の場合は医師会と振興協会の問題もあるんですけども、最近、振興会さんも結構医師を募集するのに、例えば外国にいた人とか、いろんな人を随分入れているんですね。ですから、私も含めてですけども、村長ももちろんキャベツのセールスとかはしていいですよ。だけど、今後の婦恋をかけたら、お医者さんをできるだけ自分たちでリクルートできるように、それで、その人が見つかったら、それを振興会にこういう人がいるけれども、振興会さん、このお医者さんを雇ってくださいかと、逆に待つんじゃなくて、村長もいろんなところをいきますから、そこでこういう人がいるんで、振興協会さん、この人を雇ってくださいと言えば、振興協会のほうも最近随分そういうお医者さんを受け入れたりするのをやっていますので、それをぜひ村長も顔の広いところで医師を逆提案する。そのくらいしておかないと、いざ折茂さんがいなくなってしまう場合、私はちょっと不安に感じますね。婦恋さん、やっぱりお医者さん集まらないので、こっちに送れませんなんていうことになれば、これは大変なことですよ。あるいは西吾妻まではできるけれども、婦恋診療所まではとても人を送れないと、そういう時代に入るかもわからない。なぜなら医者を集めるのがとにかく大変だから。だから、その辺の覚悟を持って、今後の五、六年考えれば、医者をとにかく誘致する。

その次、介護の問題の介護人材、私ちょっと言わなかったんですけども、介護施設もある程度必要になってきますね。今、のどかさんやっていますけれども、のどかさんにかわる第2のどか、これは民間からどうするのかということを入れないと大変になります。なぜならば、もう今の団塊の世代は78になって、それで年金はさっき言ったように、そんなにないですよ。みんな私がいろいろ聞いている中で年金がある人で大体20万円プラスマイナス二、三万円ぐらいが多いかな。それで、ましてや国民年金といたら7万円ちょっとです。それで、体は弱ってきたり、介護が必要になったときどうするのかという、非常に深刻な問題になってきます。

ですから、そのときもやっぱり介護人材が必要になってくるので、これもただ待っているだけだと、ちょっと難しいかもわからない。だから、キャベツのセールスに行くのもいいんですけども、介護人材をやるんだったら、私の単なる提案ですけども、むしろベトナムとかインドネシアあたりに行って、それである程度1人か2人、まずつばをつけておかないと後が回転しなくなる。ですから、そういうことを考えて、どうせ村長、どこかへ出て行くんだったら、一番費用対効果じゃないけれども、今後5年たった後に一番婦恋が深刻になるのは介護とか医療の問題ですから、そういうところに力を注ぐ。

以上です。

○議長（滝沢徹明君） 大野克美君の再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

同じ質問をした中で、いつまでやるか決意をというご指摘もございました。冒頭第1問目の災害の避難についてでございますけれども、千代田区との防災協定を結んでおる状況もでございます。首都直下型地震等が発生した場合には、今ある先ほど申しました嬬恋の約40カ所の避難場所だけでは足らんと、こう考えております。

そんな状況から、まだ千代田区はもちろん協定結んでますのであれですが、横浜の中区もあります。そういうところから大量に来た場合には、今ある施設だけでは足らんと思っています。その意味も含めまして、先ほど答弁させていただきましたように、民間の施設、旅館、ペンション、ホテル等の受け入れ態勢ができる部分は把握をしておく必要があるなと思っております。

ただ、大野議員は具体的にいつまにという話もございましたので、その辺も想定しながら、また村内だけでも、いわゆる土砂法によってレッドゾーン、イエローゾーンというのはあるわけございまして、その範囲に住む人口がどのくらいいるのか、それも含めてパラレルに検討を加えたいと、こう思っています。いつまでにということでございますが、年度内ぐらいには数字的なものはある程度出るのかなと思っておりますので、詰めてまいりたいと思っております。

医師のリクルートの件でございますけれども、今、大野議員の貴重なご発言、提案がありました。公益財団法人地域医療振興協会とあわせて、村が提案するお医者さんを推薦して国保診療所に充てたらどうかというお話でございます。現在、嬬恋村出身の6代のお医者さん、大学教授もおりますし、そういう方々と今ちょっといろんな連絡をとり合っておるところでございます。必要に応じて地元ということもありますので、しっかりとまた連携しながら、パイプを崩さない、しっかり連絡をとりながら、そういう形ができればマッチベターだと考えておるところでございます。本人にも会って、いろんなお話もさせてもらっておりますが、時期が来ればまた今大野議員の提案も一理あると私も思っておりますので、医者の確保についてはそう思っておるところでございます。

介護人材の確保でございますけれども、現在、ベトナムから隣の小諸市等を中心に、長野

県が大分、上田市もやっておりますが、阿部知事さんと小諸市のある方がお会いして、万が一のとき婦恋もどうですかというお話も現実いただいております。間違いなく私も介護は人材が不足すると思っておりますので、このパイプもしっかりまた双方で勉強しながら考えていく必要があると思っております。いつまでにといいことでは、もう少し具体的な話を早急に向こうもまた会いたいという話もありますので、連携をしっかりしながら、議会のほうにも報告ができるようにしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、2025問題と大野議員がいつもおっしゃるとおり、いろんなこれから超高齢化社会、世界一の高齢化社会、世界中で前例のない社会に今日本の人口構成が突入しておりますので、国のほうでは現在それを医療も介護も包括的なケアシステムを地域、地域の実情に合った形で早急にまとめて、一番いい体制で、人材、マンパワーも組織化して、地域包括的なケアシステムをつくりましょうというお話で現在進んでおります。村内でもこの作業はいろんな形で勉強会も検討会も、また関係する諸団体の皆さんも参加する中でしていただいておりますので、しっかりとした包括的なケアシステムの構築に努めてまいりたい、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 大野克美君の再々質問を許可します。

○12番（大野克美君） 一番の問題、これは村長も私もそれやりますけれども、とにかく医者をもしかすると医療協会も送りたくても送れない時代に入るかもわからない。ですから、これに対して引き続き村長のほうもぜひそれを強めてやっていただきたい。

それで、医者のほか、あとは介護の問題、これに関しても物事を進めるときの姿勢として、やっぱり余り慎重に考えてやると、物って何か否定的なものがばかり出てきてだめなんですね。ですから、物の動き、役場は私みたいな企業家とちょっと違う。慎重なのはわかりますけれども、とにかく石橋をたたいて、相当慎重にやっていると考えている間に、何か消滅してしまって動けなくなる。だけど、できたら何でも早くとにかく動いてみるという感覚が大事なんですね、少しでも。

よく私はブレーキで、車の運転で言いますけれども、何か行き詰まっているときというのは考えていても物事が打開しないんですね。ですけれども、車と同じように、車のハンドルを切るのに、とまっていてやろうと思ったってだめなんですね。ですけれども、ちょっとでも車って動くと、このハンドルというのは動くんですよ。それで、やっぱり企業とか何かにいると、スピードというのがもう実に大事で、スピードがあるかないかというのはもう本当に大事なことです。だから、とにかくできるところをちょっとでも進めていく。

だから、介護なら介護でも1人か2人でもそういうところへ手をつけ出す。あるいはこういう避難のときですね、何人使うかわからないです。そういう避難半日前制度がどれくらい使われるかわからないですけども、とにかくそういうものをやってみると。それで、これは単なる私は孀恋だけのことを言っているんじゃないんですよ。もし日本中がそういうふうになれば、孀恋は絶対孀恋モデルになりますよ。

○議長（滝沢倅明君） 大野議員、マイクが入ってません。

○12番（大野克美君） だから、この決意を持って、スピードを持って村長にやっていただきたい。締め切り日を決めてとにかく動く。ぜひお願いしたいと思います。

以上、答えはいいです。

○議長（滝沢倅明君） 以上で、大野克美君の一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（滝沢倅明君） 日程第5、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件につき、お手元に配付しました一覧表のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご異議ありませんので、申し出のとおり決定されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（滝沢倅明君） これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成30年第6回孀恋村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 月 日

議 長 滝 沢 俣 明

署 名 議 員 唐 澤 弘

署 名 議 員 大 野 克 美